

災害廃棄物の処理に係る調査（新たに実施する調査）

今年度新規に整理する事項として次の２点について整理・調査を実施した。

図表 1-1-1 調査内容と調査実施方法

調査内容		調査実施方法
1	災害廃棄物処理における防災・危機管理部局との連携状況調査	アンケート及び ヒアリング
2	通常時の退蔵品及び高齢化に伴う廃棄物対策に関する調査	

1.1 災害廃棄物処理における防災・危機管理部局との連携状況調査

平常時における災害廃棄物関連の災害廃棄物処理計画策定・改定時や住民研修・防災訓練等の連携状況を把握、今後の取組を進めるにあたっての課題・条件を整理するためのアンケート調査を行う。

また、アンケート結果をもとに個別の取組内容等について個別ヒアリングを行うこととした。

1.1.1 アンケート調査方針

アンケート項目を図表 1-1-2 に示す。

アンケートは、連携状況の概況調査として、各自治体策定の災害廃棄物処理計画、地域防災計画改訂時の意見提出状況、災害時の体制の検討状況、住民啓発の取組状況について確認した。

図表 1-1-2 アンケート調査票の設問項目

設問			対象	
			廃棄物	防災
問 1 自治体の災害廃棄物処理計画の策定・改定に関する事項	1-1 自治体の災害廃棄物処理計画の位置付け		○	
	1-2 災害廃棄物処理計画の策定・改定時の調整について	①災害廃棄物処理計画の策定・改訂にあたって防災・危機管理部局との調整の有無	○	○
		②「1. 計画の照会を行い、内容について意見を得た」場合の、意見照会を行った理由、きっかけ等	○	
		③「2. 意見照会を行っていない」場合の理由	○	
		④防災・危機管理部局のうち「2. あった/意見提出を行わなかった」とご回答いただいた方の意見提出を行わなかった理由		○
	1-3 災害廃棄物処理計画策定において、防災・危機管理部局の役割について調整状況		○	○
問 2 災害廃棄物に関する事項についての、貴団体地域防災計画への規定状況	2-1 自地域の地域防災計画改定にあたり、意見照会の実施、意見提出状況	①-2 地域防災計画改定にあたり廃棄物部局へ意見照会の実施状況		○
		①-2「2. 行わなかった（行わない）」場合の理由		○
		②-1 自地域の地域防災計画改定にあたり、廃棄物部局として災害廃棄物の対応に関する意見提出状況	○	
		②-2「3. 意見提出を行っていない（提出の予定は無い）」場合の理由	○	
問 3 災害時の体制に関する確認事項についての調整状況	3-1 平常時、廃棄物部局と災害廃棄物処理対応に関する調整の状況		○	○
	3-2 災害時、両部局での調整実施が必要と考える時期		○	○
	3-3 防災・危機管理部局で実施の耐震対策（住民（特に高齢者）の退蔵品対策）の状況			○
問 4 廃棄物部局と防災・危機管理部局が協働した、住民啓発の取組の状況	4-1 住民研修・防災訓練等への参加有無	①防災訓練等で、これまで廃棄物部局として災害廃棄物に関する内容の説明等の実施状況	○	
		②「2. 行ったことは無い」場合の具体的な実施内容	○	
		③廃棄物部局が主催する、平時の住民への説明会等の取組への参加状況		○
		④「2. 参加したことは無い」場合の具体的な実施内容		○
	4-2 その他、廃棄物部局、防災・危機管理部局で協働し、行っている取組		○	○
問 5	防災・危機管理部局と廃棄物部局の連携に関する問題/課題等		○	○

1.1.2 調査結果

(1) 調査対象及び回収状況

アンケート、令和4年7月20日～令和4年8月17日を期限としてメール配布にて実施した。近畿2府4県の市町村198団体に配布し、廃棄物部局からは154団体(77.8%)、防災・危機管理部局からは137団体(69.2%)回収した(アンケートの性質上、府県は回答対象としていない)。

図表 1-1-3 アンケート回収数

廃棄物部局				
	配布数	回収数	未回収数	回収率
滋賀県	19	10	9	52.6%
京都府	26	14	12	53.8%
大阪府	43	37	6	86.0%
兵庫県	41	36	5	87.8%
奈良県	39	33	6	84.6%
和歌山県	30	24	6	80.0%
6府県計	198	154	44	77.8%

防災・危機管理部局				
	配布数	回収数	未回収数	回収率
滋賀県	19	9	10	47.4%
京都府	26	13	13	50.0%
大阪府	43	31	12	72.1%
兵庫県	41	32	9	78.0%
奈良県	39	30	9	76.9%
和歌山県	30	22	8	73.3%
6府県計	198	137	61	69.2%

(2) 調査結果の概要

各設問の結果概要を図表 1-1-4 に示す。

図表 1-1-4 アンケート各設問の回答対象と結果概要

設問			対象		結果概要
			廃棄物	防災	
問 1 自治体の災害廃棄物処理計画の策定・改定に関する事項	1-1 自治体の災害廃棄物処理計画の位置付け		○		・災害廃棄物処理計画の位置づけは、「地域防災計画の下位計画」としての位置づけとしている自治体が多かった。 ・意見照会の実施状況は、廃棄物部局は「行っている」、防災・危機管理部局は「回答している」の回答が多く、役割の調整も両部局で「行っている」の回答が多かった。 ・意見照会、役割分担ともに「行っていない」理由としては、「廃棄物部局主管の計画のため」、「地域防災計画で記載」の回答が多かった。
	1-2 災害廃棄物処理計画の策定・改定時の調整について	①災害廃棄物処理計画の策定・改訂にあたって防災・危機管理部局との調整の有無	○	○	
		②「1. 計画の照会を行い、内容について意見を得た」場合の、意見照会を行った理由、きっかけ等	○		
		③「2. 意見照会を行っていない」場合の理由	○		
		④防災・危機管理部局のうち「2. あった/意見提出を行わなかった」とご回答いただいた方の意見提出を行わなかった理由		○	
	1-3 災害廃棄物処理計画策定において、防災・危機管理部局の役割について調整状況		○	○	
問 2 災害廃棄物に関する事項についての、貴団体地域防災計画への規定状況	2-1 自地域の地域防災計画改定にあたり、意見照会の実施、意見提出状況	①-2 地域防災計画改定にあたり廃棄物部局へ意見照会の実施状況		○	・地域防災計画の意見照会の実施状況は、防災・危機管理部局は「行っている」の廃棄物部局は「回答している」回答が多かった。 ・意見照会を「行っていない」理由としては、防災・危機管理部局では「行う必要が無いと考えた」の旨の回答が多かった。 ・廃棄物部局回答では「意見照会が行われなかった」の回答が多かったものの、その他の意見として「災害廃棄物処理計画と整合しているため」の旨の回答とともに「災害廃棄物処理計画未策定であるため」の回答があった。
		①-2「2. 行わなかった（行わない）」場合の理由		○	
		②-1 自地域の地域防災計画改定にあたり、廃棄物部局として災害廃棄物の対応に関する意見提出状況	○		
		②-2「3. 意見提出を行っていない（提出の予定は無い）」場合の理由	○		
問 3 災害時の体制に関する確認事項についての調整状況	3-1 平常時、廃棄物部局と災害廃棄物処理対応に関する調整の状況		○	○	・廃棄物部局、防災・危機管理部局ともに「調整を行っている」の回答が多かった。 ・「行っていない」理由としては、「機会不足」、「人員不足・業務多忙」などの課題が共通して回答があった。
	3-2 災害時、両部局での調整実施が必要と考える時期		○	○	

設問			対象		結果概要
			廃棄物	防災	
					設に関する調整」の回答が多かった。 ・「調整時期を想定していない」回答では、「随時調整するため」の回答があった。
	3-3 防災・危機管理部局で実施の耐震対策（住民（特に高齢者）の退蔵品対策）の状況			○	・退蔵品への取組としては、防災・危機管理部局のうち数団体で行っている結果となった。
問4 廃棄物部局と防災・危機管理部局が協働した、住民啓発の取組の状況	4-1 住民研修・防災訓練等への参加有無	①防災訓練等で、これまで廃棄物部局として災害廃棄物に関する内容の説明等の実施状況	○		・防災訓練等への参加状況は、数団体で「行ったことがある」の回答となった。 ・行ったことが無い理由としては、「連携のきっかけが無かった」の回答が多く、「今後連携し実施したい」の回答が多かった。 ⇒実施している自治体の、実施内容や庁内連携の流れの共有が考えられる。
		②「2. 行ったことは無い」場合の具体的な実施内容	○		
		③廃棄物部局が主催する、平時の住民への説明会等の取組への参加状況		○	・廃棄物部局主催の住民説明会等への参加状況は、数団体で「行ったことがある」の回答となった。
		④「2. 参加したことは無い」場合の具体的な実施内容		○	・行ったことが無い理由としては、「廃棄物部局の取組を知らなかった」の回答が多かった。 ⇒実施している自治体の、実施内容や庁内連携の流れの共有が考えられる。
	4-2 その他、廃棄物部局、防災・危機管理部局で協働し、行っている取組		○	○	・実施している取組の内容としては、設問である「①HP等への呼びかけの掲載」、「②ハザードマップ等への掲載」以外に下記が挙げられた。 ・災害廃棄物に関するマニュアル作成 ・両部局兼務職員の配置 ・住民向けパンフレット等
問5 防災・危機管理部局と廃棄物部局の連携に関する問題/課題等			○	○	・両部局での連携に関する問題/課題は、「災害廃棄物処理に関する課題に対する共通理解が困難」、「平時・災害時の連携が課題」、「対応実施のためのノウハウが不足」等の回答があった。

(3) 回答結果

①自治体の災害廃棄物処理計画の策定・改定に関する事項

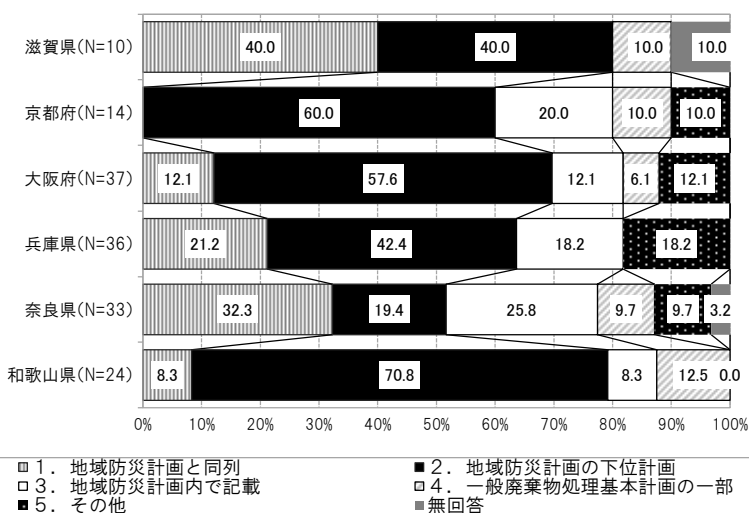
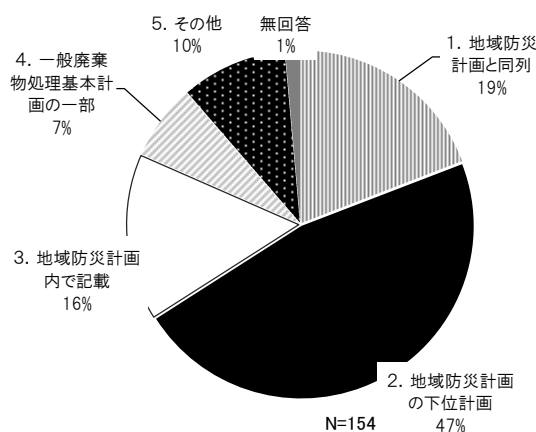
廃棄物部局回答

1-1 自治体の災害廃棄物処理計画の位置付け

全体では、「2. 地域防災計画の下位計画」としての位置づけが最も多く、次いで「1. 地域防災計画と同列」が多くなった。府県別では、滋賀県、奈良県で「1. 地域防災計画と同列」が最も多いまたは「2. 地域防災計画の下位計画」と同数となった。その他の回答では「地域防災計画を補完する計画である」の意見が多くあった。

【単数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 地域防災計画と同列の計画として位置付けている	回答数	4	0	4	7	10	2	27
	回答率	40.0%	0.0%	12.1%	21.2%	32.3%	8.3%	19.1%
2. 地域防災計画の下位計画として位置付けられている	回答数	4	6	19	14	6	17	66
	回答率	40.0%	60.0%	57.6%	42.4%	19.4%	70.8%	46.8%
3. 地域防災計画内で災害廃棄物処理の内容を記載している(独立した災害廃棄物処理計画は策定していない)	回答数	0	2	4	6	8	2	22
	回答率	0.0%	20.0%	12.1%	18.2%	25.8%	8.3%	15.6%
4. 一般廃棄物処理基本計画の一部として作成している	回答数	1	1	2	0	3	3	10
	回答率	10.0%	10.0%	6.1%	0.0%	9.7%	12.5%	7.1%
5. その他	回答数	0	1	4	6	3	0	14
	回答率	0.0%	10.0%	12.1%	18.2%	9.7%	0.0%	9.9%
無回答	回答数	1	0	0	0	1	0	2
	回答率	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	1.4%
合計	回答数	10	10	33	33	31	24	141
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「5. その他」の内容

内容
地域防災計画及び一般廃棄物処理基本計画を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たす計画として位置付けられている
地域防災計画及び一般廃棄物処理基本計画を災害廃棄物処理という側面から補完する役割
本市では、災害時に係る計画、マニュアル類を分野別に持つのではなく、地域防災計画とそれに基づく実働計画類に集約することとしており、災害廃棄物処理計画は実働計画類(実働マニュアル)から関係部分を転載、抜粋して示している。
災害廃棄物の対処方針は、一般廃棄物処理基本計画に「地域防災計画に基づき処理処分を行っていく」と記載されており、地域防災計画の「生ごみ・災害廃棄物処理対策」内に大まかに記載されているが、処理の詳細については、災害廃棄物の処理計画の策定ができていないため、処理計画の位置づけはされていない。
一部事務組合にて策定している。

1-2 災害廃棄物処理計画の策定・改訂時の調整について

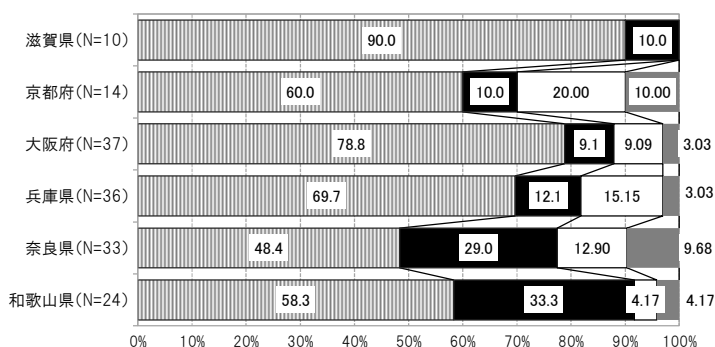
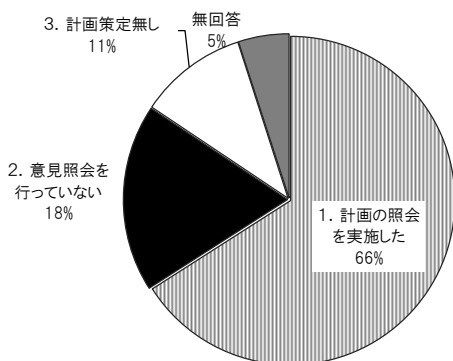
1) 災害廃棄物処理計画の策定・改訂にあたって防災・危機管理部局との調整の有無

災害廃棄物処理計画策定への意見照会の有無は、「実施した」/「あった/意見提出を行った」の回答が、廃棄物部局、防災・危機管理部局ともに一番多くなった。「意見照会を行っていない（意見照会は無かった）」の回答は、全体で1割程度であった。

廃棄物部局回答

【単数回答】

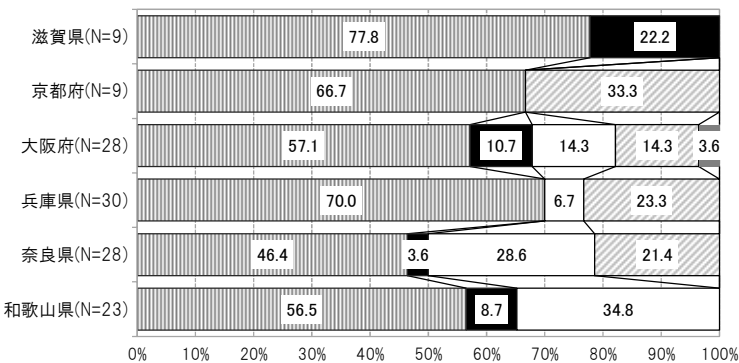
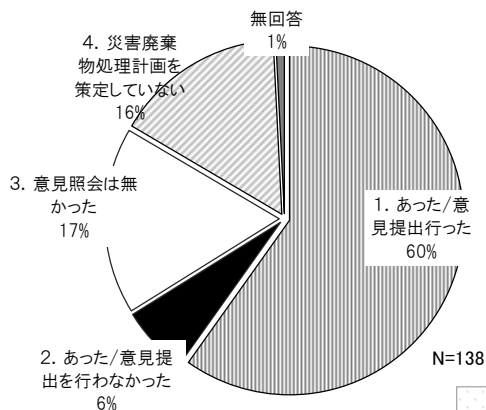
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 計画の照会を行い、内容について意見を得た	回答数	9	6	26	23	15	14	93
	回答率	90.0%	60.0%	78.8%	69.7%	48.4%	58.3%	66.0%
2. 意見照会を行っていない	回答数	1	1	3	4	9	8	26
	回答率	10.0%	10.0%	9.1%	12.1%	29.0%	33.3%	18.4%
3. 災害廃棄物処理計画を策定していない(庁内で災害廃棄物に関する内容を定めた計画が無い)	回答数	9	10	33	33	31	24	141
	回答率	0.0%	20.0%	9.1%	15.2%	12.9%	4.2%	10.6%
無回答	回答数	0	1	1	1	3	1	7
	回答率	0.0%	10.0%	3.0%	3.0%	9.7%	4.2%	5.0%
合計	回答数	10	10	33	33	31	24	141
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



■ 1. 計画の照会を実施した ■ 2. 意見照会を行っていない □ 3. 計画策定無し ■ 無回答

防災・危機管理部局回答

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. あった/意見提出を行った	回答数	7	6	16	21	13	13	76
	回答率	77.8%	66.7%	57.1%	70.0%	46.4%	56.5%	59.8%
2. あった/意見提出を行わなかった	回答数	2	0	3	0	1	2	8
	回答率	22.2%	0.0%	10.7%	0.0%	3.6%	8.7%	6.3%
3. 意見照会は無かった	回答数	0	0	4	2	8	8	22
	回答率	0.0%	0.0%	14.3%	6.7%	28.6%	34.8%	17.3%
4. 災害廃棄物処理計画を策定していない(災害廃棄物に関する計画が庁内で策定されていない)	回答数	0	3	4	7	6	0	20
	回答率	0.0%	33.3%	14.3%	23.3%	21.4%	0.0%	15.7%
無回答	回答数	0	0	1	0	0	0	1
	回答率	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
合計	回答数	9	9	28	30	28	23	127
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



■ 1. あった/意見提出を行った ■ 2. あった/意見提出を行わなかった □ 3. 意見照会は無かった ▨ 4. 計画策定無し

2) 「1. 計画の照会を行い、内容について意見を得た」場合の、意見照会を行った理由、

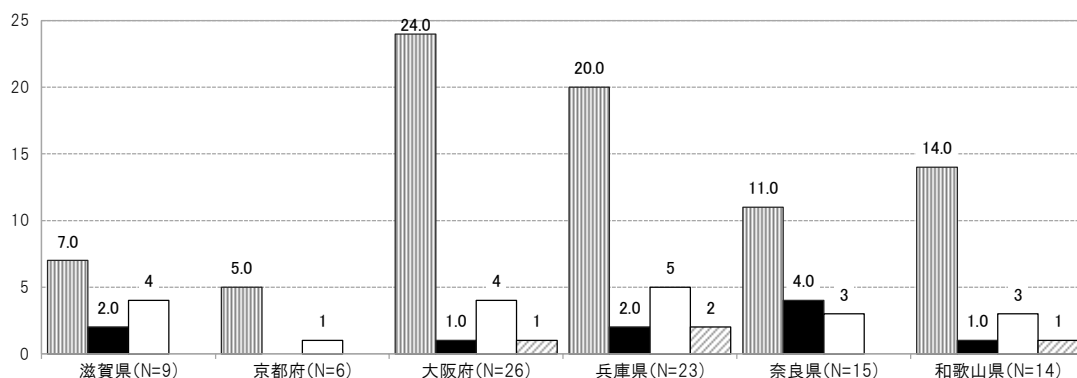
きっかけ等

廃棄物部局回答

意見照会実施の理由、きっかけについては「連携が必要と考えたため実施」が一番多く、全体の約 87%となった。その他の回答は、計画策定中に照会を行うのではなく事前説明を実施した意見や、廃棄物部局と防災・危機管理部局が同課であるためという意見があった。

【複数回答】

		滋賀県 (N=9)	京都府 (N=6)	大阪府 (N=26)	兵庫県 (N=23)	奈良県 (N=15)	和歌山県 (N=14)	2府4県 (N=93)
1. 災害廃棄物対応は防災・危機管理部局との連携が必要であると考えたため照会を依頼した	回答数	7	5	24	20	11	14	81
	回答率	77.8%	83.3%	92.3%	87.0%	73.3%	100.0%	87.1%
2. 防災・危機管理部局より、確認の要望があったため照会を依頼した	回答数	2	0	1	2	4	1	10
	回答率	22.2%	0.0%	3.8%	8.7%	26.7%	7.1%	10.8%
3. 策定する計画は庁内合議や照会を行う必要があるため実施した(自治体での決まりがある)	回答数	4	1	4	5	3	3	20
	回答率	44.4%	16.7%	15.4%	21.7%	20.0%	21.4%	21.5%
4. その他	回答数	0	0	1	2	0	1	4
	回答率	0.0%	0.0%	3.8%	8.7%	0.0%	7.1%	4.3%
無回答	回答数	1	4	7	10	16	9	47
	回答率	11.1%	66.7%	26.9%	43.5%	106.7%	64.3%	50.5%



□ 1. 連携が必要と考えた ■ 2. 防災・危機管理部局より確認の要望があった □ 3. 庁内の規定により実施 □ 4. その他

「5. その他」の内容

内容
計画改定着手前に概要・主旨を説明し、資料提供を依頼した。計画書も共有している。
災害に関する計画であるため合議による照会を行った。

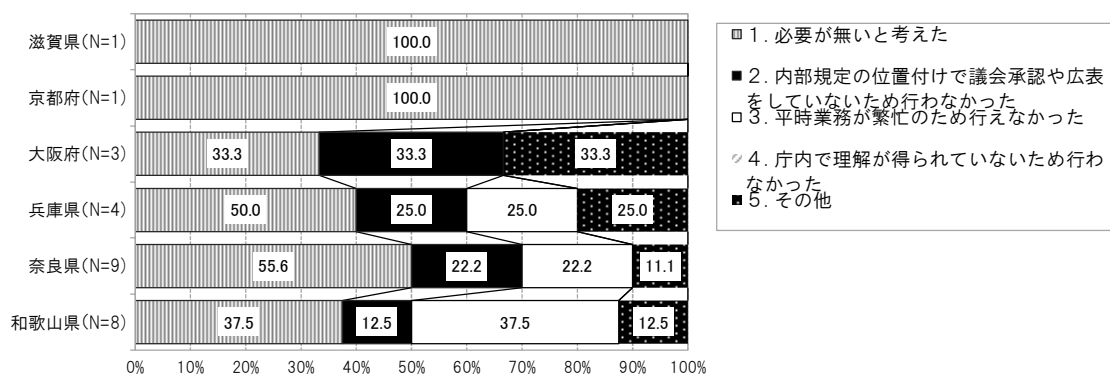
3) 「2. 意見照会を行っていない」場合の理由

意見照会を行っていない理由としては、「1. 必要無いと考えた」が最も多く、50%となった。「2. 内部規定の位置づけであるため」、「3. 多忙のため」がそれぞれ20%程度あり、「4. 理解が得られていないため」の回答は無かった。

廃棄物部局回答

【複数回答】

		滋賀県 (N=1)	京都府 (N=1)	大阪府 (N=3)	兵庫県 (N=4)	奈良県 (N=9)	和歌山県 (N=8)	2府4県 (N=26)
1. 災害廃棄物処理計画は、廃棄物部局主管の計画のため行う必要が無いと考えた	回答数	1	1	1	2	5	3	13
	回答率	100.0%	100.0%	33.3%	50.0%	55.6%	37.5%	50.0%
2. 災害廃棄物処理計画は、公式な計画ではなく内部規定の位置付けで議会承認や広表をしていないため	回答数	0	0	1	1	2	1	5
	回答率	0.0%	0.0%	33.3%	25.0%	22.2%	12.5%	19.2%
3. 平時業務が繁忙のため照会を行えなかった(照会のための調整を行う時間が無かった)	回答数	0	0	0	1	2	3	6
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	22.2%	37.5%	23.1%
4. 庁内で災害廃棄物対応に関する理解が得られていないため行わなかった	回答数	0	0	0	0	0	0	0
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. その他	回答数	0	0	1	1	1	1	4
	回答率	0.0%	0.0%	33.3%	25.0%	11.1%	12.5%	15.4%



「5. その他」の内容

内容
一部事務組合が策定しているため。
意見照会を行ったが、災害廃棄物対策指針に沿ったものであったため意見はなかった
発生する災害の想定だけは、災害廃棄物の発生量推計に必要なため考え方のすり合わせをした。

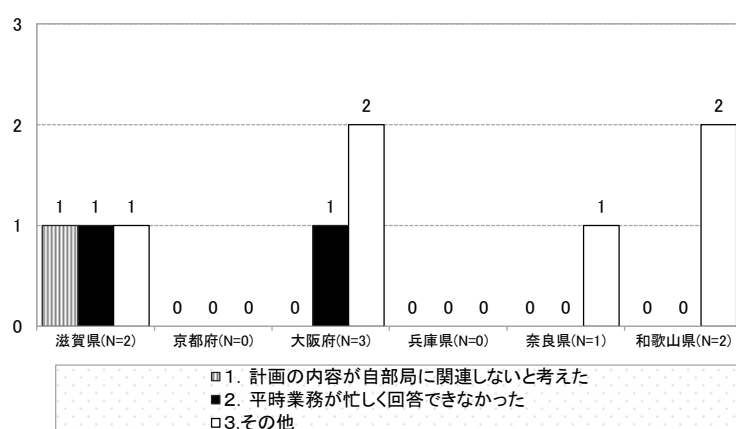
4) 防災・危機管理部局のうち「2. あった/意見提出を行わなかった」とご回答いただいた方の意見提出を行わなかった理由

防災・危機管理部局回答

実施された意見照会に対し意見提出を行わなかった理由としては、「1. 自局に関連しないと考えた」、「2. 多忙で回答ができなかった」の回答がわずかにあった。その他の回答として「確認したうえで意見提出が必要なかったため行わなかった」の回答が複数あった。

【複数回答】

		滋賀県 (N=2)	京都府 (N=0)	大阪府 (N=3)	兵庫県 (N=0)	奈良県 (N=1)	和歌山県 (N=2)	2府4県 (N=8)
1. 計画の内容が自部局に関連しないと考えた	回答数	1	0	0	0	0	0	1
	回答率	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
2. 意見照会が行われていたことは知っているが、平時業務が忙しく回答できなかった	回答数	1	0	1	0	0	0	2
	回答率	50.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%
3. その他	回答数	1	0	2	0	1	2	6
	回答率	50.0%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%	100.0%	75.0%



その他の回答

内容を確認した結果、意見提出は不要と判断した。
自部局へとの関連性について認識したうえで、照会内容に対して提出意見がなかったため
特に意見を提出するような疑義や修正がなかったため
当課が策定したため
既に調整を済ませていた
意見提出の必要がなかった
特に意見はなかった

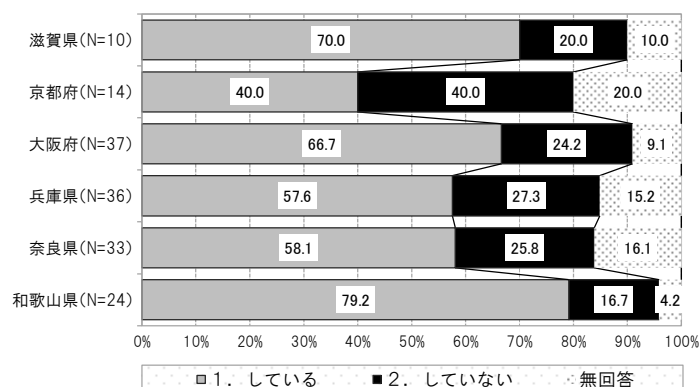
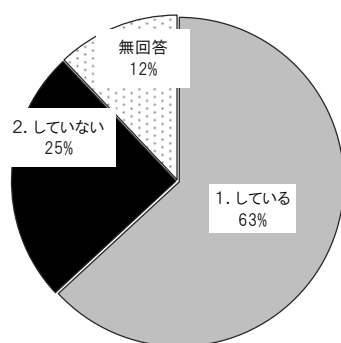
1-3 災害廃棄物処理計画策定において、防災・危機管理部局の役割について調整状況

廃棄物部局回答

防災・危機管理部局との役割の調整有無は、「1. している」が全体の 63%となった。「2. していない」が約 25%の回答があった。
調整を行っていない理由として「地域防災計画で記載しているため」、「災害時の対応であることから明確に記載ができない」、「廃棄物部局が主幹であるため」などの意見があった。

【単数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. している	回答数	7	4	22	19	18	19	89
	回答率	70.0%	40.0%	66.7%	57.6%	58.1%	79.2%	63.1%
2. していない	回答数	2	4	8	9	8	4	35
	回答率	20.0%	40.0%	24.2%	27.3%	25.8%	16.7%	24.8%
無回答	回答数	1	2	3	5	5	1	17
	回答率	10.0%	20.0%	9.1%	15.2%	16.1%	4.2%	12.1%
合計	回答数	10	10	33	33	31	24	141
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「2. していない」の内容

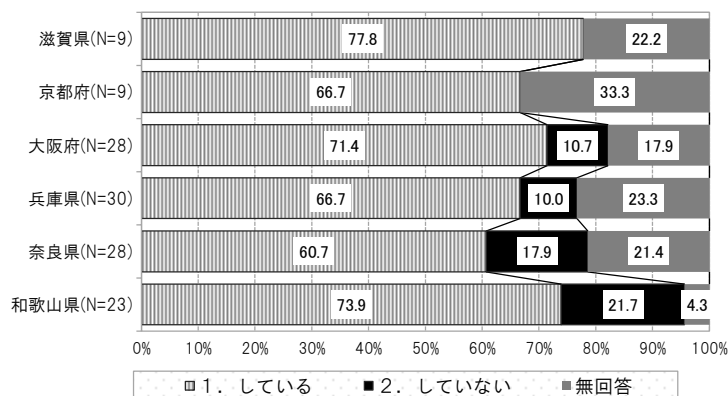
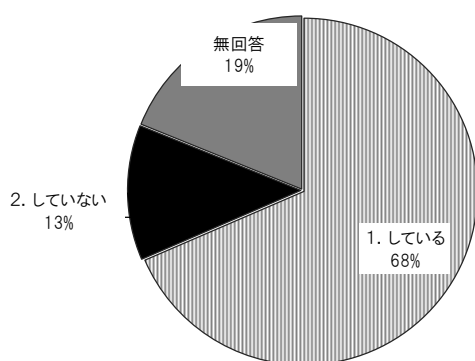
	内容
地域防災計画にて記載	地域防災計画の下位計画として位置付けられているため
	各部局の役割分担については地域防災計画において記載されているため。
明確に記載ができない	市と組合との役割分担は記載してあるが、市の内部的な役割分担は組合で記載するところでないため。
	災害規模、内容により変動するため明確に線引きした形では記載なし
	兼務となることが予想され明確な役割分担は示していない。
廃棄物部局の対応であるため	廃棄物処理に関わる計画のため
	主に災害発生時における廃棄物の処理について記載しているため。

防災・危機管理部局回答

防災・危機管理部局との役割の調整有無は、「1. している」が全体の69%となった。「2. していない」が約13%の回答があった。調整を行っていない理由として、「地域防災計画で記載しているため」、「業務多忙・人員不足」、「廃棄物部局が主幹であるため」などの意見があった。

【単数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. している	回答数	7	6	20	20	17	17	87
	回答率	77.8%	66.7%	71.4%	66.7%	60.7%	73.9%	68.5%
2. していない	回答数	0	0	3	3	5	5	16
	回答率	0.0%	0.0%	10.7%	10.0%	17.9%	21.7%	12.6%
無回答	回答数	2	3	5	7	6	1	24
	回答率	22.2%	33.3%	17.9%	23.3%	21.4%	4.3%	18.9%
合計		回答数	9	9	28	30	28	127
		回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「2. していない」の内容

内容	
地域防災計画内で記載	地域防災計画の中に廃棄物処理計画を定めているため、部局間分担の記載がない
業務多忙・人員不足	平常業務が忙しく調整の時間がとれなかったため
	人員不足
廃棄物部局の対応であるため	廃棄物処理を担当する部署が主となって行うことから調整はしていない。

問2 災害廃棄物に関する事項についての、貴団体地域防災計画への規定状況

2-1 自地域の地域防災計画改定にあたり、意見照会の実施、意見提出状況

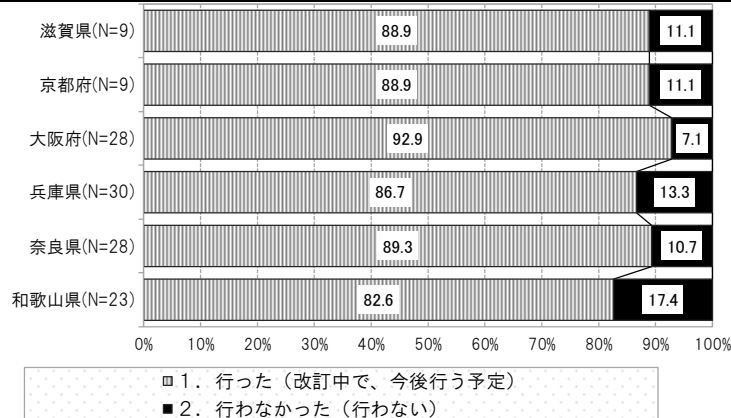
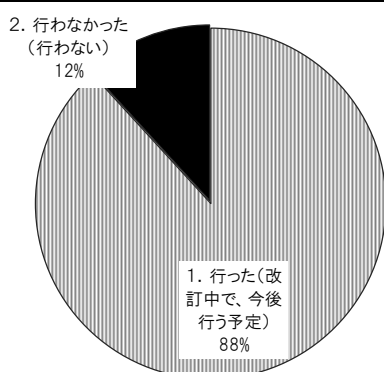
防災・危機管理部局回答

地域防災計画策定にあたっての意見照会実施状況は、約88%の自治体で「1. 行った（改訂中で、今後行う予定）」との回答であった。「2. 行わなかった（行わない）」の理由として「行う必要が無いと考えた」の回答が最も多かった。「2. 行わなかった（行わない）」の理由の自由回答としては、「廃棄物部子で対応を定めるため」の旨の回答となった。

1) -2 地域防災計画改定にあたり廃棄物部局へ意見照会の実施状況

【単数回答】

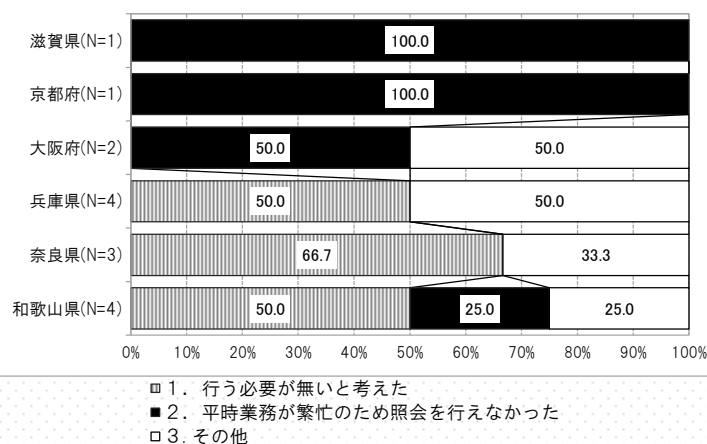
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 行った（改訂中で、今後行う予定）	回答数	8	8	26	26	25	19	112
	回答率	88.9%	88.9%	92.9%	86.7%	89.3%	82.6%	88.2%
2. 行わなかった（行わない）	回答数	1	1	2	4	3	4	15
	回答率	11.1%	11.1%	7.1%	13.3%	10.7%	17.4%	11.8%
合計	回答数	9	9	28	30	28	23	127
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



2) -2 「2. 行わなかった（行わない）」場合の理由

【複数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 行う必要が無いと考えた	回答数	0	0	0	2	2	2	6
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	66.7%	50.0%	40.0%
2. 平時業務が繁忙のため照会を行えなかった（照会のための調整を行う時間が無かった）	回答数	1	1	1	0	0	1	4
	回答率	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	26.7%
3. その他	回答数	0	0	1	2	1	1	5
	回答率	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	33.3%	25.0%	33.3%
合計	回答数	1	1	2	4	3	4	15
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



その他の回答

地域防災計画については、各所管部局において内容を検討・作成しているため
廃棄物担当課のため行う必要がない
翌年度に災害廃棄物処理計画が策定される予定となっており、その計画において意見等を反映させるため。
災害廃棄物処理計画を策定しているため

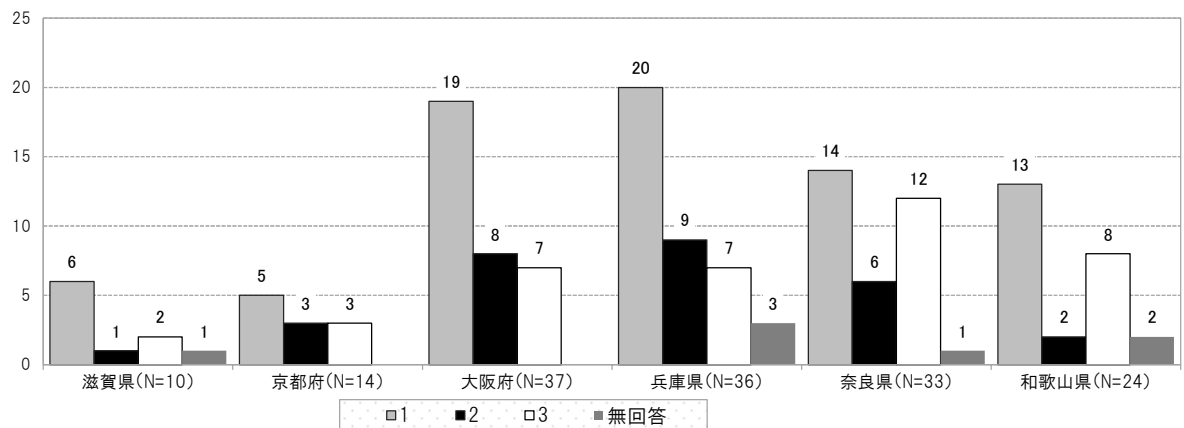
廃棄物部局回答

地域防災計画改定への意見提出状況は、ほとんどの自治体で「意見提出を行った」の回答であった。約 28%の自治体で、「3. 意見提出を行わなかった（提出の予定は無い）」の回答があり、行わなかった理由としては「4. 意見照会が行われなかった／近年改定が行われていない」の回答が多くなった。意見提出を行っていないその他の理由としては、「処理計画と内容が整合しているため」などの意見があった。

②-1 自地域の地域防災計画改定にあたり、廃棄物部局として災害廃棄物の対応に関する意見提出状況

【複数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 策定済みの災害廃棄物処理計画等をもとに意見を提出した（提出する予定がある）	回答数	6	5	19	20	14	13	77
	回答率	60.0%	50.0%	57.6%	60.6%	45.2%	54.2%	54.6%
2. 国の防災基本計画、災害廃棄物対策指針等上位計画をもとに意見提出を行った（提出する予定がある）	回答数	1	3	8	9	6	2	29
	回答率	10.0%	30.0%	24.2%	27.3%	19.4%	8.3%	20.6%
3. 意見提出を行わなかった（提出の予定は無い）	回答数	2	3	7	7	12	8	39
	回答率	20.0%	30.0%	21.2%	21.2%	38.7%	33.3%	27.7%
無回答	回答数	1	0	0	3	1	2	7
	回答率	10.0%	0.0%	0.0%	9.1%	3.2%	8.3%	5.0%



②-2 「3. 意見提出を行っていない（提出の予定は無い）」場合の理由

【複数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 地域防災計画の改定内容が自部局に関連しないと考えた	回答数	0	1	1	3	0	0	5
	回答率	0.0%	25.0%	11.1%	30.0%	0.0%	0.0%	10.9%
2. 意見照会が行われていたことは知っているが、平時業務が忙しく回答できなかった	回答数	0	0	0	0	1	0	1
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	2.2%
3. 意見照会が行われていることを知らなかった	回答数	0	0	1	0	0	2	3
	回答率	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	25.0%	6.5%
4. 意見照会が行われなかった／近年改定が行われていない	回答数	1	2	3	6	11	4	27
	回答率	50.0%	50.0%	33.3%	60.0%	84.6%	50.0%	58.7%
5. その他	回答数	1	1	5	1	2	2	12
	回答率	50.0%	25.0%	55.6%	10.0%	15.4%	25.0%	26.1%

内容	
処理計画と整合	災害廃棄物処理基本計画との整合性が図られているため
	改定案について、災害廃棄物処理計画の記載内容等を踏まえて確認した結果、問題がなかったため。
その他	災害廃棄物処理計画があるため必要ないと考えた
	現在意見照会が行われており、自部局に関連する内容かどうか近日中に確認予定
	廃棄物部局として災害廃棄物関係の意見提出は行わなかったが、火葬関連に関して意見提出した。

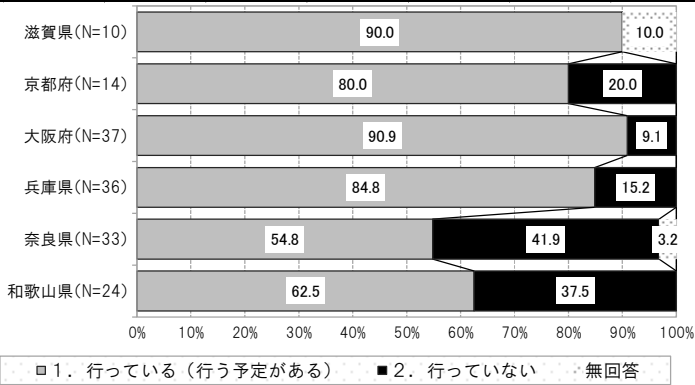
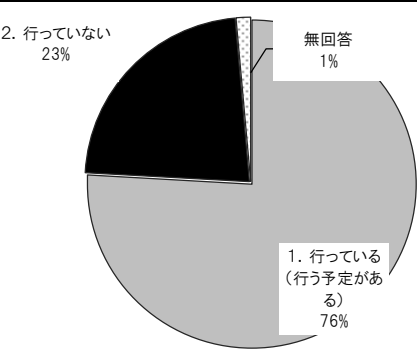
問3 災害時の体制に関する確認事項についての調整状況

3-1 平常時、廃棄物部局と災害廃棄物処理対応に関する調整の状況

廃棄物部局回答

平時の防災・危機管理部局との調整状況は、約76%の自治体で「行っている（行う予定がある）」との回答があった。「2. 行っていない」の回答は約23%あり、行っていない理由としては、機会不足、災害廃棄物処理計画未策定、人員不足・業務多忙などの課題があった。

【単数回答】		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 行っている（行う予定がある）	回答数	9	8	30	28	17	15	107
	回答率	90.0%	80.0%	90.9%	84.8%	54.8%	62.5%	75.9%
2. 行っていない	回答数	0	2	3	5	13	9	32
	回答率	0.0%	20.0%	9.1%	15.2%	41.9%	37.5%	22.7%
無回答	回答数	1	0	0	0	1	0	2
	回答率	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	1.4%
合計		回答数 10	10	33	33	31	24	141
		回答率 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「2. 行っていない」の内容

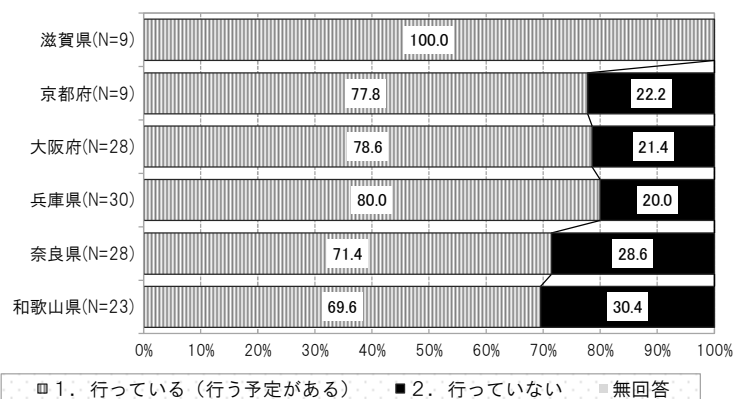
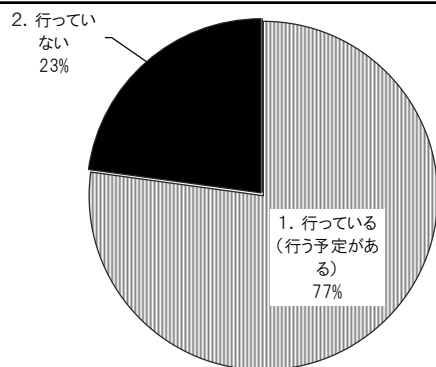
内容	
機会不足	会議等で意見交換や調整をする機会がない
人員不足、業務多忙で調整ができない	平時の業務が忙しく災害廃棄物処理対応に人員が割けていない。
廃棄物部局担当の主管であるため	担当部署が主となって行うため
	災害時、規模や状況に応じ随時行っているため
	災害対策本部設置時に調整を行う為
	業務継続計画記載を前提として、懸案事項が認識されれば随時行う。
地域防災計画で調整済みのため	地域防災計画作成において対応を調整済であるため。

防災・危機管理部局回答

平時の廃棄物部局との調整状況は、約 77%の自治体で「行っている（行う予定がある）」との回答があった。「2. 行っていない」の回答は約 23%あり、行っていない理由としては、機会不足、災害廃棄物処理計画未策定、人員不足・業務多忙などの課題があった。

【単数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 行っている（行う予定がある）	回答数	9	7	22	24	20	16	98
	回答率	100.0%	77.8%	78.6%	80.0%	71.4%	69.6%	77.2%
2. 行っていない	回答数	0	2	6	6	8	7	29
	回答率	0.0%	22.2%	21.4%	20.0%	28.6%	30.4%	22.8%
合計	回答数	9	9	28	30	28	23	127
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



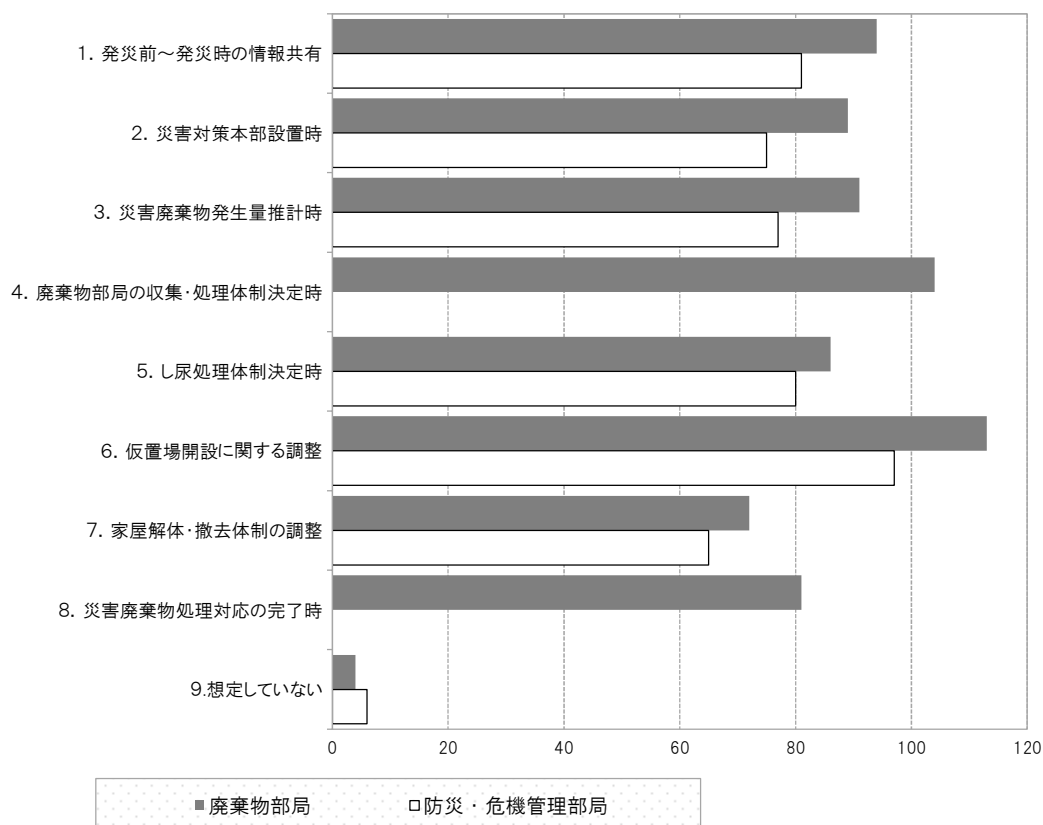
「2. 行っていない」の理由

	内容
機会不足	廃棄物部局がどのような取組をしているのか知らないため。
	平常時において、災害時の体制に関する調整が災害廃棄物処理まで至っていないため。
	庁内において平常時の災害廃棄物処理対応に関する調整の議論が進んでいないため。
	平常時よりどういう調整が必要か今後検討
業務多忙・人員不足 廃棄物部局主管であるため	平時業務が繁忙のため調整を行えなかった（調整を行うための調整を行う時間が無かった）
	災害廃棄物処理対応は、廃棄物担当課が主であるため、危機・防災管理課と調整している
	災害時では大字との協議を行うため
災害廃棄物処理計画、地域防災計画において規定のため	平常時には行わず地域防災計画改定時等において調整している
	業務継続計画に記載しているため
その他	しばらく計画等の見直しを行っていなかったため。
	両方の担当課のため

3-2 災害時、両部局での調整実施が必要と考える時期

廃棄物部局、防災・危機管理部局回答

災害時の両部局で行う調整の時期としては、両部局とも必要と考える時期が概ね一致する結果となった。「6. 仮置場開設に関せする調整」が両部局で一番回答が多かった。「8. 災害廃棄物処理対応の完了時」は、廃棄物部局は報告が必要と考えているものの、防災・危機管理部局では「調整が必要」の回答が無かった。「9. 想定していない」の具体的な理由としては、両部局共通して「随時実施するため」の回答があった。



「9. 想定していない」の具体的な理由

【廃棄物部局】

内容	
随時実施	災害時は災害対策本部として一体となつて対応に当たるため、必要な情報は随時共有することを想定している。
	防災・危機管理部局は統括班となるため、基本的に状況に変化があれば報告を行うことになる。
その他	令和4年度モデル事業（ボランティア）に危機管理部局、社協とともに参加
	当課が担当課であるため
	現段階では想定していない。

【防災・危機管理部局】

内容	
随時実施	災害時は災害対策本部として一体となつて対応に当たるため、必要な情報は随時共有することを想定している。
	設問3～8については、災害時に設置する災害対策本部において、状況に応じ判断を行う。
その他	廃棄物に関する事項については、本部員会議での議題とし、市長の意思決定を仰いでいく必要があると考えるため。

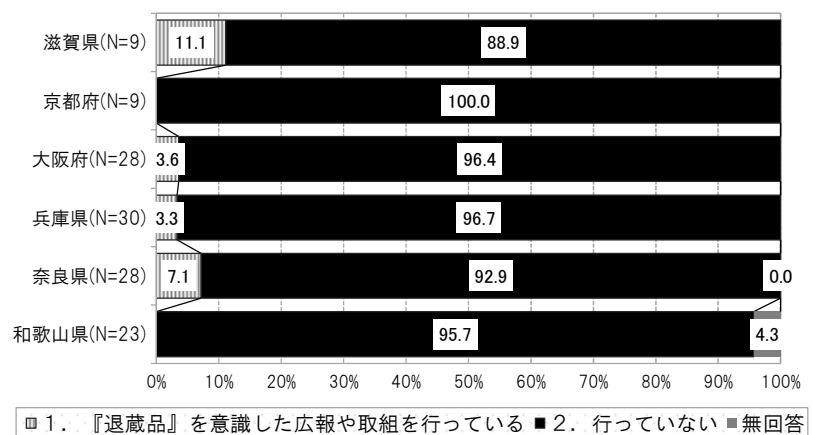
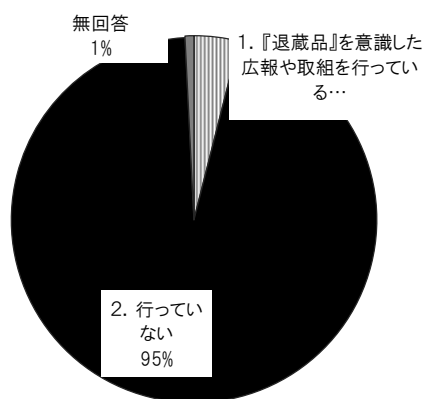
3-3 防災・危機管理部局で実施の耐震対策（住民（特に高齢者）の退蔵品対策）の状況

防災・危機管理部局における退蔵品対策については、「1.『退蔵品』を意識した広報や取組を実施している」回答が約4%、「2.行っていない」が約95%となった。

防災・危機管理部局回答

【単数回答】

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 防災・危機管理部局において『退蔵品』を意識した広報や取組を行っている	回答数 1 回答率 11.1%	0 0.0%	1 3.6%	1 3.3%	2 7.1%	0 0.0%	5 3.9%
2. 特に『退蔵品』を意識した広報・取組は行っていない	回答数 8 回答率 88.9%	9 100.0%	27 96.4%	29 96.7%	26 92.9%	22 95.7%	121 95.3%
無回答	回答数 0 回答率 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	1 0.8%
合計	回答数 9 回答率 100.0%	9 100.0%	28 100.0%	30 100.0%	28 100.0%	23 100.0%	127 100.0%



問4 廃棄物部局と防災・危機管理部局が協働した、住民啓発の取組の状況

4-1 住民研修・防災訓練等への参加有無

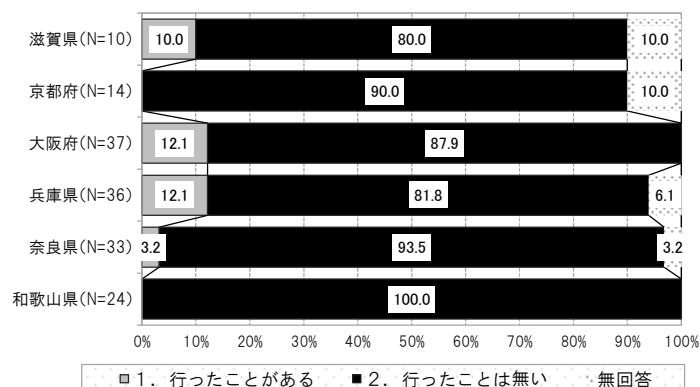
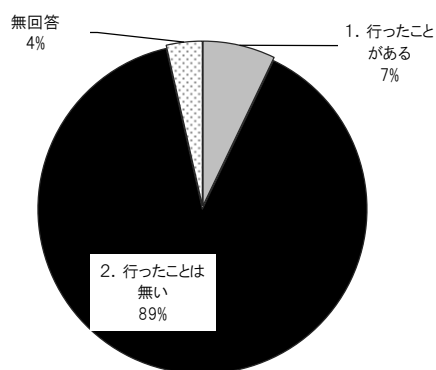
廃棄物部局回答

1) 防災訓練等で、これまで廃棄物部局として災害廃棄物に関する内容の説明等の実施状況

廃棄物部局の、防災・危機管理部局主催の住民研修・防災訓練等への参加の状況は、「2. 行ったことは無い」が約89%、「1. 行ったことがある」が約7%となった。
行なったことがある場合の具体的な実施内容は、「①自治体の総合防災訓練での説明・訓練」が4団体、「③防災に関する説明会・研修会での説明」が4団体、「②住民主催の訓練での説明・訓練」が2団体であった。

【単数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 行ったことがある	回答数	1	0	4	4	1	0	10
	回答率	10.0%	0.0%	12.1%	12.1%	3.2%	0.0%	7.1%
2. 行ったことは無い	回答数	8	9	29	27	29	24	126
	回答率	80.0%	90.0%	87.9%	81.8%	93.5%	100.0%	89.4%
無回答	回答数	1	1	0	2	1	0	5
	回答率	10.0%	10.0%	0.0%	6.1%	3.2%	0.0%	3.5%
合計	回答数	10	10	33	33	31	24	141
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



②「1. 行ったことがある」場合の具体的な実施内容

【複数回答】

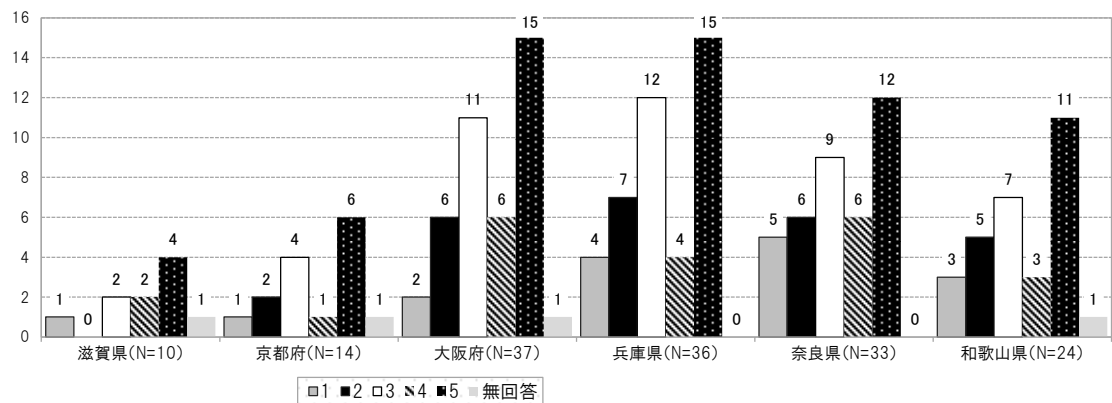
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
①自治体の総合防災訓練に参加し、災害廃棄物に関して説明・訓練を行ったことがある	回答数	1	0	1	1	1	0	4
	回答率	100.0%	0.0%	25.0%	25.0%	100.0%	0.0%	40.0%
②自治会・自主防災組織など地域住民が行う防災訓練に参加し、災害廃棄物に関して説明・訓練を行ったことがある	回答数	0	0	2	0	0	0	2
	回答率	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
③防災・危機管理部局が主催する地域住民への防災に関する説明会・研修等で災害廃棄物に関して説明を行ったことがある	回答数	0	0	2	2	0	0	4
	回答率	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	40.0%
無回答	回答数	0	0	0	1	0	0	1
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	10.0%

2) 「2. 行ったことは無い」場合の具体的な実施内容

防災・危機管理部局主催の住民研修・防災訓練等への参加を行ったことが無い理由としては、「3. 取り組みを知ってはいたが連携のきっかけが無かった」が最も多く全体で45件回答があり、「5. 今後、防災・危機管理部局と連携して行いたい」の回答が全体で63件となった。

【複数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 防災・危機管理部局がどのような取組を行っているか知らなかった	回答数	1	1	2	4	5	3	16
	回答率	12.5%	11.1%	6.9%	14.8%	17.2%	12.5%	12.7%
2. 防災研修や防災訓練が、災害廃棄物の取組と関連すると思えなかった	回答数	0	2	6	7	6	5	26
	回答率	0.0%	22.2%	20.7%	25.9%	20.7%	20.8%	20.6%
3. 防災研修や防災訓練が、災害廃棄物の取組と関連すると分ってはいたが連携のきっかけが無かった	回答数	2	4	11	12	9	7	45
	回答率	25.0%	44.4%	37.9%	44.4%	31.0%	29.2%	35.7%
4. 業務多忙のため参加できなかった	回答数	2	1	6	4	6	3	22
	回答率	25.0%	11.1%	20.7%	14.8%	20.7%	12.5%	17.5%
5. 今後、防災部局と連携した住民啓発を行いたいと思う	回答数	4	6	15	15	12	11	63
	回答率	50.0%	66.7%	51.7%	55.6%	41.4%	45.8%	50.0%
無回答	回答数	1	1	1	0	0	1	4
	回答率	12.5%	11.1%	3.4%	0.0%	0.0%	4.2%	3.2%



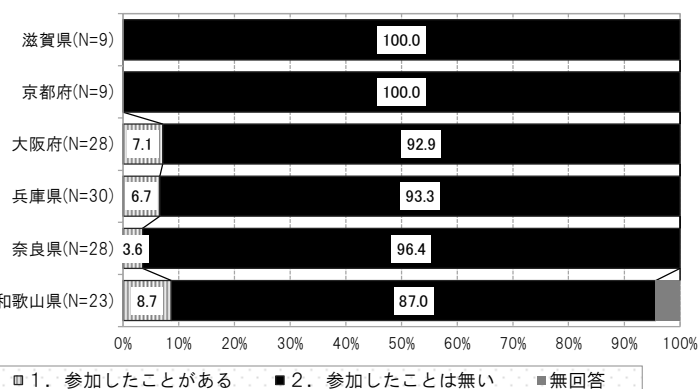
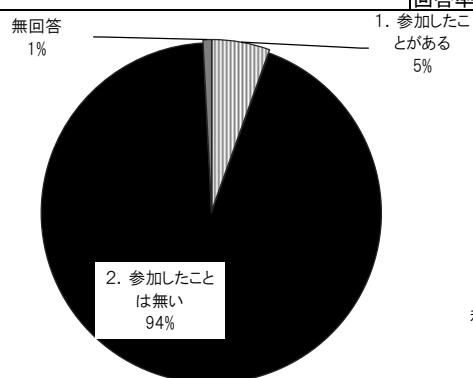
防災・危機管理部局回答

3) 廃棄物部局が主催する、平時の住民への説明会等の取組にこれまでに参加状況

防災・危機管理部局の、廃棄物部局主催の住民説明会等への参加状況は、「1. 参加したことがある」が約5%程度となり、「2. 参加したことは無い」が約94%となった。
参加したことが無い具体的な理由としては、「1. 廃棄物部局がどのような取組を行っているか知らなかった」が最も多く全体で64件、次いで「2. 廃棄物部局の取組が関連すると思えなかった」が全体で11件となった。

【単数回答】

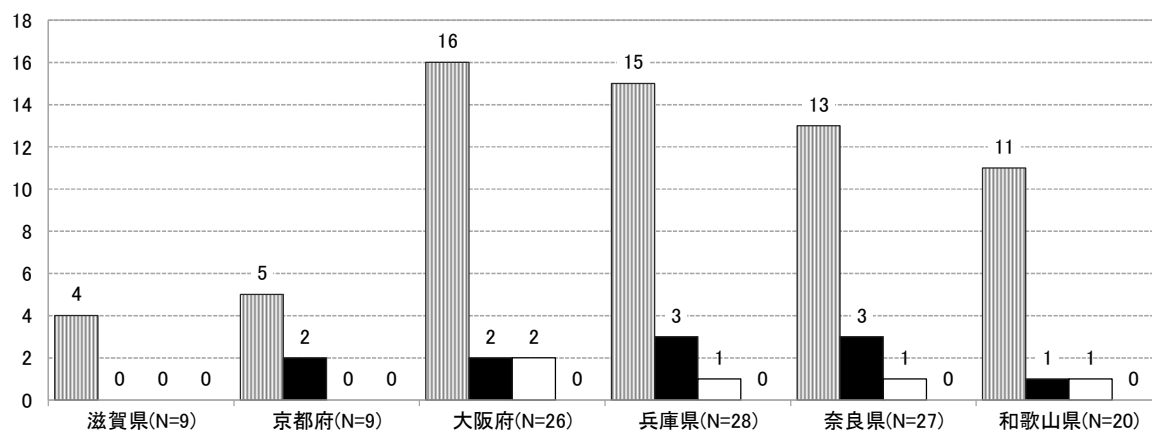
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 参加したことがある	回答数	0	0	2	2	1	2	7
	回答率	0.0%	0.0%	7.1%	6.7%	3.6%	8.7%	5.5%
2. 参加したことは無い	回答数	9	9	26	28	27	20	119
	回答率	100.0%	100.0%	92.9%	93.3%	96.4%	87.0%	93.7%
無回答	回答数	0	0	0	0	0	1	1
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.8%
合計		9	9	28	30	28	23	127
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



4) 「2. 参加したことは無い」場合の具体的な実施内容

【複数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 廃棄物部局がどのような取組を行っているか知らなかった	回答数	4	5	16	15	13	11	64
	回答率	44.4%	55.6%	61.5%	53.6%	48.1%	55.0%	53.8%
2. 防災・危機管理部局の取組が、廃棄物部局の取組に関連すると思えなかった	回答数	0	2	2	3	3	1	11
	回答率	0.0%	22.2%	7.7%	10.7%	11.1%	5.0%	9.2%
3. 参加の打診はあったが、業務多忙のため参加できなかった	回答数	0	0	2	1	1	1	5
	回答率	0.0%	0.0%	7.7%	3.6%	3.7%	5.0%	4.2%
4. 取組について知ってはいたが連携のきっかけが無かった	回答数	0	0	0	0	0	0	0
	回答率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	回答数	0	0	2	2	0	3	7
	回答率	0.0%	0.0%	7.7%	7.1%	0.0%	15.0%	5.9%



□ 1. どのような取組を行っているか知らなかった ■ 2. 自部局の取組に関連すると思えなかった
 □ 3. 業務多忙のため参加できなかった □ 4. 連携のきっかけが無かった

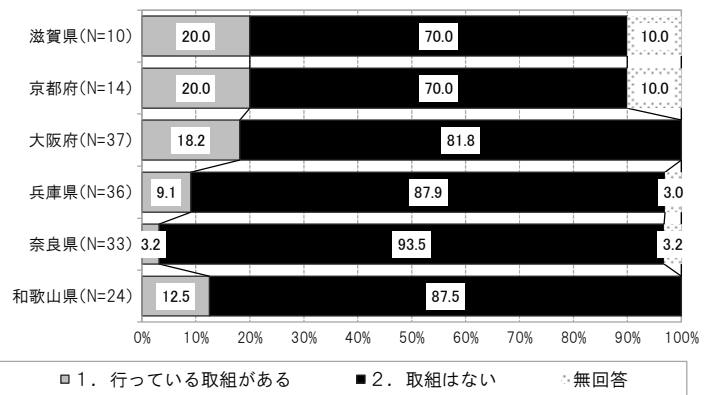
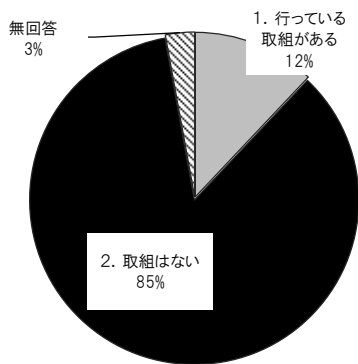
4-2 その他、廃棄物部局、防災・危機管理部局で協働し、行っている取組

廃棄物部局回答

両部局で協働して行っているその他の取組は、「1. 行っている取組がある」が約 12%、「2. 行っている取組はない」が約 85%となった。
行っている取組の具体的な内容は、「3. その他」の回答が最も多く、その具体的な内容は、庁内向けの取組としては、マニュアルの作成や防災・危機管理部局、廃棄物部局の兼務職員の配置の内容があった。住民向けの取組としては、パンフレット等の作成による周知、防災訓練への取組などの内容があった。

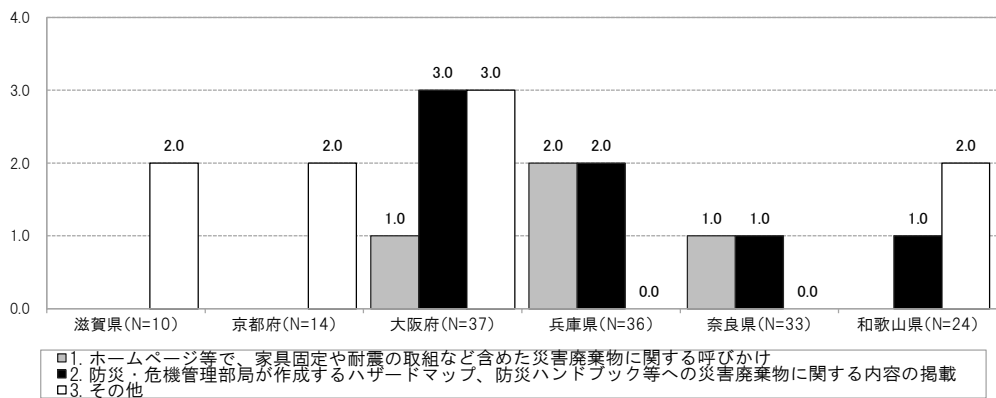
【単数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 行っている取組がある	回答数	2	2	6	3	1	3	17
	回答率	20.0%	20.0%	18.2%	9.1%	3.2%	12.5%	12.1%
2. 取組はない	回答数	7	7	27	29	29	21	120
	回答率	70.0%	70.0%	81.8%	87.9%	93.5%	87.5%	85.1%
無回答	回答数	1	1	0	1	1	0	4
	回答率	10.0%	10.0%	0.0%	3.0%	3.2%	0.0%	2.8%
合計	回答数	10	10	33	33	31	24	141
	回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



⇒ 「1. 行っている取組」の具体的な内容

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
①ホームページ等で、家具固定や耐震の取組など含めた災害廃棄物に関する呼びかけ	回答数	0	0	1	2	1	0	4
	回答率	0.0%	0.0%	14.3%	50.0%	50.0%	0.0%	20.0%
②防災・危機管理部局が作成するハザードマップ、防災ハンドブック等への災害廃棄物に関する内容の掲載	回答数	0	0	3	2	1	1	7
	回答率	0.0%	0.0%	42.9%	50.0%	50.0%	33.3%	35.0%
③その他	回答数	2	2	3	0	0	2	9
	回答率	100.0%	100.0%	42.9%	0.0%	0.0%	66.7%	45.0%



「③その他」の内容

その他の内容	
庁内向けの取組	協働で災害廃棄物処理マニュアルを作成中。
	災害廃棄物搬出マニュアルの作成
	危機管理部局及び廃棄物部局の兼務職員の配置

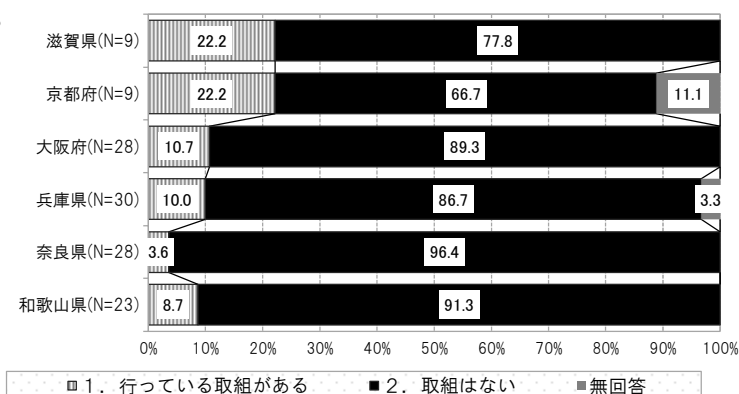
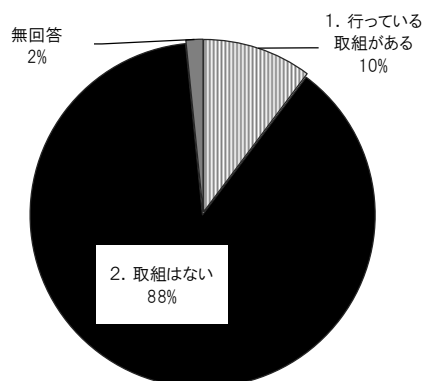
その他の内容	
住民向けの取組	防災・危機管理部局と連携し災害廃棄物に関するパンフレットを製作
	可燃ごみ(生ごみ)・資源ごみ収集日程表(全戸配布)に、災害廃棄物の排出について記載している。
	災害廃棄物処理住民啓発モデル事業

防災・危機管理部局回答

両部局で協働して行っているその他の取組は、「1. 行っている取組がある」が約10%、「2. 行っている取組はない」が約88%となった。
 行っている取組の具体的な内容は、「①ホームページ等で、家具固定や耐震の取組など含めた災害廃棄物に関する呼びかけ」が最も多く全体で7件、次いで「②防災・危機管理部局が作成するハザードマップ、防災ハンドブック等への災害廃棄物に関する内容の掲載」が3件となった。
 「3. その他」の具体的な内容は、庁内向けの取組としては、協定締結、災害支援、マニュアルの作成の内容があった。住民向けの取組としては、災害廃棄物処理住民啓発モデル事業への参加などの内容があった。

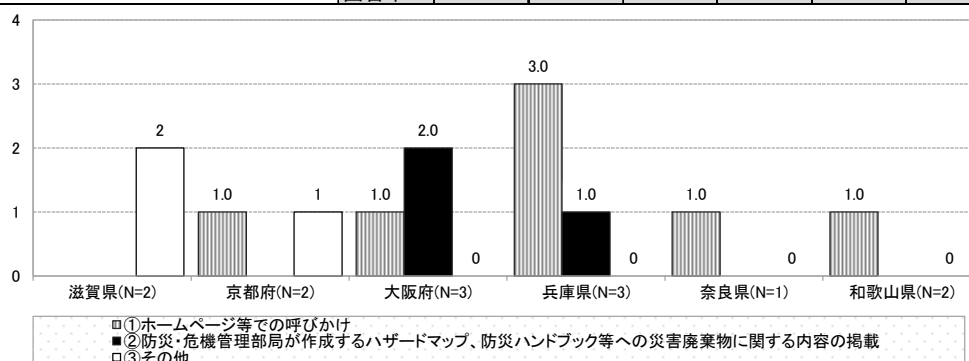
【単数回答】

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
1. 行っている取組がある	回答数	2	2	3	3	1	2	13
	回答率	22.2%	22.2%	10.7%	10.0%	3.6%	8.7%	10.2%
2. 取組はない	回答数	7	6	25	26	27	21	112
	回答率	77.8%	66.7%	89.3%	86.7%	96.4%	91.3%	88.2%
無回答	回答数	0	1	0	1	0	0	2
	回答率	0.0%	11.1%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	1.6%
合計		9	9	28	30	28	23	127
		回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



⇒「1. 行っている取組」の具体的な内容

		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	2府4県
①ホームページ等で、家具固定や耐震の取組など含めた災害廃棄物に関する呼びかけ	回答数	0	1	1	3	1	1	7
	回答率	0.0%	50.0%	25.0%	75.0%	100.0%	50.0%	46.7%
②防災・危機管理部局が作成するハザードマップ、防災ハンドブック等への災害廃棄物に関する内容の掲載	回答数	0	0	2	1	0	0	3
	回答率	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	20.0%
③その他	回答数	2	1	0	0	0	0	3
	回答率	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
無回答	回答数	0	0	1	0	0	1	2
	回答率	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	13.3%
合計		2	2	4	4	1	2	15
		回答率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



「③その他」の内容

その他の内容	
庁内向けの 取組	避難所運営マニュアル指針でのごみに関する対応の記載 協働で災害廃棄物処理マニュアルを作成中。
住民向けの 取組	災害廃棄物処理住民啓発モデル事業

問5 防災・危機管理部局と廃棄物部局の連携に関する問題/課題等

廃棄物部局回答

防災・危機管理部局との連携に関する問題、課題としては、「災害廃棄物処理に関する課題に対する共通理解が困難」、「平時・災害時の連携が課題」、「対応実施のためのノウハウが不足」、「人員不足」等を問題、課題とする意見があった。
「災害廃棄物処理に関する課題に対する共通理解が困難」、「平時・災害時の連携が課題」、「対応実施のためのノウハウが不足」の問題、課題については、防災・危機管理部局と調整を行う場や、必要な対応についての調整を行うためのマニュアル等のツールが必要と考えられる。

内容	
課題に対する 共通理解 が困難	両部署を経験した者がいなければ、課題や困難を認識・共有できない。
	事前協議においては災害規模を定めた上での協議は可能であるが、対応が硬直化する危惧を感じており、一方で規模に応じて臨機応変に対応するという内容で議論の場に上げることが難しい。また日頃危機管理部局と協議を行うことはできても発災時に災害対策業務従事者全体での理念共有は困難。
	身の安全が最優先のため仮置場の優先順位が低くなり、災害廃棄物発生量の見込みに対し必要な仮置場面積の確保が難しい。
平時・災害 時の連携が 課題	防災部局は災害発生時に多部局との連携調整が必要となってくるため、廃棄物部局との連携調整を円滑に行うことが難しくなる可能性がある。
	両課とも多忙のため、平常時の連携に関しての意見交換等はない。強制的にでも話し合う機会があれば良いと思う。
対応実施 のためのノ ウハウが不 足	公費で被災住家等を解体する場合の国の補助制度の内容や事務手順についてノウハウが不足している。
	連携に関し問題等はないと考えるので、災害廃棄物仮置き場の選定及び運営管理、処理等について共通認識の基、処理計画の見直しが必要であると考えている。
人員不足	人材不足、予算不足
	人員が不足しており協議等が中々実施できていない。
その他	災害廃棄物処理担当課と防災・危機管理部局が同課なので問題はない
	防災・危機管理部局が主となり全庁的な災害対策本部運営訓練を実施している（隔年の予定）。この訓練において、発災時における各班の行動及び流れが把握できることもあり、今後も継続予定とのことで積極的に参加したい。また、県主催の災害廃棄物処理研修も復活次第、担当者だけでなく、本市美化部内職員の参加についても積極的に進めていきたい。

防災・危機管理部局回答

廃棄物部局との連携に関する問題、課題としては、「協働のための手段やノウハウが課題」、「人員不足」等を問題、課題とする意見があった。
「協働のための手段やノウハウが課題」では、「実施内容に対する方法等の検討が行えていない」ことを課題として挙げている回答が多い。
廃棄物部局回答結果と同様、廃棄物部局と調整を行う場や、必要な対応についての調整を行うためのマニュアル等のツールが必要と考えられる。

その他の内容	
協働のための手段やノウハウが課題	公費で被災住家等を解体する場合の国の補助制度の内容や事務手順についてノウハウが不足している。
	災害により発生したごみの処理要領について定める必要があるのは、認識しているが、進んでいないのが現状である。
	災害廃棄物処理については、規模も大きくなることが予想され、一自治体で処理できないことが想定される。そのため、平時から情報共有を行い訓練等の必要があると考えるが、訓練の負担、内容や方法等の検討を行えていない点が課題と感じる。
	今後、災害廃棄物の知識を習得するため連携が必要と感じました。
	災害廃棄物発生時の処理方針や仮置き場の設定など細かい取り決めが決定していないこと。(マニュアル等が整備されていない)
	連携に関し問題等はないと考えるので、災害廃棄物仮置き場の選定及び運営管理、処理等について共通認識の基、処理計画の見直しが必要であると考えている。
	災害廃棄物の運搬・処理に関しては、やはり廃棄物部局が中心となって所管すると考えております。また、それらは発災後3日～7日以降の生活再建と物流の復帰も踏まえた対応となると想定しております。ですが、発災直後から災害廃棄物が所謂「勝手仮置き場」に排出されることで避難所運営、備蓄物資の輸送に影響を及ぼす可能性は容易に想像されます。それらに対して平時から廃棄物部局と危機管理部局が災害廃棄物仮置き場とその輸送・処理方法情報を共有することで、被災者支援を効率よく行えんと考えます。また避難所から排出される一般廃棄物についても(し尿処理を含め)情報共有することで、適切な避難所運営が可能になると考えます。しかしながら、廃棄物部局の実働が生活再建・復旧が中心であることに對し、危機管理部局は発災前・直後そして次の災害に備える体制をとることが中心の活動となるため、つなぎ目に対応できるマニュアルと人材を互いに設定し準備することが課題であると考えます。
	問4について、廃棄物部局が主催する住民への取組が現在のところ実施されていないことや、廃棄物部局と協働して行っている取組がないため、今後検討していく必要がある。
人員不足	大規模災害時における民間の収集運搬処理業者と平時から情報共有と連携を図っておくことが課題である。
	課題・問題が山積されるが対応する職員の絶対数が少なく困難を感じる。
その他	大きな災害時に多量の廃棄物が出た際、危機管理部局と廃棄物部局が連携して、処理計画を立て処理していくのが本来ではあるが、人員数の関係から十分な連携ができない。
	問4については、廃棄物に関する取り組みに参加する予定であったが、新型コロナウイルス感染症により中止したため、参加なしとして回答している。
両方の担当課なので問題がない	

(4) アンケート調査による課題

アンケートの結果より、廃棄物部局、防災・危機管理部局の連携においては、問4、問5の結果から「災害廃棄物処理に関する課題に対する共通理解」、「平時・災害時の連携」、「対応実施のためのノウハウ不足」の整理が課題として考えられる。

図表 1-1-5 アンケート問5の両部局で連携を行う上での問題/課題で挙げられた課題

	回答部局	内容
課題に対する共通理解が困難	廃棄物	両部署を経験した者がいなければ、課題や困難を認識・共有できない。
		事前協議においては災害規模を定めた上での協議は可能であるが、対応が硬直化する危惧を感じており、一方で規模に応じて臨機応変に対応するという内容で議論の場を上げることが難しい。また日頃危機管理部局と協議を行うことはできても発災時に災害対策業務従事者全体での理念共有は困難。
		身の安全が最優先のため仮置場の優先順位が低くなり、災害廃棄物発生量の見込みに対し必要な仮置場面積の確保が難しい。
平時・災害時の連携が課題	廃棄物	防災部局は災害発生時に多部局との連携調整が必要となってくるため、廃棄物部局との連携調整を円滑に行うことが難しくなる可能性がある。
		両課とも多忙のため、平常時の連携に関しての意見交換等はない。強制的にでも話し合う機会があれば良いと思う。
協働のための手段やノウハウが課題	廃棄物・防災	公費で被災住家等を解体する場合の国の補助制度の内容や事務手順についてノウハウが不足している。
		連携に関し問題等はないと考えるので、災害廃棄物仮置き場の選定及び運営管理、処理等について共通認識の基、処理計画の見直しが必要であると考えている。
	廃棄物	災害廃棄物処理計画が未策定のため、災害時のごみ処理についての調整が急務。
		公費で被災住家等を解体する場合の国の補助制度の内容や事務手順についてノウハウが不足している。
	防災	災害廃棄物処理については、規模も大きくなることが予想され、一自治体で処理できないことが想定される。そのため、平時から情報共有を行い訓練等の必要があると考えるが、訓練の主担、内容や方法等の検討を行っていない点が課題と感じる。
		今後、災害廃棄物の知識を習得するため連携が必要と感じました。
		災害廃棄物発生時の処理方針や仮置き場の設定など細かい取り決めが決定していないこと。(マニュアル等が整備されていない)
		災害廃棄物の運搬・処理に関しては、やはり廃棄物部局が中心となって所管すると考えている。また、それらは発災後3日～7日以降の生活再建と物流の復帰も踏まえた対応となると想定している。だが、発災直後から災害廃棄物が所謂「勝手仮置場」に排出されることで避難所運営、備蓄物資の輸送に影響を及ぼす可能性は容易に想像されます。それらに対して平時から廃棄物部局と危機管理部局が災害廃棄物仮置き場とその輸送・処理方法情報を共有することで、被災者支援を効率よく行えんと考える。また避難所から排出される一般廃棄物についても(し尿処理を含め)情報共有することで、適切な避難所運営が可能になると考えます。しかしながら、廃棄物部局の実働が生活再建・復旧が中心であることに対し、危機管理部局は発災前・直後そして次の災害に備える体制をとることが中心の活動となるため、つなぎ目に対応できるマニュアルと人材を互いに設定し準備することが課題であると考えている。
		問4について、廃棄物部局が主催する住民への取組が現在のところ実施されていないことや、廃棄物部局と協働して行っている取組がないため、今後検討していく必要がある。
		大規模災害時における民間の収集運搬処理業者と平時から情報共有と連携を図っておくことが課題である。
	人員不足	人材不足、予算不足
		課題・問題が山積されるが対応する職員の絶対数が少なく困難を感じる。
	防災	大きな災害時に多量の廃棄物が出た際、危機管理部局と廃棄物部局が連携して、処理計画を立て処理していくのが本来ではあるが、人員数の関係から十分な連携ができない。

※網掛け…特徴的と考えられる意見

1.1.3 個別ヒアリング実施項目

(1) 個別ヒアリング実施方針

アンケートの結果より把握した課題をもとに、個別の取組を行っている自治体に対しヒアリングを実施した。

ヒアリングでは、自治体での個別の取組内容や取組を行う上での課題等を確認し、他自治体へ取組みのきっかけを共有するものとした。

(2) 個別ヒアリング対象自治体

ヒアリングは、下記の1自治体に対し実施した。

図表 1-1-6 個別ヒアリング対象自治体

	人口規模	取組概要
A 市	5 万人～10 万人	・町内会に対し、自地域の集積所選定を依頼 ・災害対応に対する庁内体制の連携状況

(3) 個別ヒアリング項目

ヒアリングでは、個別の取組の具体的な内容、住民との連携状況、防災・危機管理部局との連携状況と連携を行う上での課題等を確認した。

図表 1-1-7 個別ヒアリング項目

ヒアリング項目	内容	確認の方針
地域との連携に関する確認	1 ①町内会で集積所を選定すること（地区内で災害廃棄物を集積すること）に対し、町内会長（または住民）から意見等があったか。 ②市から町内会への集積所選定依頼に際し、市からどのような説明を行っているか。 ③説明は、平常時のごみの説明とあわせて行っているのか（説明はどのような機会に行っているか）。 ④選定した集積所について、市（または町内会）において開設・設置の訓練のような取組（設置場所の住民相互での確認でも）の機会はあるか。 ⑤町内会長へ依頼の集積所選定結果を、市は集約しているか。 ⑥集積所選定依頼の取組を行うようになったきっかけはあるか。	・町内会への集積所選定依頼に関する内容の深掘り ・住民との連携状況の確認
	2 ①町内会で選定した集積所について、実際に使用したことはあるか。 ②そのときの住民からの意見（反応）等があったか。また、使用状況は適切であったか。（具体的な管理状況や課題など） ③災害時に実際に使用する場合に、住民（町内会長）からの設置連絡や、収集業者との調整についてあらかじめ定めているか。	・災害時の対応について確認
	3 ①町内会選定の集積所に関し、防災・危機管理部局との敷地に関する調整はあるか。（例えば街区公園などが選定され、避難場所と重複 など）	・防災・危機管理部局との調整状況の確認

ヒアリング項目	内容	確認の方針
防災・危機管理部局との調整に関する確認	1 ①防災・危機管理部局より廃棄物部局へ異動の職員との話し合い（防災の観点から行った取組・検討・ノウハウなど）で共有（有意義、課題）できた点などはあるか（今後の想定でも可）。又は、共同において課題と思われる点はあるか。	・ 防災・危機管理部局職員との連携の糸口または課題の確認
	2 ①平時に防災・危機管理部局と災害廃棄物又は平時のごみに関して、やり取りを行う場面はあるか。 ②仮置場の選定に関し、調整を行っているか。	・ 平時からの連携の状況の確認、または課題の確認
	3 ①災害時、災害廃棄物に関して防災・危機管理部局とどのような場面・内容で調整を行うことを想定しているか。	・ 災害時の調整のタイミング、内容、方法の確認 ・ また、災害時の協働があれば
	4 ①災害時、廃棄物部局の職員の当該課以外の業務への分担状況（例：避難所開設担当など）	・ 分担に関する調整の状況の確認

（４）個別ヒアリング結果概要

ヒアリング結果まとめを図表 1-1-8、ヒアリング結果概要を図表 1-1-9 に示す。

図表 1-1-8 ヒアリング結果まとめ

●地域との連携に関する確認 ・自治会に対し、独自の様式を使用し災害時の地域の集積所選定 ・選定結果の集約は市では行っておらず、災害時に自治会より設置連絡をうけ、回収を行う想定。 ・設置した集積所の管理は、自治会に依頼している。 ・自治会への説明は、自治会担当課が他災害時の情報提供等の協力依頼とあわせて行っている。 ●防災・危機管理部局との調整に関する確認 ・平時の取組として、総合防災訓練の際には仮置場の状況確認を行っている。 ・仮置場候補地の選定は、災害廃棄物処理計画策定時には庁内関係者全体で調整した。 ・災害時の体制として、被災状況などの情報収集は他課と連携して実施している。 ・被災経験があるため、庁内での知識の共有が必要と考えている。

図表 1-1-9 ヒアリング結果概要

ヒアリング項目	内容	ヒアリング結果概要
地域との連携に関する確認	①町内会の集積所選定	・集積所選定依頼は、区長会担当の部署が区長会に様式を配布。 ・区長は毎年交代するため、毎年様式を配布して依頼。 ・廃棄物部局からの配布ではなく、担当部署が会議の際に配布。会議後に区長から集積所に関する質問などは無し。 ・様式は、災害時の対応について平時から認識してもらいたい意図であり、平時に回収・集約しているわけではない。そのため、市が各地区の集積所を把握してはいない。 ・様式は、継続的に提出を求めるものではなく、災害時に区長より選定した集積所を申出てもらうことを想定している。 ・集積所の申し出を受けたのち、市が現地を確認する。現地確認をする担当職員が集積所を把握することとしており、廃棄

ヒアリング項目	内容	ヒアリング結果概要
		物担当部局が一括して把握するものではない。 ・地域から集積地の適地がないと相談されたことはない。 ・過去に被災のあった地域ということもあり、区長は平時から集積所の必要性を認識している。現区長がわからなくても、発災後に歴代区長が調整すると想定している。郊外部には集積所に適した土地は比較的多く存在している。一方で、市街地の対応は想定しきれていない。 ・自治会に所属していない住民には防災行政無線や広報車による広報が必要になると考えている。発災後に適地がないと相談されれば、市が仮置場を設置して紹介を想定する。
	②町内会選定の集積所の災害時の使用	・地域住民はコミュニティが密であり、集積所の位置について苦情が出ることはない。一方で、空き家を所有していて発災後に片付けにきた市外の所有者が、あとから片付けごみの処理について相談されることはある。 ・集積所は、地域の集会所や公園を選定される場合が多い。民有地の選定は無い。 ・区長（役員含む）に開設する期間や分別の管理を依頼しており、市が確認に行くまでに、片付けごみが排出・分別されている。 ・平時に集積所の様子を配布する際に、集積所の管理などの役割は説明している。市内の郊外部は災害経験もあり、反対意見が出ることはない。 ・管理はロープで囲う程度である。よく分別されている集積所から、市が早く収集する旨を様式に記載しており、説明もしている。市の収集体制が整えばすぐにでも収集する。 ・集積所を長期間開設していると生活ごみや便乗ごみが出されることもあるので、ある程度排出しきったと判断したのち、区長と相談したうえで集積所を閉めている。
	③災害時の連絡方法	・集積所の設置についての連絡は、各区長が直接、市（地区対策本部）に電話連絡する。連絡を受けたのち、廃棄物部局が市内を一括して収集対応を行う。 ・市内の地区対策本部の1箇所では、災害時に手分けをして区長に対して、道路、ごみ、河川などの被害状況を電話で確認した。災害廃棄物に特化して確認するのではなく、災害全体の状況について確認した。
	④仮置場候補地選定の市内調整	・仮置場候補地は、ヘリの離着陸場、仮設住宅候補地などがあり、災害範囲や規模により、発災後でないと担当部局と調整はできないが、災害廃棄物処理計画の策定時には、土地所管課が一堂に介して、災害時に利用する土地の情報を共有した。また、処理計画の改定に合わせて仮置場候補地の見直しを行っている。
防災・危機管理部局との調整に関する確認	①平時の防災の取組み	・水害の被災経験があることから、出水期の6月以降は防災対応を意識しており、5月最終土曜日に市の全職員が参加する図上訓練をしている。 ・廃棄物部局においては訓練時に、発災後の初動対応や仮置場の現場確認を行っている。訓練内容や冠水箇所の情報は事前に職員に配布し、仮置場までに冠水する道路の箇所、その場合のう回路などを確認している。

ヒアリング項目	内容	ヒアリング結果概要
		・ 人事異動により、災害対応の蓄積がなくなる部分は課題と考えている。 ・ 災害発生後の集積所設置場所の確認は、家屋の被害調査、道路の被害箇所、河川の氾濫箇所などとともに、市が区長に一括して情報収集を行う体制はできていた。
	②防災危機管理部局との職員交流	・ 過去の災害経験のある職員が減っている。経験のない職員は指示待ちになりがちである。 ・ 防災・危機管理部局はより危機感を感じていると思われる。業務の引継ぎだけでは、意識向上が難しい側面がある。 ・ 被災経験のある職員の活用として、市職員 0B に話を聞くことはある。被災当時の市長は、他市町村に世話になったこともあり、市職員の他市町村への派遣を推奨している。
	③防災・危機管理部局との平時の調整	・ 必要性は認識しているが、平時に防災・危機管理部局と意見交換できていない。 ・ 仮置場候補地でリストアップしていても売却などで状況が変わることがある。土地の所管課との意見交換や、候補地の現地踏査の必要性は認識しているができていない。 ・ 災害廃棄物処理計画は改定して2年が経過しており、見直しする際には関係者一堂に介して仮置場候補地を調整する必要があるだろう。
	④災害時の防災・危機管理部局との調整方法	・ 発災後、防災・危機管理部局をはじめ、仮置場候補地の所管課と調整する。 ・ リストアップ段階では、土地所管課や国、県などに問合せをして情報共有をした。
	③災害時の廃棄物部局職員の当該課以外の業務分担	・ 廃棄物部局は、基本的に避難所担当の役割は担わない。 ・ 他課で、避難所担当以外の職員が、避難所開設などに対応することはある。しかし、避難者による自主運営開始後は通常の業務担当に戻している。被災経験により、避難所のコミュニティを作り上げて、できるだけ早くにもとの災害対策本部担当部に戻る仕組みとしている。

1.1.4 今後の課題

本年度調査では、2府4県市町村の廃棄物部局、防災・危機管理部局に対し、連携状況の概況調査としてアンケートを実施した。

また、個別の取組を実施している1自治体に対し、個別ヒアリングにより連携の上での課題等について確認した。

今後の取組を進めるにあたって、①本調査における課題、②廃棄物部局、防災・危機管理部局の連携における課題は次のとおりと考えられる。

①本調査における課題

本調査では市町村の災害廃棄物処理計画や地域防災計画の改定時の意見照会実施状況、災害時の体制に関する調整状況、住民啓発に関する取組への連携状況を確認した。

アンケート調査においては、概況調査であったことから各自治体の取組状況の全体把握に繋がった。しかし、整理を進めるうえで「連携あり」の自治体においても、各自治体の連携状況の度合いの差があることがわかった。

今後の整理においては本調査で確認した各項目の進捗状況と合わせ、連携機会の頻度や実施方法（書面のみでの調整、会議において調整 など）についても確認し、各自治体の状況を整理することで、連携状況の度合いについても整理し状況ごとの課題把握が可能と考えられる。

②廃棄物部局、防災・危機管理部局の連携における課題

アンケート調査結果より、連携における課題として「災害廃棄物処理に関する課題に対する共通理解」、「平時・災害時の連携」、「対応実施のためのノウハウ不足」が主な課題として挙げられた。

1自治体に対しヒアリングを実施した。ヒアリング対象とした自治体では、住民（町内会）に対し、集積所の選定依頼を行っている。

住民への依頼に際しては災害廃棄物独自の取組として実施するのではなく、防災・危機管理部局等災害対応を行う他部局の取組とあわせた災害対応全般として実施していた。ヒアリング結果より、防災・危機管理部局との連携にあたっては下記の対応が課題と考える。

- ・ 防災・危機管理部局や自治会等の管轄部局などが平時から実施する広報等の取組を活用した住民啓発の取組
- ・ 廃棄物担当部局が災害廃棄物処理対応を行う上で、被災状況の把握等の対応については他部局が得た情報を入手するなど災害対策本部体制他部局との連携体制の構築
- ・ 仮置場選定にあたっては、災害廃棄物処理計画策定/改定に合わせ、庁内会議を開催し共通理解を得る。また、発災後の時間経過による土地利用の変化に関する共通理解の獲得
- ・ 府県開催の訓練、環境省の人材バンク制度などを活用した知識・経験の取得

1.2 通常時の退蔵品及び高齢化に伴う廃棄物対策に関する調査

発災時には、高齢化による災害廃棄物の排出支援や通常時における退蔵品に伴う災害廃棄物（便乗ごみ、ついでごみ）の増加が考えられる。このため、近畿圏の自治体の関連施策及び事例のアンケート調査を実施した。

主に退蔵品とされるものは、家具・寝具では「毛布・布団」、「テーブル」、「タンス」、「本棚」、「ベッド」など、家電製品では「テレビ」、「扇風機」、「掃除機」、「こたつ」など、その他では「自転車」、「ゴルフバッグ」、「食器類」など、主に不燃物や粗大ごみに分類されるものが多い。

退蔵品が災害時に壊れたり、あるいは壊れていないものが災害を機に「便乗ごみ」としてまとめて排出されることで、円滑な災害廃棄物処理を妨げることが懸念されている。特に高齢世帯では身体能力・意欲等の低下から、不燃ごみ、粗大ごみを出したくても出せない状況が指摘されている。

高齢世帯を対象とした平時の不燃ごみ、粗大ごみ出し支援制度をはじめとした退蔵品排出に有効な施策、災害発生時の高齢世帯に対する災害廃棄物の排出支援対応により、災害廃棄物の発生量削減、円滑な処理に寄与できることを期待し調査を行ったものである。

災害廃棄物のための対策として捉えるだけでなく、安全性、生活環境の向上、通常時の廃棄物対策と連動したものとする必要がある。

1.2.1 調査方針

「ブロック内の全自治体を対象として取組状況を網羅的に把握し、課題を抽出すること」、「先進的な取組・施策について情報を収集すること」を目指し、以下の進め方にて実施した。

なお、調査の設計にあたっては、有識者による意見聴取を行った。

（1）概況調査

概況調査はブロック内全市町村を対象として実施し、該当する取組の有無・内容、今後の取組の意向、取組における課題・問題点について選択式のアンケートで確認した。

アンケート調査票は「廃棄物部局用」に加えて「社会福祉部局用」を作成し、該当する取組を幅広く把握した。

（2）詳細調査

（1）の結果、該当する取組があると回答した自治体から4市町を抽出し、詳細調査としてヒアリングを実施した。

ヒアリングでは、該当する取組の内容、工夫点や、取組を行うに当たっての課題・問題点について具体的に聴き取りを行った。

1.2.2 概況調査

(1) 概況調査項目

概況調査は以下に示す項目について行った。

図表 1-2-1 概況調査項目

区分	項目	廃棄物 部局	社会福祉 部局
1. 基本情報	自治体人口（国勢調査より収集）	-	-
	年代別人口（国勢調査より収集）	-	-
	災害廃棄物処理計画の策定状況（本省調査資料より収集）	-	-
	平時のごみ処理状況：生活系ごみの収集区分別収集方法・頻度、有償／無償　ごみ処理施設へのリユース施設併設有無	○	-
	高齢者ごみ出し支援制度の有無（地域コミュニティによる取組に対する支援金・補助金交付等制度）	○	○
2. 高齢世帯における平時のごみ排出支援制度	平時、高齢世帯におけるごみ排出を支援する仕組みがあるか、検討の予定・意向があるか	○	○
	支援制度がある場合に対象となるごみの種類、種類毎の収集支援範囲・取組主体（廃棄物部局／福祉部局／廃棄物部局・福祉部局協働／その他）	○	-
	支援制度がある場合の取組主体：廃棄物部局／福祉部局／廃棄物部局・福祉部局協働／その他	-	○
	取組を行うにあたっての課題・問題点	○	○
	特に家の中から搬出を支援する場合の課題・問題点	○	-
3. 地域コミュニティによる高齢者に対する平時のごみ排出支援	自治体において、地域コミュニティが主体となつて行う高齢者ごみ出し支援の取組があるか	○	○
	地域コミュニティが行う高齢者ごみ出し支援の取組に対する支援金、補助金交付等の制度の有無	○	○
4. 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援	高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援について検討しているか、検討の意向があるか	○	○
	検討済の場合、支援の方法：災害ボランティアに依頼／戸別収集／平時の排出支援制度活用／その他	○	○
	取組を行うにあたっての課題	○	○
	検討について未定・不明の場合の理由	○	○
5. その他の退蔵品対策の取組状況	退蔵品の排出を促進する平時の取組を行っているか、行う予定・意向があるか	○	○
	取組主体（自治体／コミュニティ／事業者等／その他）、取組内容（選択式）	○	○
	取組を行うにあたっての課題・問題点	○	○
	取組を検討していない場合の理由	○	○
6. 高齢者に対するごみ排出支援における廃棄物部局・社会福祉部局等の連携	高齢者に対する平時の生活ごみ排出支援や災害時のごみ排出支援を行うに当たり、どのように連携・協働していくことが有効と考えられるか、どのような課題等があるか（自由記入）	○	○

区分	項目	廃棄物 部局	社会福祉 部局
7. 通常時・ 災害時における 空き家対策	通常時における空き家対策としての取組（担当部局との情報共有、空き家の家財撤去、解体撤去等）の有無、内容	○	-
	災害時における空き家対策（担当部局との情報共有、危険家屋の対策等）の検討有無、内容	○	-

(2) 調査対象及び回収状況

アンケート、令和4年7月20日～令和4年8月17日を期限としてメール配布にて実施した。近畿2府4県の市町村198団体に配布し、159団体（80.3%）から回収した（アンケートの性質上、府県は回答対象としていない）。

図表 1-2-2 アンケート回収数

府県	回答自治体数	配布数	回答率
滋賀県	10	19	52.6%
京都府	17	26	65.4%
大阪府	38	43	88.4%
兵庫県	36	41	87.8%
奈良県	34	39	87.2%
和歌山県	24	30	80.0%
合計	159	198	80.3%

注. 回答自治体数として、廃棄物部局調査票による回答数を示す。（社会福祉部局等の調査票のみ提出があった自治体はない）

社会福祉部局等の取組については「社会福祉部局等用」の調査票で回答を依頼した。

「社会福祉部局等用」の調査票提出がない自治体であっても廃棄物部局の調査票に取組状況等が反映されている場合があるが、個別の反映状況については確認できていない。

(3) 概況調査結果概要

概況調査結果の概要は以下の通りである。

【概況調査結果概要】

■ 高齢世帯に対する平時のごみ排出支援

- ・ 回答自治体の約 6 割で取組が行われていた。ただし、総人口が 3 万人以下の自治体では 4 割程度であった。
- ・ 危険物・有害ごみ、小型家電、粗大ごみを対象とする自治体の割合は少ない結果となった。

■ 地域コミュニティによる高齢世帯に対する平時のごみ排出支援

- ・ 回答自治体の約 2 割で取組が行われていた。
- ・ 地域コミュニティが行う取組への支援金、補助金制度があるとした回答自治体は 1 割未満であった。

■ 高齢世帯に対する災害時のごみ排出支援

- ・ 検討について、回答自治体の約 7 割が未定・不明であった。
- ・ 検討済と回答した自治体のうち、平時の排出支援制度を活用するとした回答は 1 自治体のみであった。

■ 退蔵品の平時の排出促進

- ・ 取組を行っているとする回答は 1 割未満であった。

■ 平時・災害時のごみ排出支援における廃棄物部局・社会福祉部局等間の連携

- ・ 情報・ニーズ等の把握と共有や、支援体制の具体化等が課題として挙げられた。

■ 空き家対策

- ・ 回答自治体の約 2 割で平時の情報共有等の取組が行われていた。
- ・ 災害時対策について検討している自治体は、回答自治体の 1 割未満であった。

■ 課題・問題点

- ・ 取組を行うにあたっての課題・問題点や、取組を行っていない・検討しない理由として、実施に当たる人員を挙げる回答が最も多く、次いで企画・制度設計、予算とする回答が多かった。

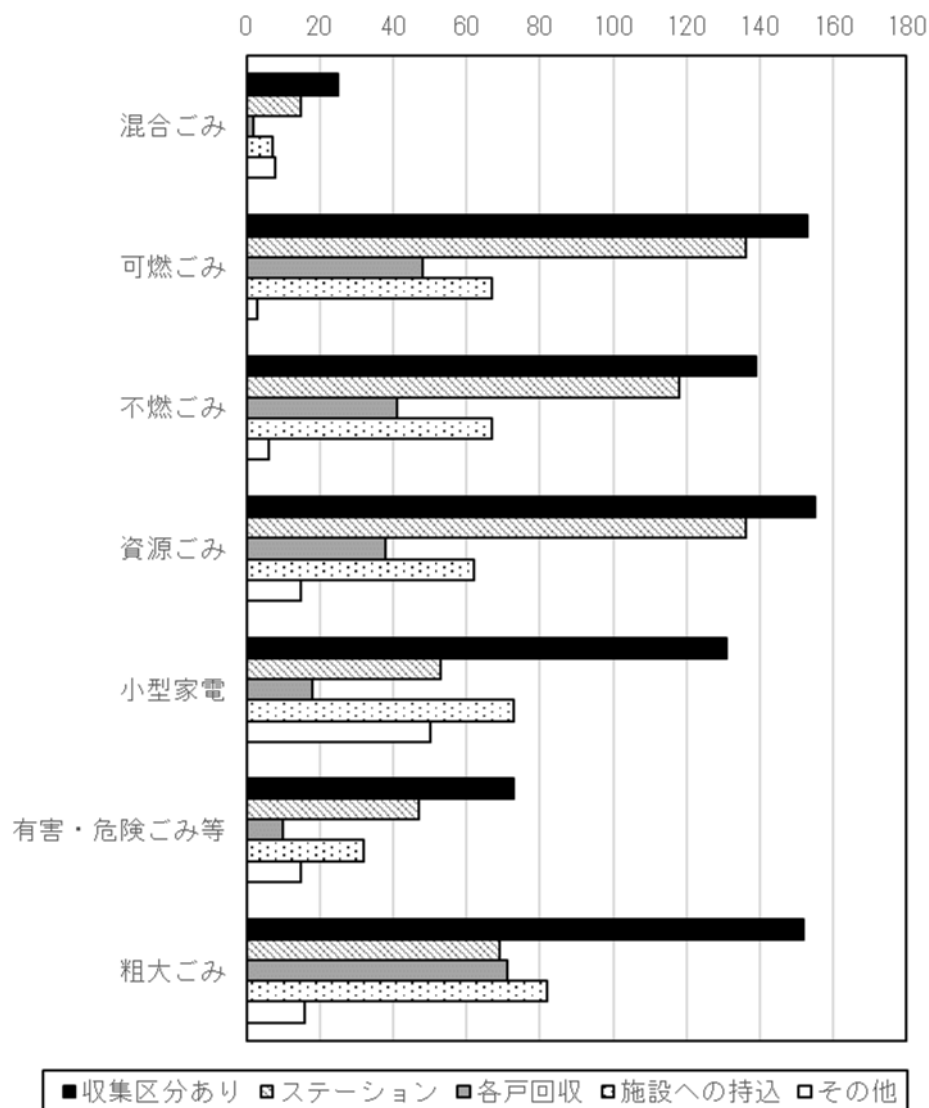
(4) 概況調査アンケート回答集計結果

問1 基本情報

1-2. 自治体の生活系ごみ処理状況

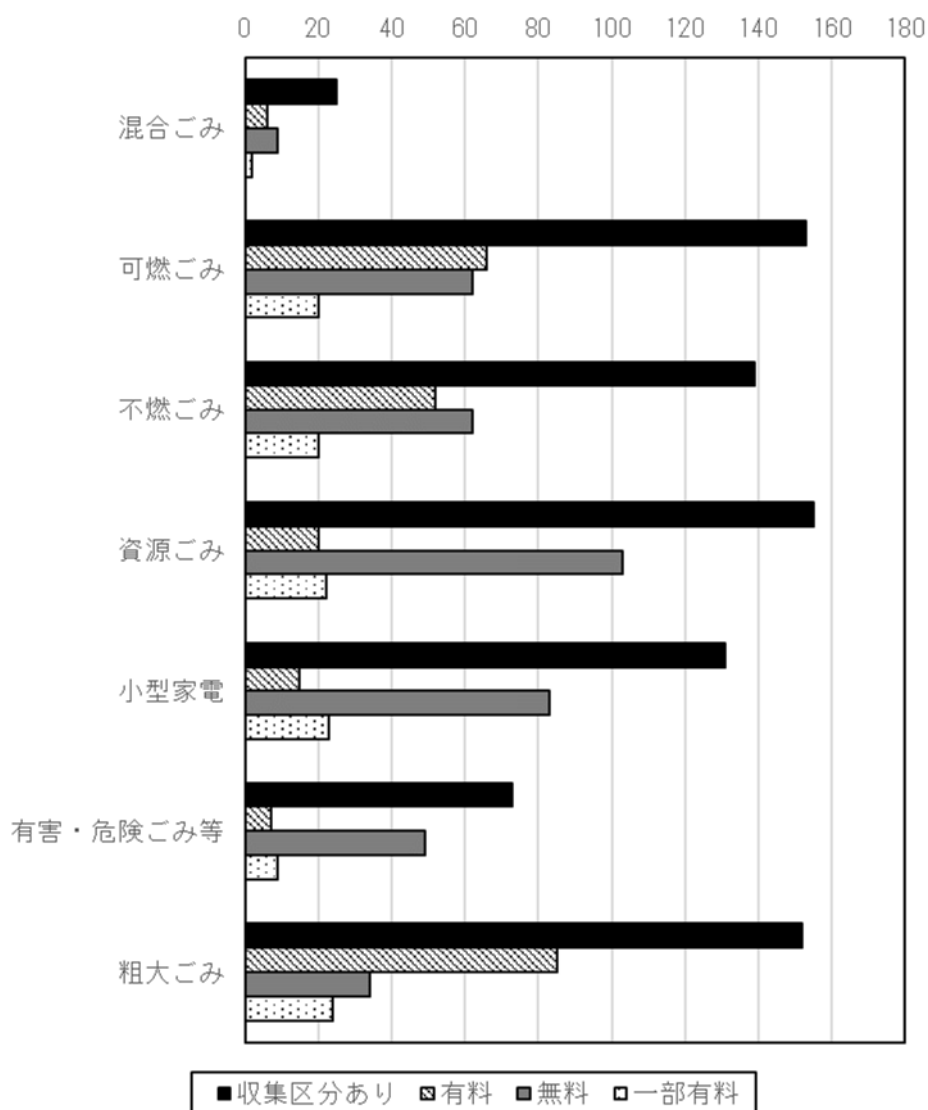
回答があった自治体における生活系ごみ収集対象区分及び収集方法を図表 1-2-3 に、収集手数料を図表 1-2-4 にそれぞれ示す。

図表 1-2-3 アンケート回答自治体における生活系ごみ収集対象区分及び収集方法



注. 同一区分で複数収集方法を回答している自治体があるため、収集方法毎の回答数合計は収集あり回答数に一致しない

図表 1-2-4 アンケート回答自治体における生活系ごみ収集対象区分及び収集手数料



1-3. リユース拠点設置状況

回答自治体の約2割がリユース拠点を設置していると回答し、ほぼ全てが自治体のクリーンセンターや粗大ごみ処理施設等に併設されていた。一方、総人口3万人以下の自治体に限ると、設置していると回答した自治体は1割未満となった。

図表 1-2-5 アンケート回答自治体におけるリユース施設設置状況

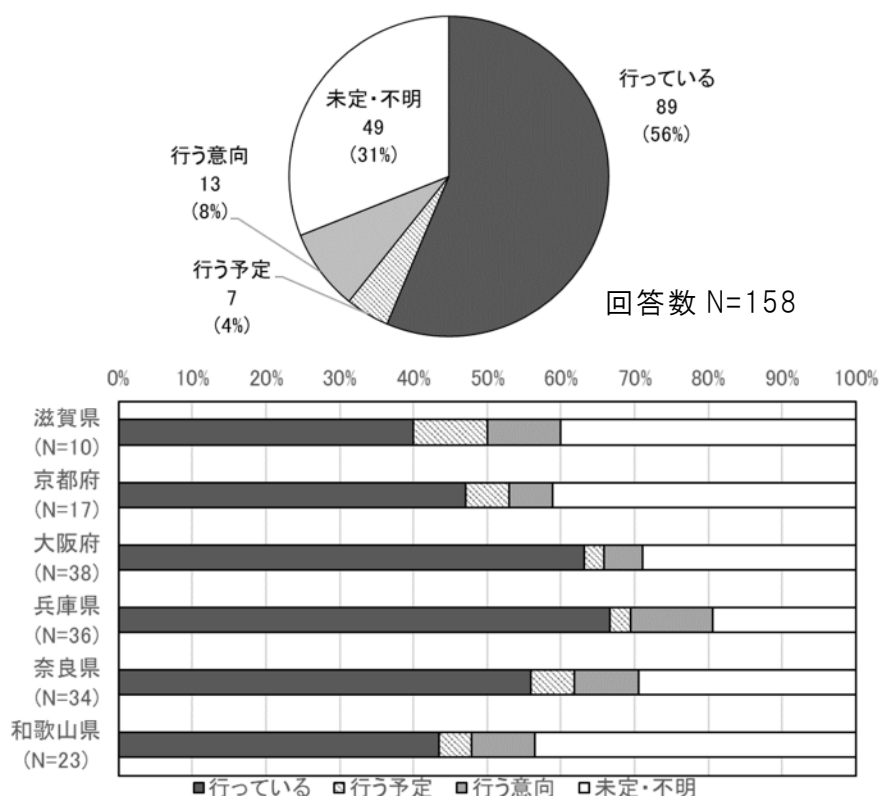
項目			回答数	
			内、総人口 3万人以下	
設置している			28 (19%)	5 (7%)
併設	クリーンセンター	15 (10%)	4 (6%)	
	粗大ごみ処理施設	10 (7%)	0 (0%)	
	その他	9 (6%)	1 (1%)	
単独		1 (1%)	0 (0%)	
設置していない			122 (81%)	63 (93%)

問 2 高齢者に対する平時のごみ排出支援について

2-1. 取組の有無

回答自治体の約 6 割が取組を行っていると回答した。ただし、総人口が 3 万人以下の自治体では、取組を行っていると回答した割合は約 4 割であった。

図表 1-2-6 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組の有無



注. 「行っている」: いずれかの部局が「行っている」と回答した自治体
「行う予定」: 「行っている」以外で、いずれかの部局が「行う予定」と回答
「行う意向」: 「行っている」「行う予定」以外で、いずれかの部局が「行う意向」と回答
「未定・不明」: 両部局とも「未定・不明」と回答

図表 1-2-7 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組の有無

(自治体総人口別・高齢化率別の回答状況)

(「行っている」と回答した自治体数及び割合)

自治体 総人口		高齢化率			
		30%以下	30%超 40%以下	40%超 50%以下	50%超
10,000人以下	回答数(自治体数)	2(3)	9(12)	15(19)	8(9)
	行っている	2	3	5	3
	割合 対回答数(対自治体数)	100%(67%)	33%(25%)	33%(26%)	38%(33%)
10,000人超 30,000人以下	回答数(自治体数)	6(8)	20(26)	10(11)	0(0)
	行っている	1	9	4	－
	割合 対回答数(対自治体数)	17%(13%)	45%(35%)	40%(36%)	－
30,000人超 50,000人以下	回答数(自治体数)	8(10)	12(15)	0(0)	0(0)
	行っている	6	9	－	－
	割合 対回答数(対自治体数)	75%(60%)	75%(60%)	－	－
50,000人超 100,000人以下	回答数(自治体数)	19(26)	14(17)	0(0)	0(0)
	行っている	11	8	－	－
	割合 対回答数(対自治体数)	58%(42%)	57%(47%)	－	－
100,000人超	回答数(自治体数)	28(34)	40(51)	0(0)	0(0)
	行っている	22	25	－	－
	割合 対回答数(対自治体数)	79%(65%)	63%(49%)	－	－

(「未定・不明」と回答した自治体数及び割合)

自治体 総人口		高齢化率			
		30%以下	30%超 40%以下	40%超 50%以下	50%超
10,000人以下	回答数(自治体数)	2(3)	9(12)	15(19)	8(9)
	未定・不明	0	5	9	3
	割合 対回答数(対自治体数)	0%(0%)	56%(42%)	60%(47%)	38%(33%)
10,000人超 30,000人以下	回答数(自治体数)	6(8)	20(26)	10(11)	0(0)
	未定・不明	5	8	4	－
	割合 対回答数(対自治体数)	83%(63%)	40%(31%)	40%(36%)	－
30,000人超 50,000人以下	回答数(自治体数)	8(10)	12(15)	0(0)	0(0)
	未定・不明	2	1	－	－
	割合 対回答数(対自治体数)	25%(20%)	8%(7%)	－	－
50,000人超 100,000人以下	回答数(自治体数)	19(26)	14(17)	0(0)	0(0)
	未定・不明	5	3	－	－
	割合 対回答数(対自治体数)	26%(19%)	21%(18%)	－	－
100,000人超	回答数(自治体数)	28(34)	40(51)	0(0)	0(0)
	未定・不明	4	8	－	－
	割合 対回答数(対自治体数)	14%(12%)	20%(16%)	－	－

2-2. 対象となるごみの種類と条件等

・対象となるごみの種類

取組を行っているという回答した自治体の9割以上が可燃ごみ、不燃ごみを対象としている。それに対し、危険物・有害ごみ、小型家電、粗大ごみを対象とする自治体の割合は少ない。ただし、総人口が3万人以下の自治体では、取組を行っているという回答した割合は約4割であった。

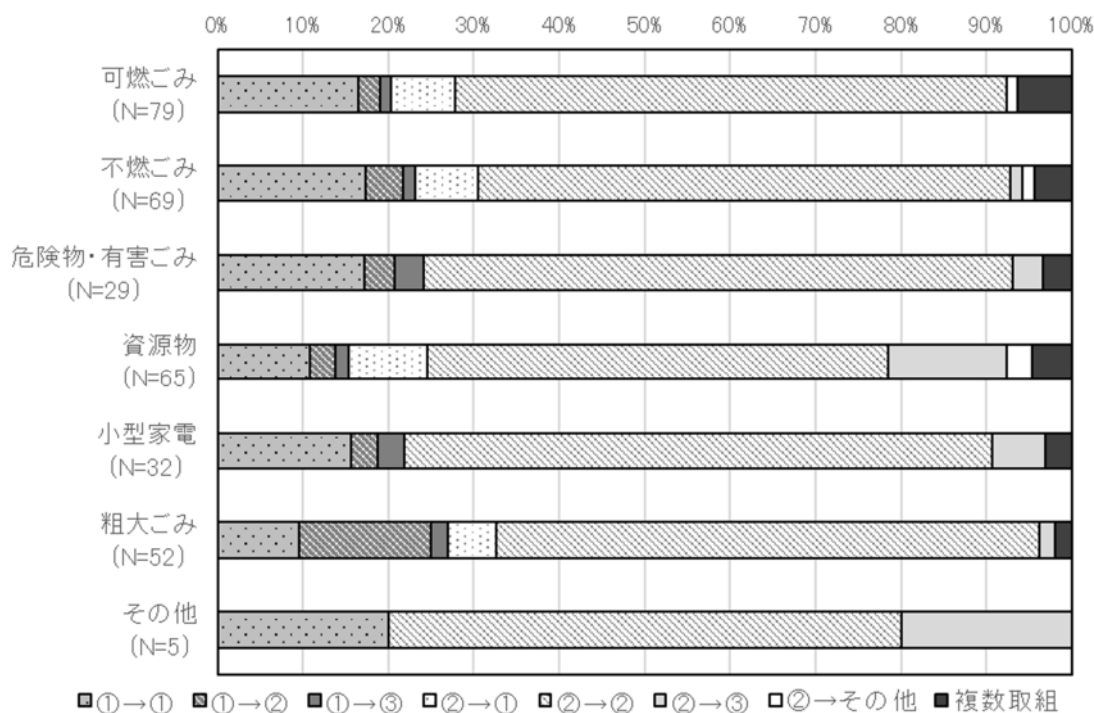
図表 1-2-8 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組の有無

		収集区分						
		可燃ごみ	不燃ごみ	危険物・有害ごみ	資源物	小型家電	粗大ごみ	その他
滋賀県 取組あり N=4	収集区分あり	4	4	1	4	4	4	-
	排出支援対象	4	4	1	3	2	3	0
	支援対象割合	100%	100%	100%	75%	50%	75%	-
京都府 取組あり N=8	収集区分あり	7	6	4	8	8	8	-
	排出支援対象	7	6	2	6	2	3	1
	支援対象割合	100%	100%	50%	75%	25%	38%	-
大阪府 取組あり N=24	収集区分あり	22	17	9	24	19	23	-
	排出支援対象	23	18	10	22	8	21	2
	支援対象割合	105%	106%	111%	92%	42%	91%	-
兵庫県 取組あり N=24	収集区分あり	23	22	9	24	23	24	-
	排出支援対象	20	18	5	16	9	12	2
	支援対象割合	87%	82%	56%	67%	39%	50%	-
奈良県 取組あり N=19	収集区分あり	19	19	17	18	15	18	-
	排出支援対象	19	18	12	13	8	11	3
	支援対象割合	100%	95%	71%	72%	53%	61%	-
和歌山県 取組あり N=10	収集区分あり	9	9	4	10	9	10	-
	排出支援対象	7	8	5	8	6	5	0
	支援対象割合	78%	89%	125%	80%	67%	50%	-
合計 取組あり N=89	収集区分あり	84	77	44	88	78	87	-
	排出支援対象	80	72	35	68	35	55	8
	支援対象割合	95%	94%	80%	77%	45%	63%	-

・収集支援範囲

取組を行っている自治体の約6割～7割が「玄関前から処理施設への収集運搬支援」を行っていた。家の中からの搬出対応は、粗大ごみについては半数以上が処理施設まで、そのほかのごみの種類では大部分が集積所までの運搬を行っていた。廃棄物部局と社会福祉部局で異なる範囲での支援を行っている自治体も10自治体あった。

図表 1-2-9 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の収集支援範囲



注. 収集支援範囲:

どこから…①家の中からの搬出、②玄関前

どこまで…①集積所、②処理施設、③資源化施設、その他

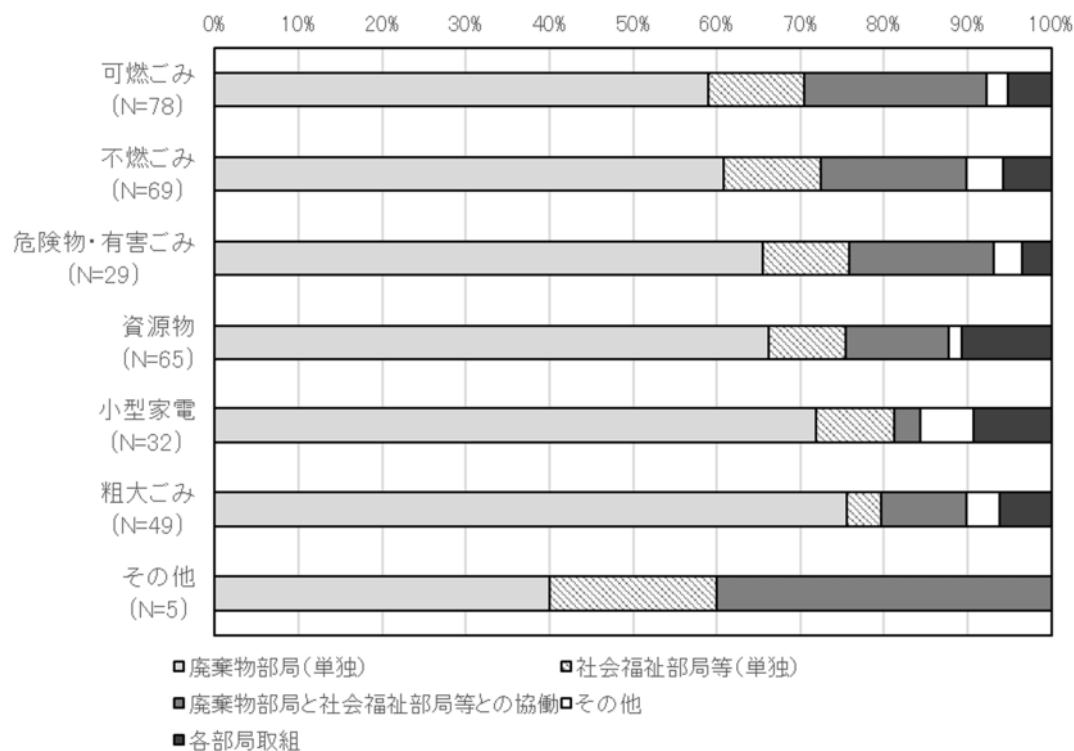
複数取組: 廃棄物部局と社会福祉部局で異なる収集支援範囲の取組について回答があったことを示す。内訳は以下の通り。

ごみの種類	廃棄物部局	社会福祉部局	自治体数
可燃ごみ	②→②	②→①	3
		①→①	1
	②→③	①→①	1
不燃ごみ	②→②	②→①	2
	②→③	①→①	1
危険物・有害ごみ	②→②	②→①	1
資源物	②→②	②→①	1
		②→③	1
	②→③	②→①	1
小型家電	②→②	②→①	1
粗大ごみ	②→②	①→①	1

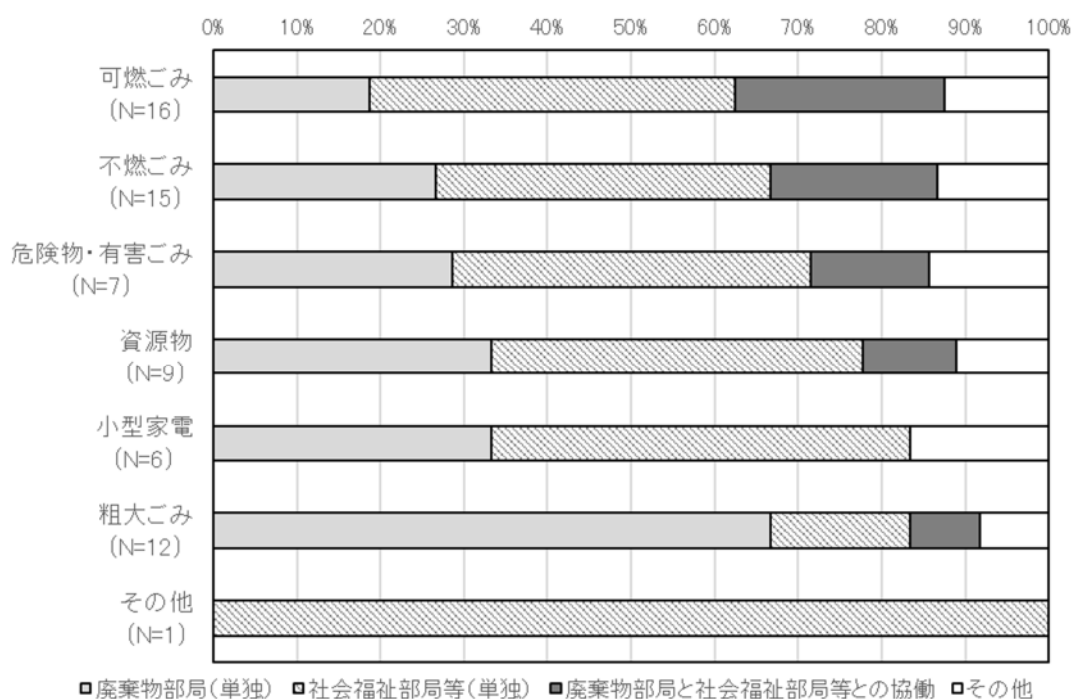
・取組主体

取組を行っている自治体の約6割～7割が廃棄物部局単独での取組を行っていた。家の中からの搬出対応は、粗大ごみを除いて社会福祉部局等が主体あるいは両部局が協働する割合が多かった。

図表 1-2-10 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組主体
(取組を行っている全自治体)



(家の中からの搬出を行っている自治体)

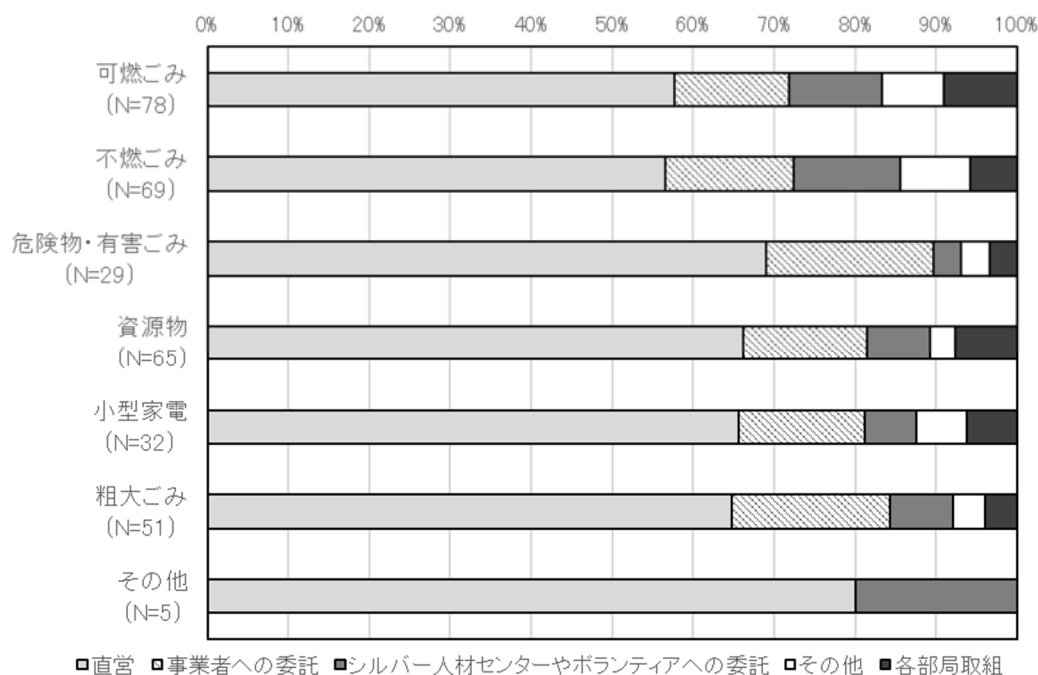


・取組体制

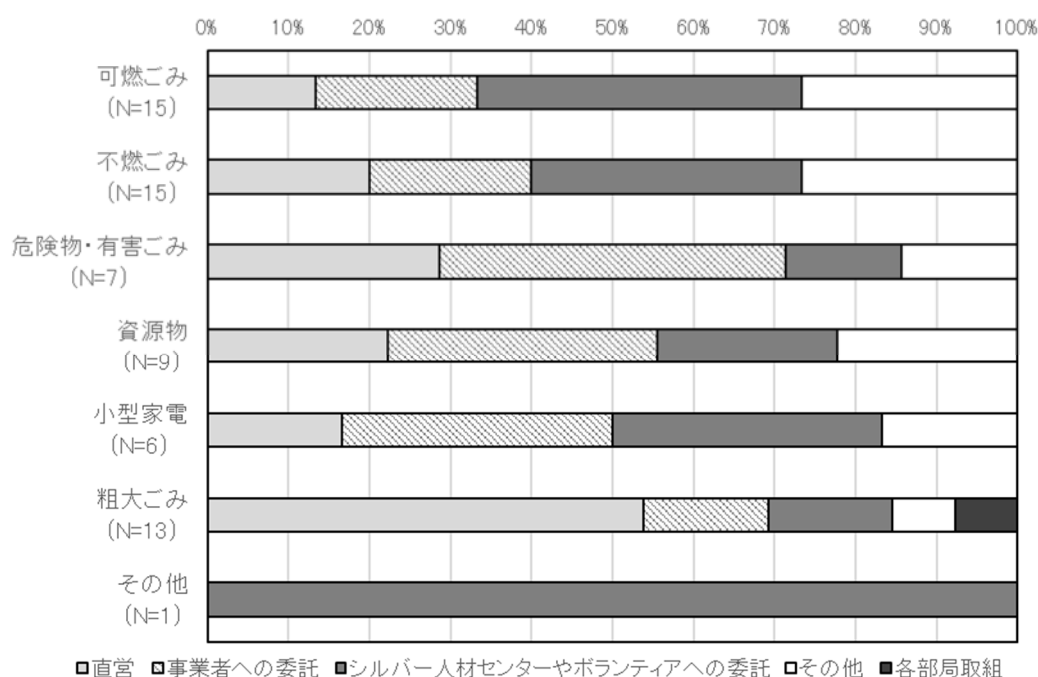
取組を行っている自治体の約6割～7割が自治体直営による支援を行っている。危険物・有害ごみは事業者への委託割合が他の種類のごみと比較して多い。

特に家の中からの搬出を行っている自治体及びごみ区分では、粗大ごみを除いて、事業者やシルバー人材センター、ボランティアへの委託割合が多い。

図表 1-2-11 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組体制
(取組を行っている全自治体)



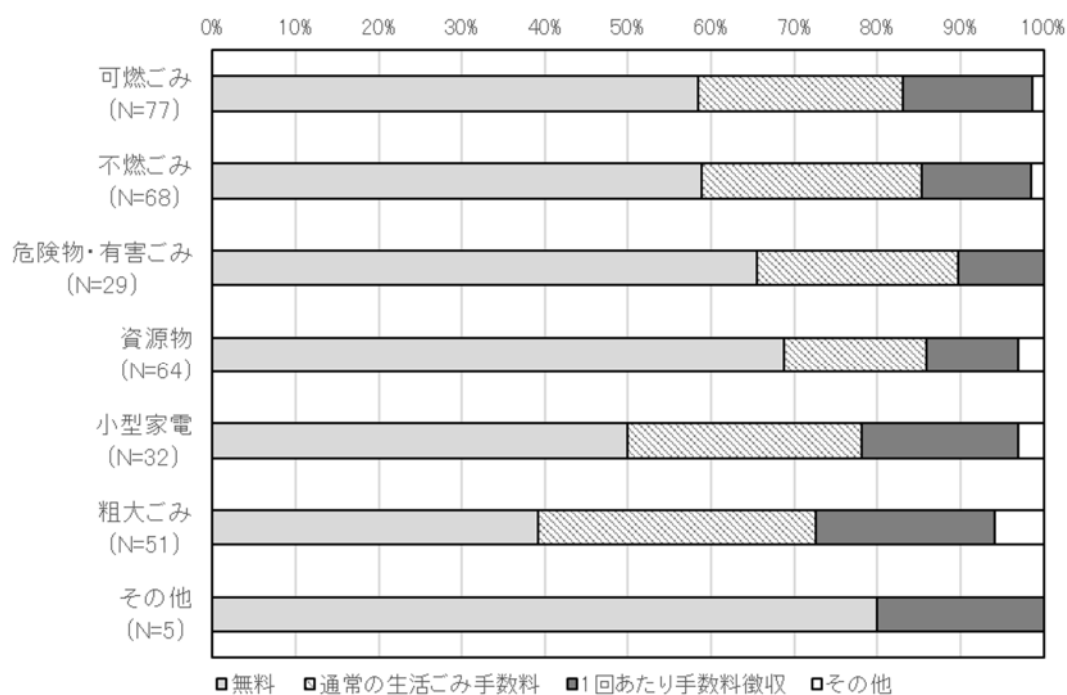
(家の中からの搬出を行っている自治体)



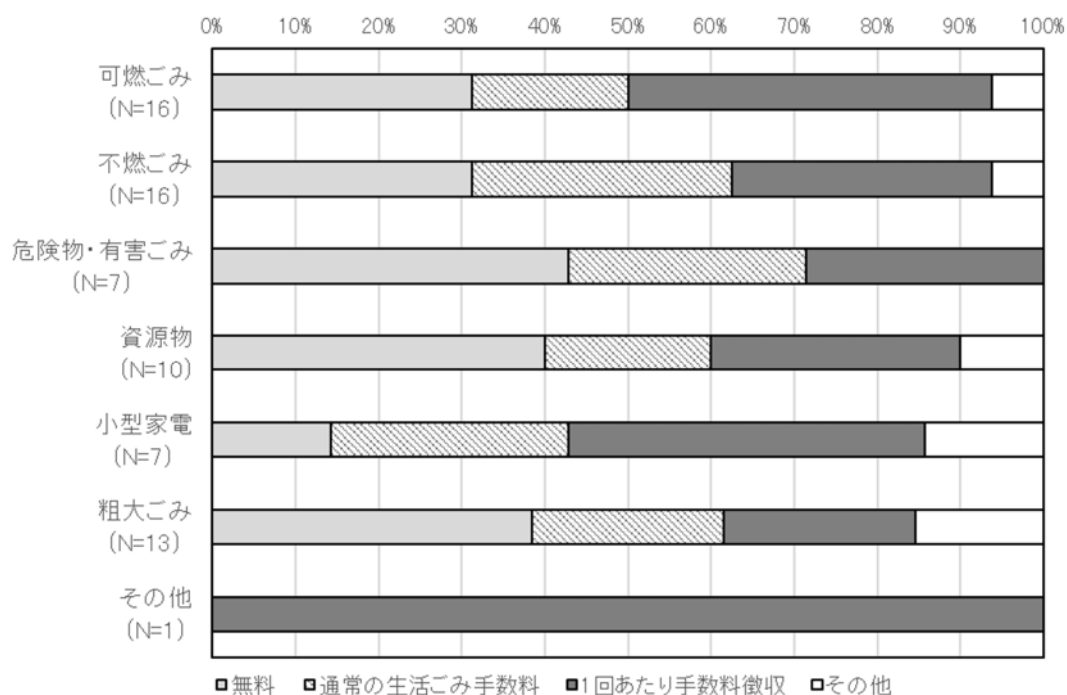
・手数料

取組を行っている自治体の約1割が手数料を徴収していると回答した。家の中から搬出を行っている自治体及び区分（粗大ごみを除く）では、全体と比較して手数料を徴収している割合が多い。

図表 1-2-12 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の手数料
(取組を行っている全自治体)



(家の中からの搬出を行っている自治体)

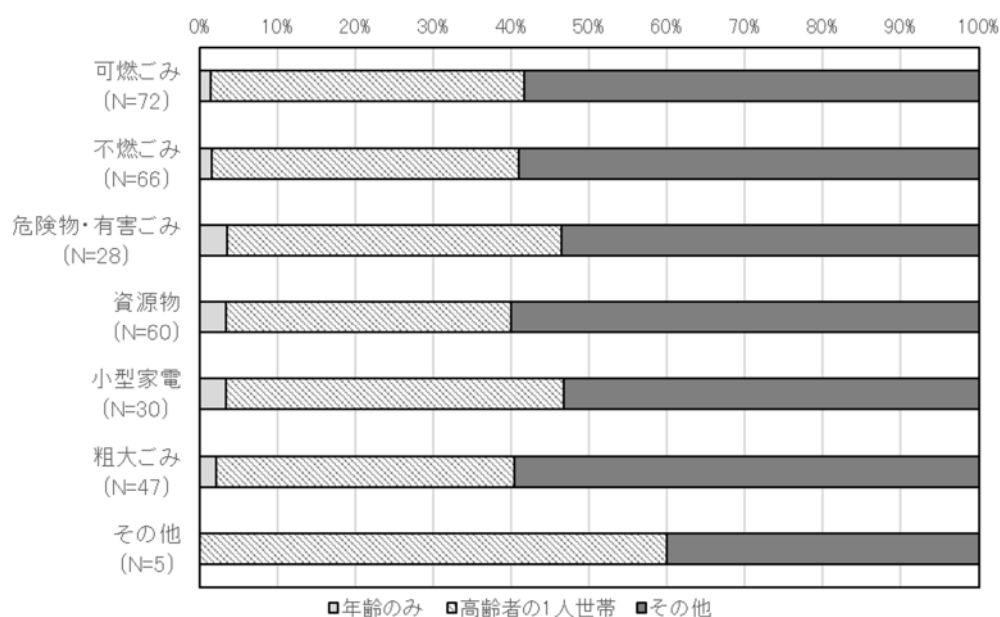


・支援条件

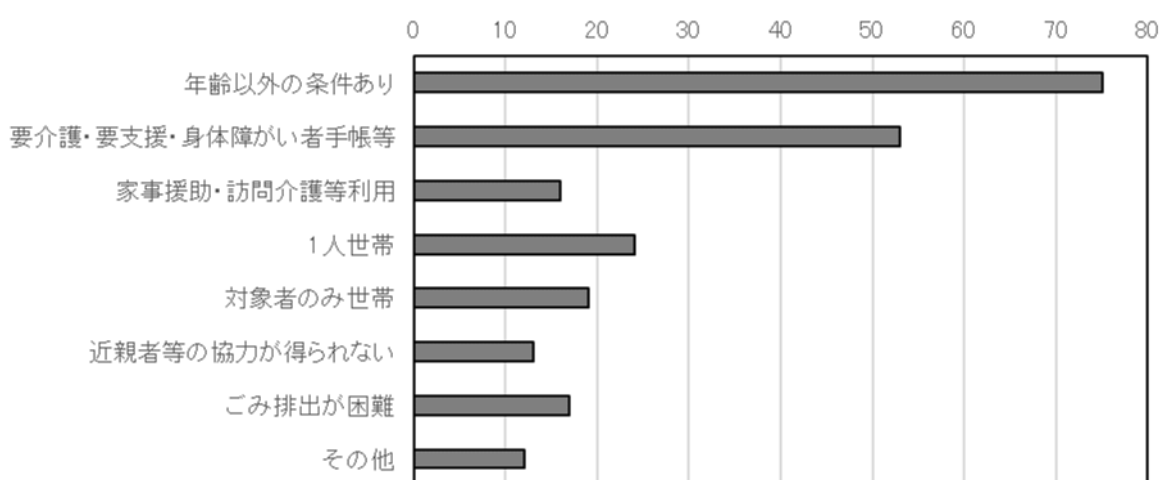
高齢者であること、高齢者の1人世帯であることのみを条件とする自治体は、取組を行っている自治体の5割未満であった。

年齢以外に満たすべき条件として、1人世帯であることその他、要介護認定を受けていること、対象者のみの世帯であること等が挙げられた。

図表 1-2-13 アンケート回答自治体における高齢者に対する平時のごみ排出支援の条件
(取組を行っている自治体)



(年齢以外に満たすべき支援条件の内容) ※複数回答あり



注. 利用条件が「②高齢者の1人世帯」、「その他」と回答した自治体における集計結果を示す。

・リユース施設を設置していると回答した自治体における集計

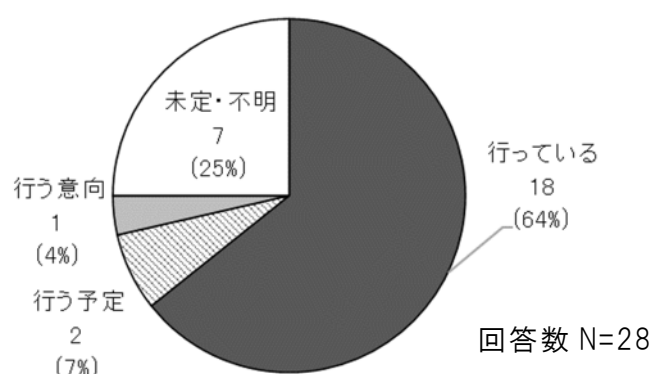
リユース施設を設置していると回答した自治体のうち高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組を行っているとは回答した自治体の割合は、全回答における割合と比較して約1割多い。

収集支援範囲として、処理施設への搬出を行っているとは回答した自治体の割合が全体と比較して多い結果となった。

なお、ごみ排出支援の取組を行っている割合が全体より少ない総人口3万人以下の自治体では、リユース施設を設置していると回答した割合も少ないことから、総人口3万人超の自治体についてリユース施設の設置状況別にごみ排出支援の有無を集計した。「リユース施設設置あり」自治体のうち「取組あり」と回答した割合は、「設置なし」自治体のうち「取組あり」と回答した割合よりも1割程度多い結果となった。

**図表 1-2-14 リユース施設を設置していると回答した自治体における
高齢者に対する平時のごみ排出支援に関する回答状況**

(取組の有無、行う予定・意向について)



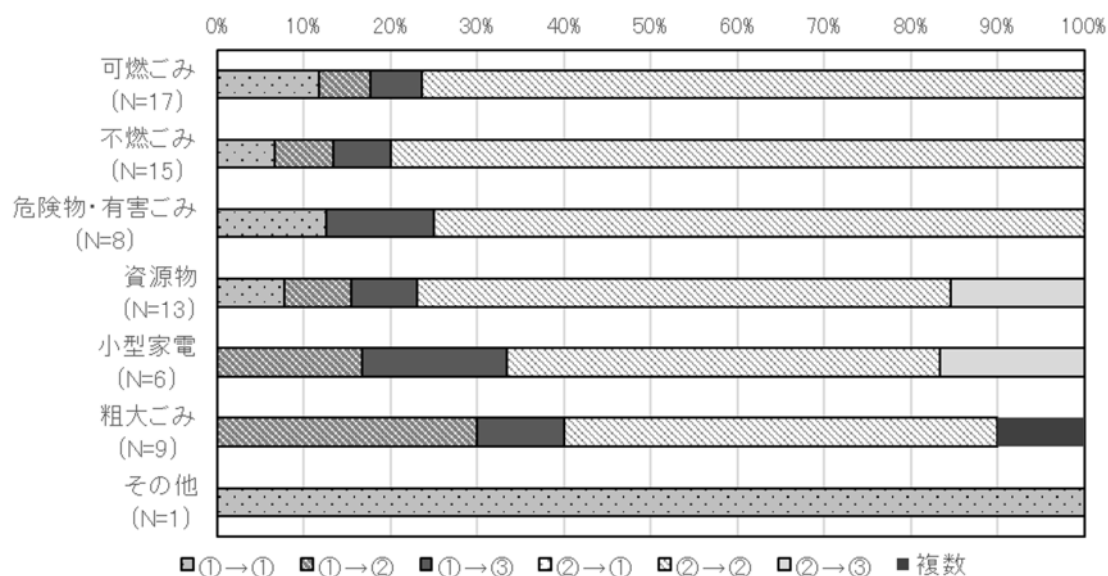
注. 「行っている」: いずれかの部局が「行っている」と回答した自治体
「行う予定」: 「行っている」以外で、いずれかの部局が「行う予定」と回答
「行う意向」: 「行っている」「行う予定」以外で、いずれかの部局が「行う意向」と回答
「未定・不明」: 両部局とも「未定・不明」と回答

(対象となるごみ収集区分)

リユース施設設置自治体のみ		収集区分						
		可燃ごみ	不燃ごみ	危険物・有害ごみ	資源物	小型家電	粗大ごみ	その他
合計 取組あり N=18	収集区分あり	18	17	12	18	16	18	-
	排出支援対象	17	15	7	13	6	10	1
	支援対象割合	94%	88%	58%	72%	38%	56%	-

図表 1-2-14 (続) リユース施設を設置していると回答した自治体における
高齢者に対する平時のごみ排出支援に関する回答状況

(収集支援範囲)



注. 収集支援範囲:

どこから…①家の中からの搬出、②玄関前

どこまで…①集積所、②処理施設、③資源化施設、その他

(総人口 3 万人超自治体における取組有無：リユース施設設置状況別集計)

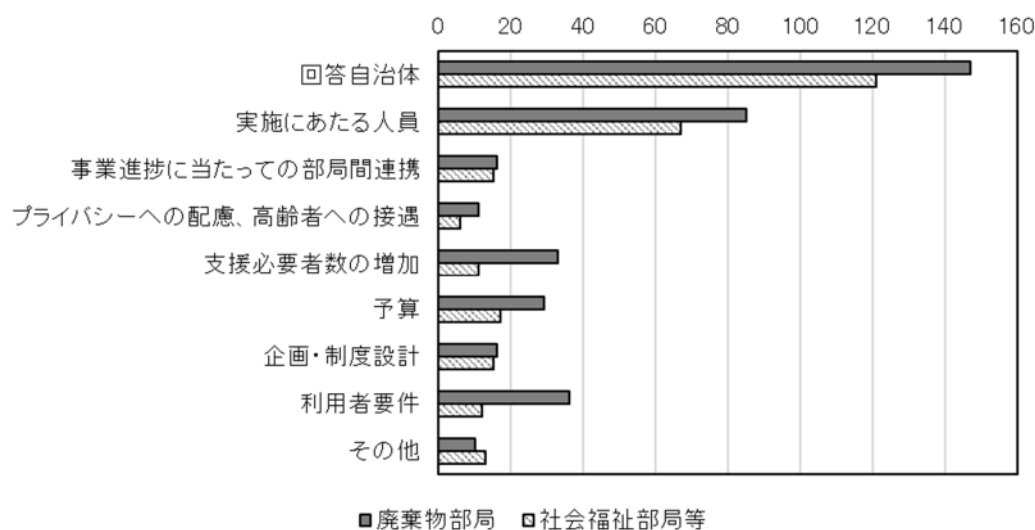
排出支援	リユース施設		
	あり	なし	合計
行っている	18 (78%)	44 (68%)	62 (70%)
行う予定	1 (4%)	4 (6%)	5 (6%)
行う意向	0 (0%)	6 (9%)	6 (7%)
未定・不明	4 (17%)	11 (17%)	15 (17%)
合計	23 (100%)	65 (100%)	88 (100%)

2-3. 取組を行う上での課題・問題点

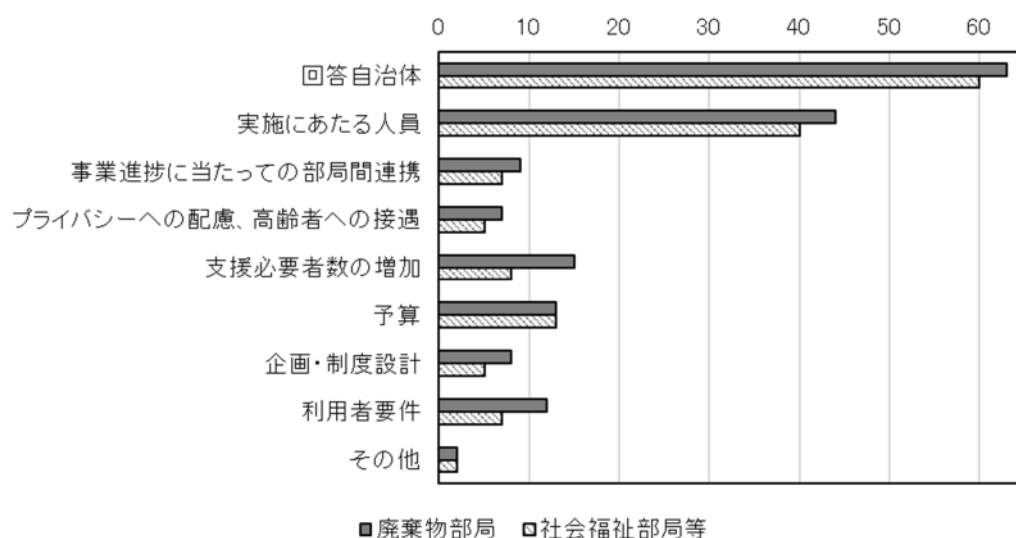
高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組を行う上での課題・問題点として、実施に当たる人員を課題とする回答が最も多かった。次いで多い回答は、廃棄物部局では利用者要件、支援必要者数の増加、予算、社会福祉部局等では企画・制度設計、予算、部局間連携であった。

取組を実施している割合が少ない総人口 3 万人以下の自治体、取組について未定と回答した自治体における回答集計結果も、全自治体の回答集計結果と概ね同様の傾向であった。

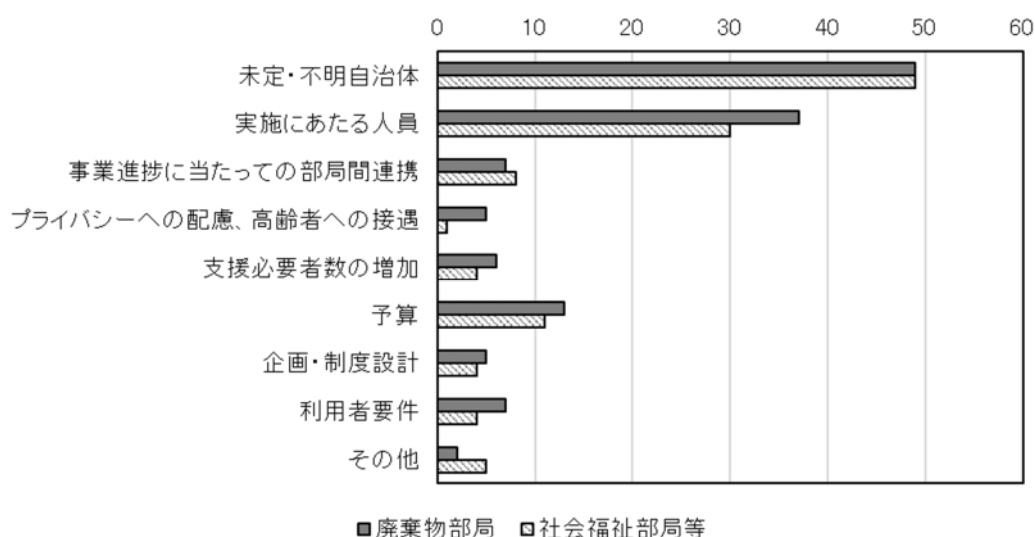
図表 1-2-15 高齢者に対する平時のごみ排出支援を行う上での課題・問題点
(全自治体) ※複数回答あり



(内、人口 3 万人以下自治体) ※複数回答あり



(取組について「未定・不明」と回答した自治体) ※複数回答あり



図表 1-2-15（続） 高齢者に対する平時のごみ排出支援を行う上での課題・問題点
（その他の回答内容）

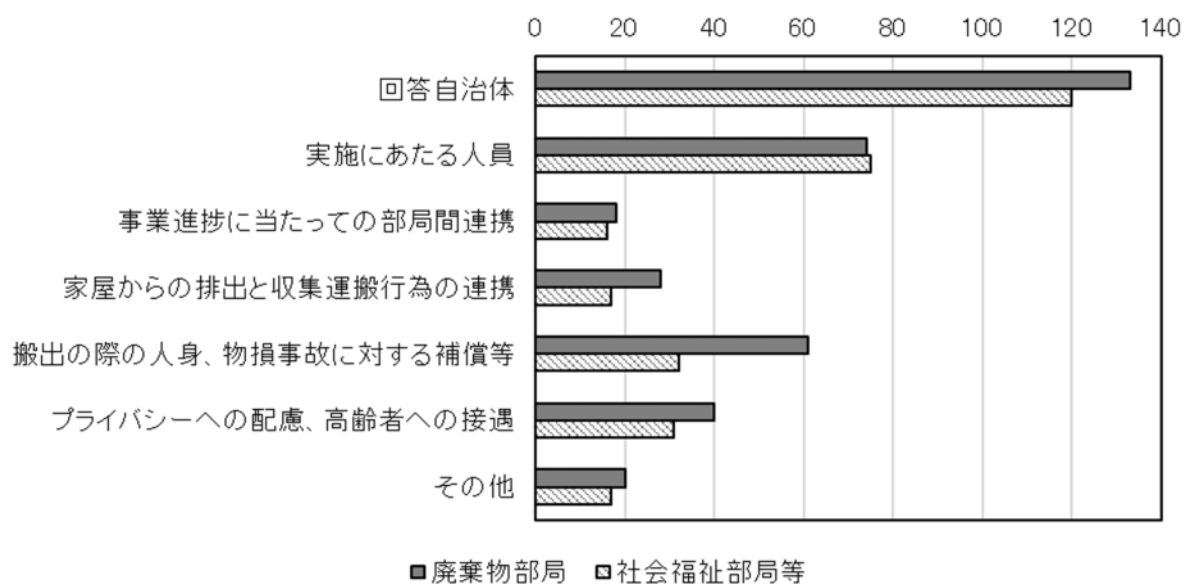
廃棄物部局
制度利用者の入退院及び施設入退所が頻繁にあり、決定通知作成や利用者補足の事務が煩雑になる
排出者の求める支援に応えられない時がある。収集へ出せない粗大ごみで、個数制限、重さ制限など
支援対象者の線引き
集積時間に合わせた対応
当日朝 8 時までにゴミステーションに持ち込まなければならない
屋内からゴミステーションへごみを運び出すことが困難
高齢者世帯への戸別回収などの支援体制
不明：高齢者支援について協議を進めている最中
排出されたごみを回収するのは廃棄物部局だが、排出支援は福祉部局（福祉施策）で検討する問題と考えている。
社会福祉部局等
廃棄物部局との連携及び、プライバシーへの配慮及び対象者の増加など
家屋からの排出時間と収集運搬行為との時間
当日朝 8 時までにゴミステーションに持ち込まなければならない
認知症進行等によって、制度利用そのものが難しくなることがある
排出にとどまらず、ごみの取りまとめ（掃除含む）まで求められることが想定され、制度設計や人員確保が困難
集積時間に合わせた対応
地域住民の協力と理解
検討したが、現状の問題のほとんどは地域の共助でカバーできており、単に行政支援を付加すると地域の共助が希薄になる懸念も考えられる。
実施・検討していないため不明（複数自治体より回答あり）
ニーズの把握ができていない（複数自治体より回答あり）

2-4. 家の中からの搬出を支援する場合の課題・問題点

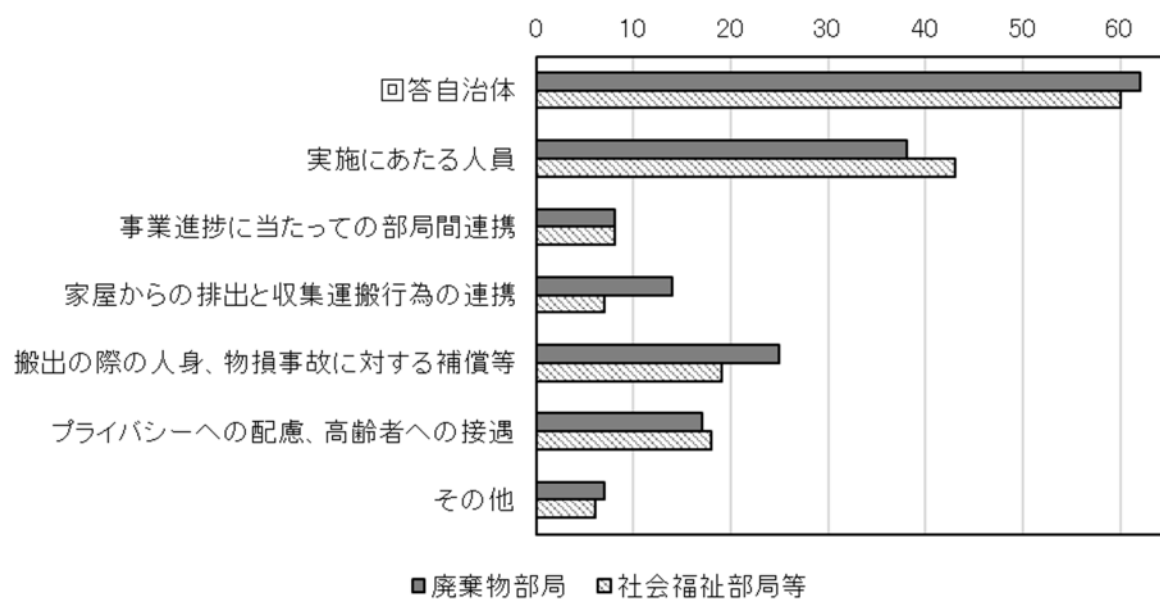
特に家の中からの搬出を支援する場合の課題・問題点について、実施に当たる人員を課題とする回答が最も多かった。次いで多い回答は、搬出の際の事故に対する補償、プライバシーへの配慮・高齢者への接遇であった。取組を実施している割合が少ない総人口 3 万人以下の自治体の回答集計結果も、全自治体の回答集計結果と概ね同様の傾向であった。

図表 1-2-16 特に家の中からの搬出支援を行う上での課題・問題点

(全自治体) ※複数回答あり



(内、人口3万人以下自治体) ※複数回答あり



図表 1-2-16（続） 特に家の中からの搬出支援を行う上での課題・問題点

（その他の回答内容）

廃棄物部局
家の中からの搬出支援は行っていない（複数自治体より回答有）。
家の中からの排出支援は行っていない（ヘルパー等が行う）
屋内からの搬出は行っておらず、公式の連携体制はとっていない
家の中からの搬出は生活支援（福祉施策）と考えている。
不明：高齢者支援について協議を進めている最中。
収集庫まで遠くて運べない。出すタイミングが合わない。
狭い通路や急な階段等がある屋内から重量物の大型ごみを排出するため、職員の身体的な負担が懸念される
住民ボランティアで実施する場合は大型ごみの運搬が困難となる場合あり
建物内への立ち入りができない点
社会福祉部局等
課題・問題点を特に把握していない（家の中からの排出支援を行っていない複数自治体より回答有）
実施しておらず、不明（複数自治体より回答有）
検討していないため、課題・問題点は把握していない
該当する施策、事業等がなく、不明。
ごみ排出支援について、市民からの問い合わせがないため不明です。
住民ボランティアで実施する場合は大型ごみの運搬が困難となる場合あり
収集庫まで遠くて運べない。出すタイミングが合わない。
敷地内への侵入ができないため、自力で敷地外へ持ち出してもらう点
財産処分に関するトラブル
排出にとどまらず、ごみの取りまとめ（掃除含む）まで求められることが想定され、制度設計や人員確保が困難
地域住民の協力と理解

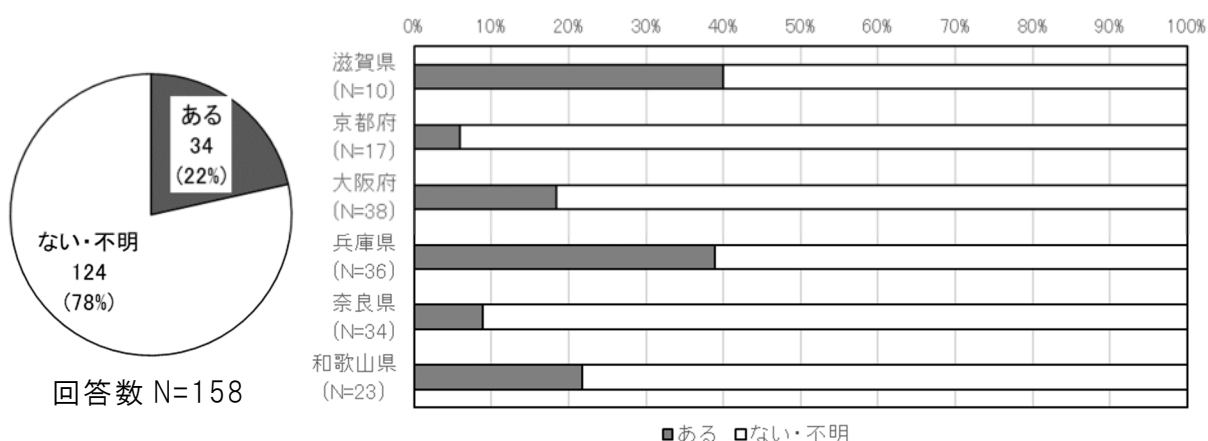
問3 地域コミュニティにおける平時の排出支援について

3-1. 地域コミュニティが主体となる高齢者ごみ出し支援取組の有無

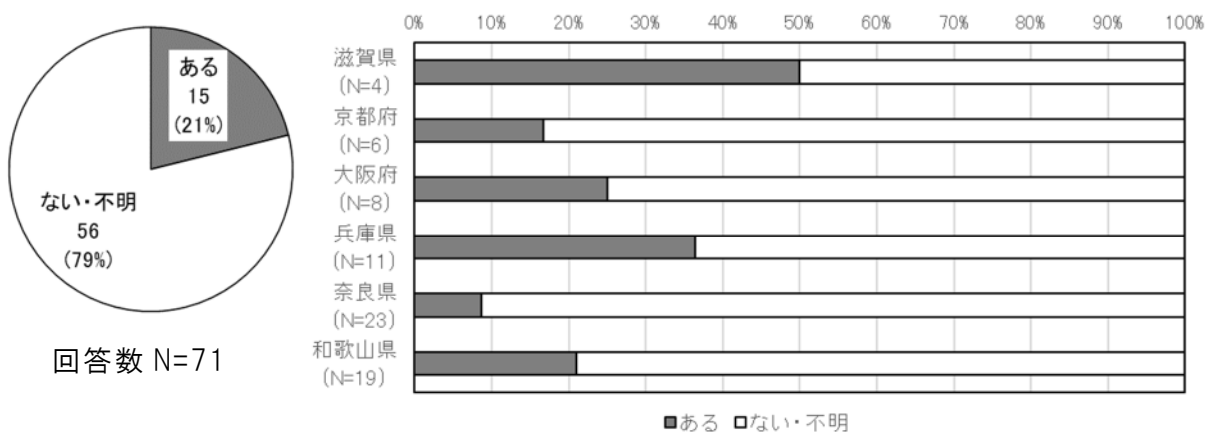
回答自治体の約2割が該当する取組があると回答した。問2で自治体としての取組を行っている割合が少なかった総人口3万人以下の自治体における回答結果も同様の傾向であった。

**図表 1-2-17 回答自治体における地域コミュニティが主体となる
高齢者ごみ出し支援取組の有無**

(全回答自治体)



(内、総人口3万人以下の自治体)

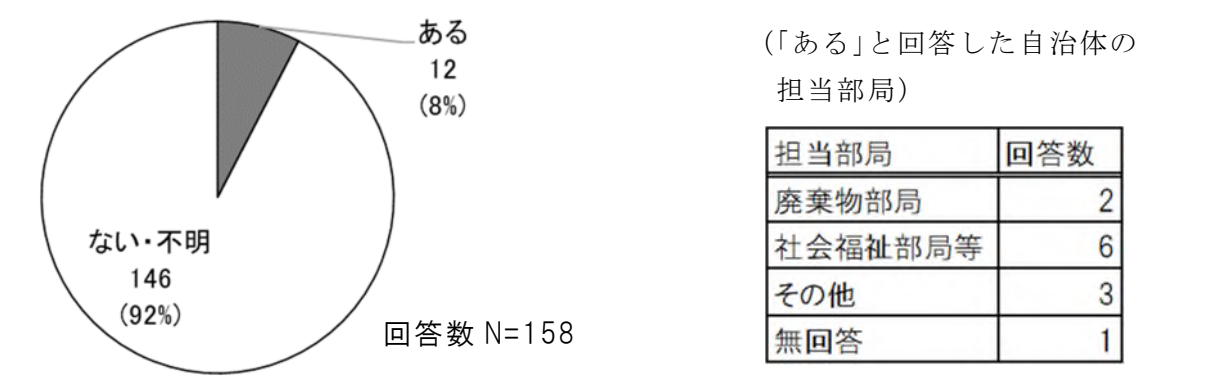


注. 「ある」: いずれかの部局が取組が「ある」と回答した自治体
「未定・不明」: 両部局とも取組が「未定・不明」と回答

3-2. 地域コミュニティが行う高齢者ごみ出し支援の取組に対する補助金交付等の制度の有無

回答自治体のうち、支援金、補助金制度があるとしたのは1割未満であった。制度があるとした自治体の約半数が、担当部局は社会福祉部局等であると回答した。

図表 1-2-18 回答自治体における地域コミュニティが行う
高齢者ごみ出し支援の取組に対する補助金交付等制度の有無



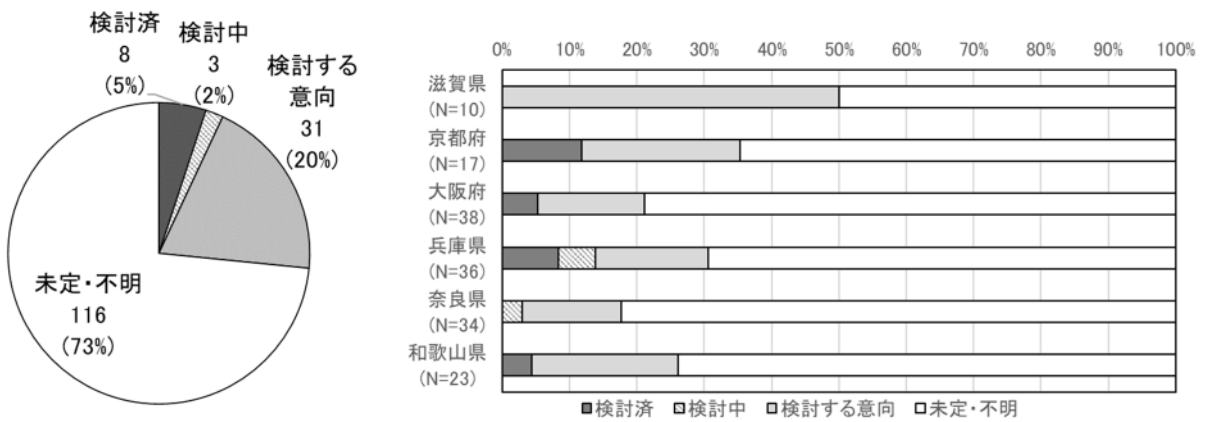
注. 「ある」: いずれかの部局が制度が「ある」と回答した自治体
「未定・不明」: 両部局とも制度が「ない・不明」と回答

問 4 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援について

4-1. 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援についての検討状況

回答自治体の約7割が検討について未定・不明であると回答した。
災害廃棄物処理計画の策定状況別に集計を行った結果、災害廃棄物処理計画を未策定の自治体では、検討について未定・不明と回答した自治体の割合が78%であり、策定済の自治体（71%）と比較して7%多かったものの、概ね同様の傾向であった。

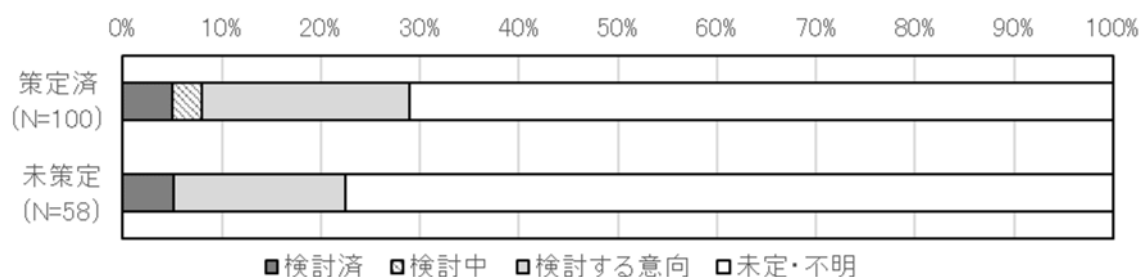
図表 1-2-19 回答自治体における高齢者に対する災害時のごみ収集・
ごみ排出支援の仕組みについての検討状況



注. 「検討済」: いずれかの部局が「検討済」と回答した自治体
「検討中」: 「検討済」自治体以外で、いずれかの部局が「検討中」と回答
「検討する意向」: 「検討済」「検討中」自治体以外で、いずれかの部局が「検討する意向」と回答
「未定・不明」: 両部局とも検討について「未定・不明」と回答

図表 1-2-19（続） 回答自治体における高齢者に対する災害時のごみ収集・
ごみ排出支援についての検討状況

（災害廃棄物処理計画策定状況別集計結果）



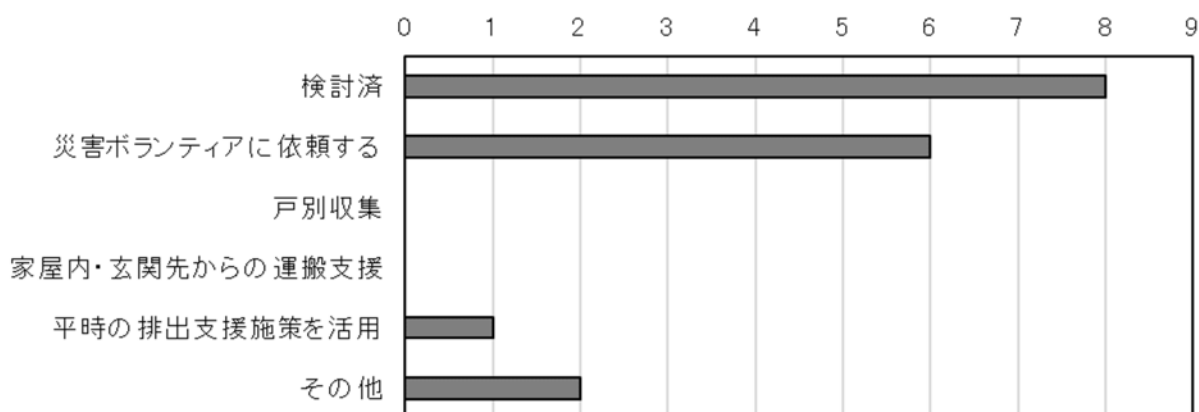
注．災害廃棄物処理計画策定状況は、令和３年度環境省調査結果による

4-2. 検討済自治体における支援の方法

設問 4-1 で「検討済」と回答した 8 自治体中 6 自治体が、災害ボランティアに依頼すると回答した。

図表 1-2-20 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援方法

（「検討済」自治体）※複数回答あり



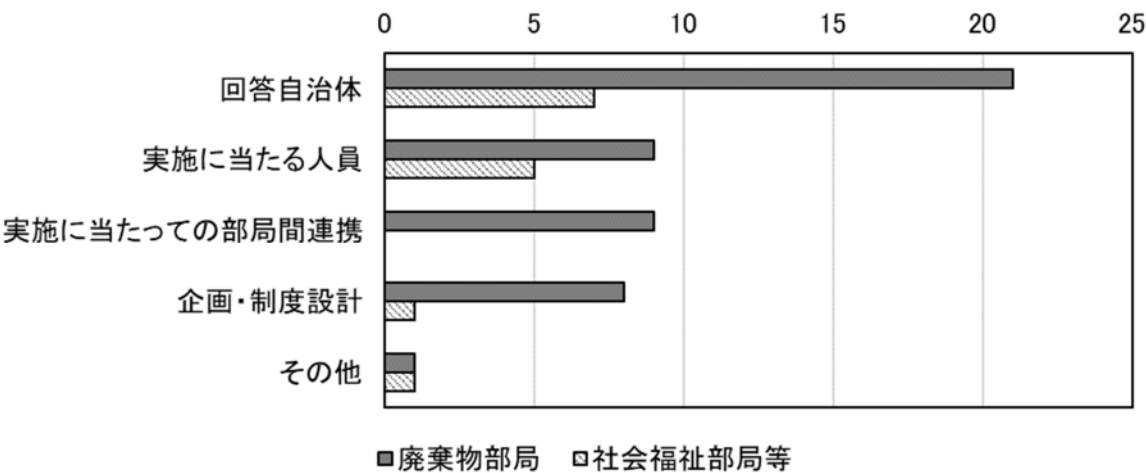
（その他の回答内容）

廃棄物部局
職員災害対応マニュアルに沿って対応する。
社会福祉部局等
職員災害対応マニュアルに沿って対応する。
行政職員による支援

4-3. 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援を行う上での課題

高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援について検討済ないし検討中、検討する意向があると回答した自治体に対し、支援を行う上での課題について質問した。廃棄物部局においては、実施に当たる人員、部局間連携、企画・制度設計と回答した自治体がそれぞれ同程度であった。社会福祉部局等では、回答した7自治体中5自治体が実施に当たる人員と回答した。

図表 1-2-20 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援を行う上での課題
（「検討済」「検討中」「検討する意向」と回答の自治体）※複数回答あり



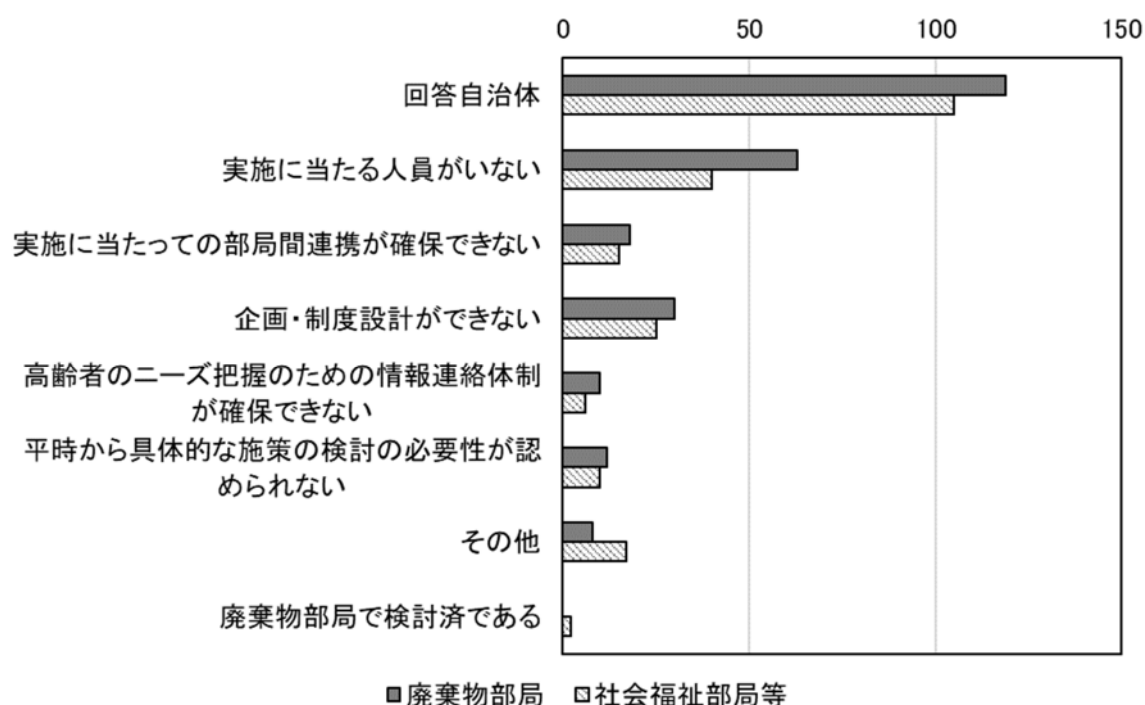
（その他の回答内容）

廃棄物部局
災害ボランティアが集まらない時の対応
社会福祉部局等
財産処分に関するトラブル

4-4. 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援を検討していない理由

高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援の検討について未定・不明と回答した自治体に対し、検討していない理由について質問した。実施に当たる人員がいないことを理由として挙げた回答が最も多く、次いで企画・制度設計ができないこととする回答が多かった。

図表 1-2-21 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援を検討していない理由
 (検討について「未定・不明」と回答の自治体) ※複数回答あり



(その他の回答内容)

廃棄物部局
災害ボランティアによる支援を期待している
高齢者支援まで協議が進んでいない。
高齢者に限定せず被災地域におけるごみ収集・排出支援を行っている。
発災時、ごみ出しに支援が必要となるのは「高齢者」に限定されず、通常時と高齢者自身の受援状況も変化するため、高齢者に限定した支援策は考えていない
課題として認識していない
不明
災害時に状況に応じて個別的に判断し対応を検討するため。
社会福祉部局等
平時のごみ排出支援において検討段階であり、災害時に特化した検討は未定
現在のところ、検討過程に至っていないため (複数自治体より回答有)
平時における日常生活の支援を基本としているため (複数自治体より回答有)
災害時のこうした支援は全ての市民を並列に考えるべきであるため (複数自治体より回答有)
ニーズが把握できていない (複数自治体より回答有)
対応については、環境班 (環境部局) が所管となっているため (複数自治体より回答有)
危機管理部門や廃棄物部門において検討されるべき課題と考える
災害対策部局が中心となって検討すべきと考える。
社会福祉協議会で災害ボランティアがあるため。

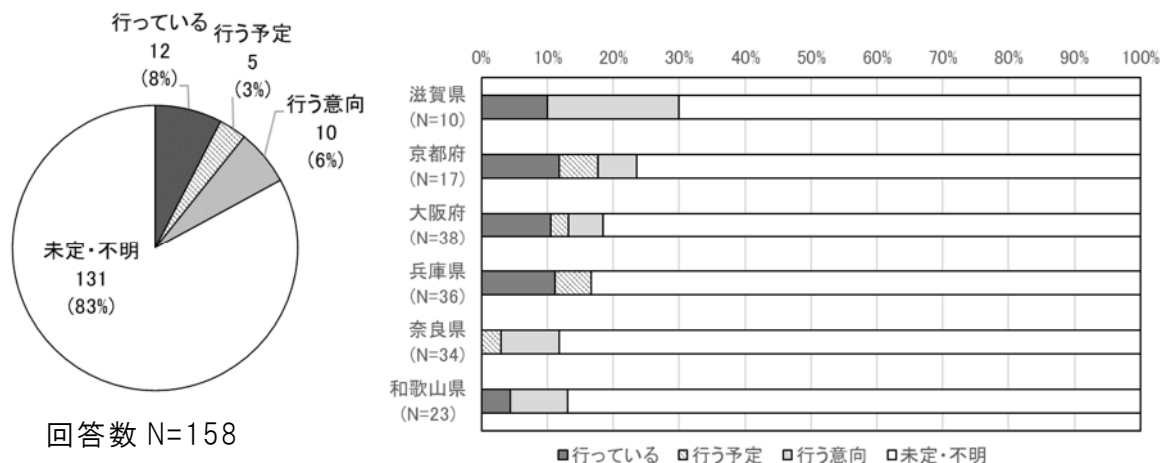
問5 退蔵品の排出を促進する平時の取組について

5-1. 高齢者、障がい者等に対し退蔵品の排出を促進する平時の取組の有無

回答自治体のうち、取組を行っているとの回答は1割未満であり、約8割が取組について未定・不明であると回答した。

行っていると回答した12自治体のうち、総人口3万人以下の自治体は3自治体であった。

図表 1-2-22 回答自治体における退蔵品の排出を促進する平時の取組の有無



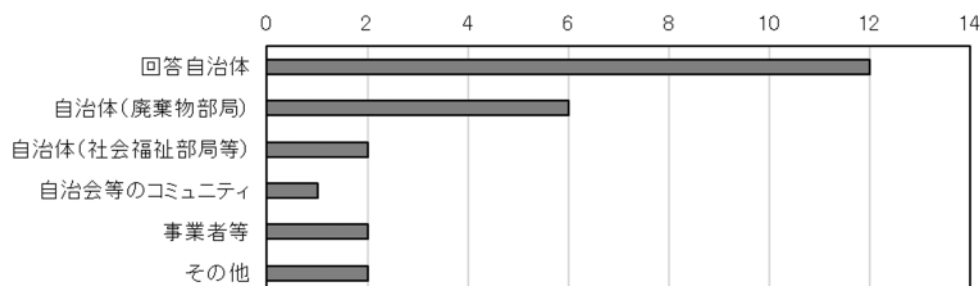
注. 「行っている」: いずれかの部局が取組を「行っている」と回答した自治体
「行う予定」: 「行っている」自治体以外で、いずれかの部局が「行う予定」と回答
「行う意向」: 「行っている」「行う予定」自治体以外で、いずれかの部局が「行う意向」と回答
「未定・不明」: 両部局とも「未定・不明」と回答

5-2. 5-1 の取組主体

5-1 で取組を行っていると回答した12自治体のうち、8自治体が取組主体を自治体と回答した。

図表 1-2-24 回答自治体における退蔵品の排出を促進する平時の取組の有無

(「行っている」と回答の自治体) ※複数回答あり



(その他の回答内容)

社会福祉部局等

社会福祉協議会とボランティア (市内在住在勤在学の方)

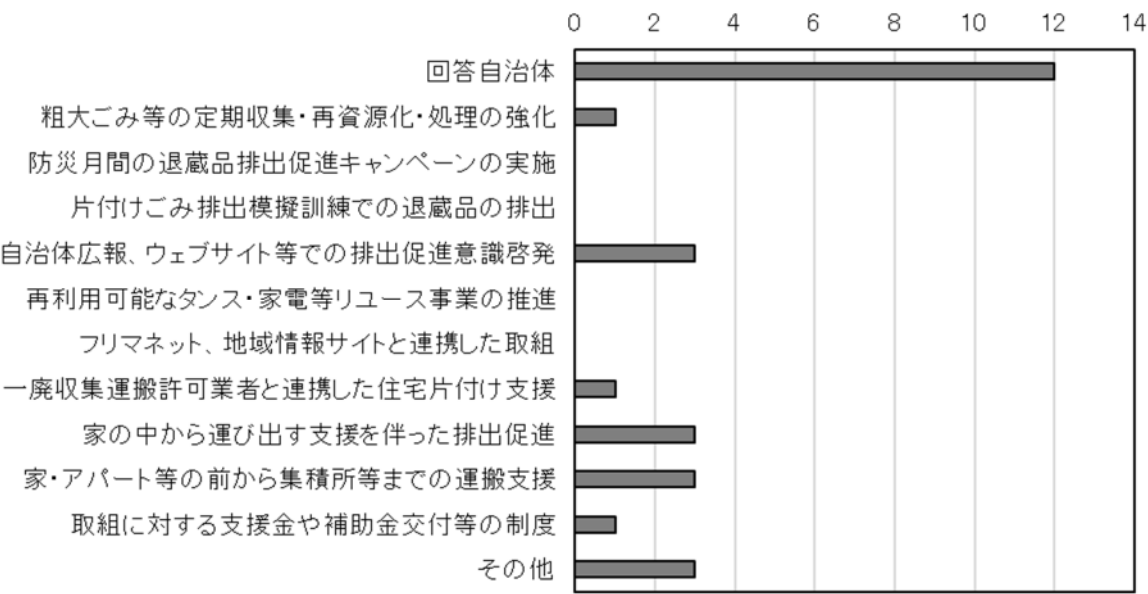
地域住民団体や NPO、ボランティアグループ、協同組合などの非営利な団体

5-3. 5-1 の取組内容

「自治体広報・ウェブサイト等での排出促進意識啓発」、「家の中から運び出す支援を伴った排出促進」、「家・アパート等の前から集積所等までの排出支援」等について取組を行っているとする回答が得られた。

図表 1-2-24 回答自治体における退蔵品の排出を促進する平時の取組の内容

(「行っている」と回答の自治体) ※複数回答あり



(その他の回答・補足内容)

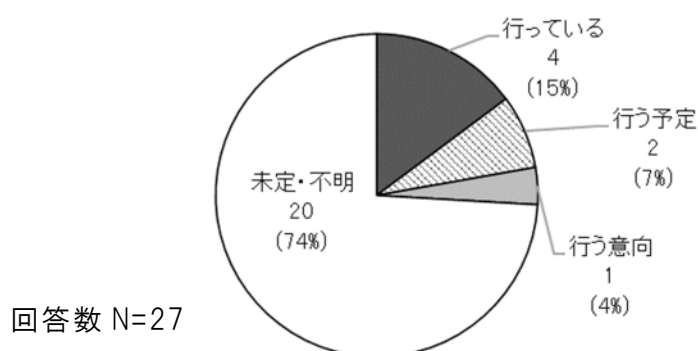
廃棄物部局
分別支援
粗大ごみの収集申込手続きの簡素化（LINEで行えるようにした）による退蔵品の排出促進。
生活保護世帯、身障、知的障害世帯、65歳以上高齢者世帯。自身で清掃ができない状態であり、かつ、不要物の処分を承諾する世帯。地域の自主的な活動により清掃を行う場合。原則として継続してその住居へ居住する場合。
社会福祉部局等
分別支援
単身障がい者等でゴミ出し支援が必要と判断した者に対して、市、福祉関係事業所が一緒になって、年間数件程度の支援を行っている。

・リユース施設を設置している自治体における取組有無、内容

リユース施設を設置していると回答した27自治体のうち、退蔵品排出促進の取組を行っているとは回答したのは4自治体であった。これらの自治体から、リユースに関連する取組を行っているとする回答はなかった。

図表 1-2-25 リユース施設設置ありの自治体における
退蔵品の排出を促進する平時の取組状況

(退蔵品の排出を促進する平時の取組の有無：リユース施設の設置あり自治体)



(退蔵品の排出を促進する取組の内容：リユース施設の設置あり自治体)

担当部局	取組内容
廃棄物部局	自治体広報、ウェブサイト等による排出促進の意識啓発
廃棄物部局	家(マンション・アパート含む)の前からごみステーション・集積所までの運搬支援 その他(地域の自主的な活動による片付け支援)
社会福祉部局等	家の中から運び出す支援を伴った排出促進
社会福祉部局等	家(マンション・アパート含む)の前からごみステーション・集積所までの運搬支援

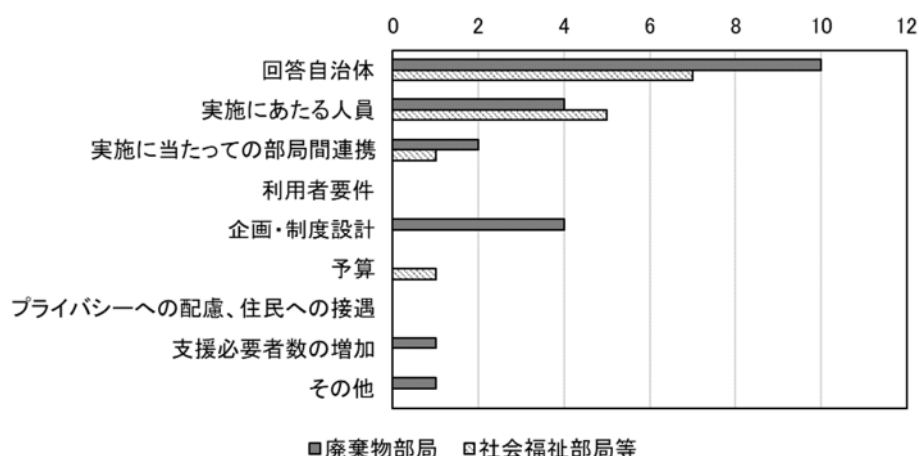
5-4. 退蔵品の排出を促進する取組を行う上での課題

退蔵品の排出を促進する取組を行っているか、行う予定である、行う意向があると回答した自治体に対し、取組を行う上での課題について質問した。

実施に当たる人員と回答した自治体が最も多かった。廃棄物部局においては、それに次いで企画・制度設計と回答した自治体が多かった。

図表 1-2-26 退蔵品の排出を促進する取組を行う上での課題

(「行っている」「行う予定」「行う意向あり」と回答の自治体) ※複数回答あり



(その他の回答内容)

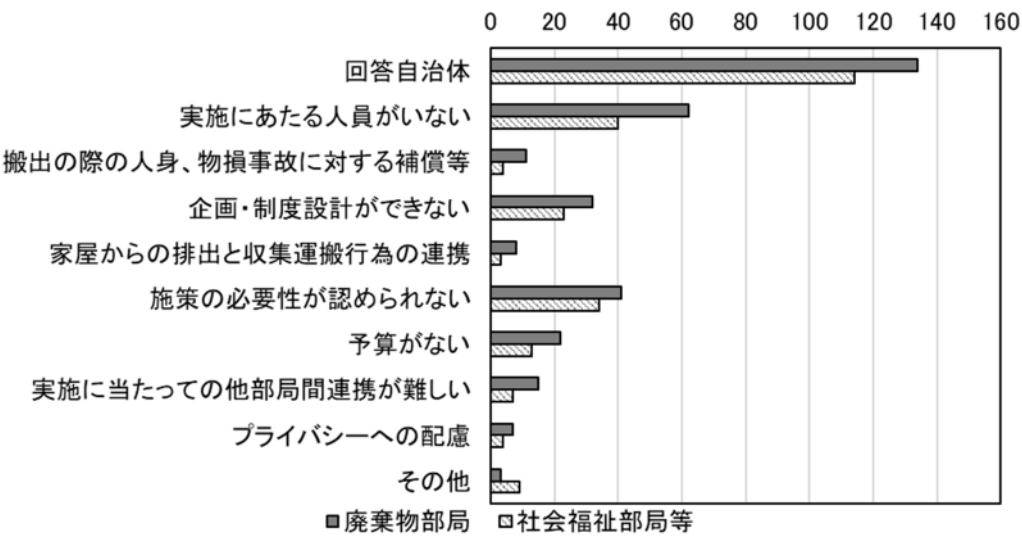
廃棄物部局
現在の取組による利用者数の増加策

5-5. 退蔵品の排出を促進する取組を行っていない理由

退蔵品の排出を促進する取組について未定・不明と回答した自治体に対し、行っていない理由について質問した。実施に当たる人員がいないことを理由として挙げた回答が最も多く、次いで施策の必要性が認められない（住民のニーズが把握できていない等）、企画・制度設計ができないとする回答が多かった。

図表 1-2-27 退蔵品の排出を促進する取組を行っていない理由

（「取組について未定・不明」と回答の自治体）※複数回答あり



（その他の回答内容）

廃棄物部局
相談があれば対応しているが、所有者が廃棄物と思っているケースが少ない
事業規模・予算が試算できない。
退蔵品の排出促進は減災・便乗ごみの削減に効果があると考えるが、それは一方で平時に合法的に便乗ごみ候補物を回収することであり、対価や労力を支払って処理する通常の排出者との間で公平性の確保に苦慮する。
社会福祉部局等
廃棄物部局の施策やシルバー人材センターの紹介は行っている。
必要とされる事例に対し、適宜実施している
本人の意志決定
廃棄物部局で検討する内容と考えます
該当する施策、事業がない。
現在のところ、検討過程に至っていないため（複数自治体より回答有）
問題視していなかった

問6 高齢者に対するごみ排出支援における部局間連携について

高齢者に対する平時の生活ごみ排出支援や災害時のごみ排出支援を行うに当たり、廃棄物部局・社会福祉部局等でどのように協働・連携していくことが有効と考えられるか、また協働・連携に当たっての課題等について回答いただいた。

廃棄物部局からは、平時の支援について、ごみ出し困難者等対象者の情報や、問題・課題、ニーズの把握と共有が必要とする意見が多く挙げられた。災害時支援については、防災部局との連携、ボランティアとの連携・調整等が挙げられた。

社会福祉部局からは、同様の回答に加え、廃棄物部局の行うごみ排出支援事業に関する情報共有や、高齢者に限らない支援対象検討等の制度設計、排出時間と収集時間の調整、災害時連絡体制の構築が必要とする意見等が挙げられた。

図表 1-2-28 高齢者に対するごみ排出支援における部局間連携について

(廃棄物部局回答：平時の支援)

情報共有	対象者に関する情報共有
	ごみ出し困難者情報の共有等
	ごみ排出が困難な高齢者の実態把握、財政負担、ごみ排出支援の担い手の検討
	地域の実態や問題点の把握に取り組み、行政と住民が協働して取り組むことが必要
	ごみ排出支援が必要な世帯の把握や制度の周知等、情報や問題点を共有していくこと。
	連携・情報を密にすることが有効。情報の共有により迅速な対応ができるのが課題。
	支援を必要としている人、また必要な支援内容の把握
	各分野の固有のネットワークや取組みの情報共有を行い、分野を超えて既存のネットワークや取組みを組み合わせて利用するなど有効活用が必要。
	ニーズの把握と共有
	社会福祉部局を通じ社会福祉協議会のボランティアセンターと分別方法などを共有しておく
	問題、課題の共有が必要。排出支援の人員、予算の確保が課題。
	情報交換
	社会福祉部局が把握している情報を共有して、事業を利用していない高齢者に対して事業の案内をすることで、支援の拡充ができるのではないかと考えている。
	仕組み自体を構築するのに時間を要する。部を跨いだ専門部署を作り、地域密着の社会福祉協議会等との定期的な意見交換が必要。
	各世帯の生活実態の把握と支援対象になり得る世帯の情報共有
	情報共有が有効、人員と予算確保が課題
	ごみ出し支援要望者の状況把握。急な入院、入所の情報を円滑に連絡する必要がある。
	現状のニーズ把握
	ごみ排出支援が必要な世帯の把握
	情報共有
	ごみ排出支援は要介護2以上の一人暮らし世帯であるが、福祉部局から情報提供を受けて、未申請の潜在的利用者を把握
	支援を必要とする高齢者に関する情報の共有
	課題の共有と検討を行い、より良い制度設計を行っていく。
	ごみ出しできない、ごみ出ししてくれる人がいない高齢者ひとり暮らしの方の情報共有を密にする。
	真に支援を必要としている方の情報提供

情報共有	支援が必要である高齢者の把握及び情報共有
	本人の意思と生活状態の把握
	ニーズ把握
	高齢者の生活実態の情報共有を行いながらケースによっては同行訪問等を実施する。
	要支援者を確認する際の情報共有
	住民のニーズを把握し、各部局間で共有すること。
	支援対象者に関する情報共有
	管内の高齢者の情報を共有し、実施するにあたっては支援が必要か否かの判断等、審査の必要も出てくると思われる。
	実態把握から必要支援の検討
体制	ふれあい収集は未実施だが、今後検討するに当たっては、ごみ回収は廃棄物部局で、排出支援が必要な場合は福祉部局での対応と考えています。また、対象者の要件の確認にあたっては、福祉部局との連携が必要になると考えています。
	家の外からのごみ出しは、廃掃法上の市又は許可業者がすべき。
	本市では、各戸収集方式を採用しており、原則、玄関前からごみを収集している。ごみ出し支援は日常生活における生活支援のひとつであり、家の中からのごみ出しや高齢者の健康状態の確認等は、プライバシーへの配慮の観点を含め、生活支援に係る専門の知識・技術を有する者が行うことが適切であると考えている。
	なお、集合住宅や車両が通行できない狭隘な場所においては、玄関前での収集ができないことから、福祉サービスや地域コミュニティによる支援・協力をお願いしているが、高齢化が進展する中、清掃部局のほかいずれの関係部局においても、必用となる人員及び費用が課題となっている。
	生活ごみの収集の前段階として、整理整頓が苦手な方や分別自体が難しい方に対して、具体的な指導や助言をするなど、個々の生活環境の改善を目的とした支援などを協働して行う事は有効と考えます。
	ごみ出し支援を行うための条件・基準を整理していく必要がある。支援の窓口としてケースワーカーや福祉部局との連携が必要である。
	福祉部局が当事者との密接な連携を取り、平時でも変更等が有れば廃棄物部局に直ぐ連絡をする。
	廃棄物担当部局と福祉部局が課題を整理し、役割分担をして協働・連携していく
	社会福祉部局の高齢者施策として実施した場合は実施可能。（環境部局は通常収集）
	人員の確保 現在、廃棄物部局と協力して、ひとり暮らしの高齢者などでどうしても家族等の支援が難しい場合は、事前に申請してもらいヘルパーが訪問した際にごみを持ち帰り、町が設置したステーション（ごみ搬入所）へ搬入して貰っているので、今後も引き続き実施したい。
周知	社会福祉部局のネットワークを活用した既存のごみ排出支援制度の市民周知
	制度利用促進のための社会福祉部局窓口でのPR
	支援制度の周知や要件の確認に連携が必要と考える。
課題	今後、対象となり得る人数の把握ができていない
	プライバシーの確保、担当部局との連携
	実施にあたる人員不足
	[課題]制度設計、人員確保、予算
	支援を必要とする高齢者の調査・搬出の人員確保・収集運搬車両確保など
その他	福祉サービス（ヘルパー）等の利用。
	（福祉部局）訪問介護者等との調整。

その他	福祉部局より直接高齢者と接する介護支援事業者やボランティアセンターを設置する社会福祉協議会との連携の方が効果的であり、情報・意見交換の場をつくることが重要と考える。
	高齢者の個別訪問収集を実施しているが件数増加に伴い、ごみ収集の効率性向上と独居者の安否確認等の個別収集が併せ持つ独居高齢者世帯との間で整合性をとることに苦慮する。
	独居高齢者のごみの放置について近隣住民から苦情が入り、働きかけを行っても本人がごみの排出を拒否することが多く、その場合の対応について検討が必要。
	安否確認を同時に実施

図表 1-2-29 高齢者に対するごみ排出支援における部局間連携について
(廃棄物部局回答：災害時支援)

情報共有	対象者の把握について、福祉部局からの情報提供が必要と考えています。また、排出支援は福祉部局が主体となって実施できるよう平時に調整する必要があると感じています。
	災害廃棄物の分別方法等の情報共有、連絡体制の構築
	支援を必要としている人、また必要な支援内容の把握
	ニーズの把握と共有
	安否確認と排出量の情報提供
	情報伝達、共有フロー、人員の確保が課題。
	各世帯の被害状況や必要支援内容の情報共有と把握
	情報共有が有効、人員と予算確保が課題
	情報共有
	地域の一人暮らし世帯を把握している福祉部局との情報共有
	支援を必要とする高齢者に関する情報連絡体制の構築
	民生児童委員、ケアマネジャーとの連携による実態把握、危機管理課等の複数課での連携。
	支援必要者の把握等に連携が必要と考える。
	状況把握を的確に行えるか不安
	福祉部局による情報連絡体制の確立。
	要支援者を確認する際の情報共有
	要介護者や障害者の状態を共有すること。
周知	ボランティアや地縁関係者による排出が見込まれるため、仮置き場や排出する際のルールの周知徹底が必要
	分別方法や排出場所について、ボランティアの方に確実に伝えるようにしておく
体制	ごみ排出支援の担い手の検討、安否確認
	高齢者対応にかかわらず、災害時には民間の協力が不可欠となるため、防災部局との連携も必要となる。
	(福祉部局) 訪問介護者・ボランティア団体との調整。
	福祉部局より直接高齢者と接する介護支援事業者やボランティアセンターを設置する社会福祉協議会との連携の方が効果的であり、情報・意見交換の場をつくることが重要と考える。
	社会福祉協議会、ボランティアとの連携
	担当部局との連携
	支援体制の具体化

体制	平時に決めていた連携方法で動き、イレギュラーの際などの対応は都度、災害時の連絡体制を使い支援方法を決定する。
	防災部局からの情報提供・応援要請等
	災害時における要援護者等の所管は保健福祉課と定められているが、詳細部分については何も決まっていない今後災害を想定した全庁的なルールづくり連携など、実際に排出支援等について協議し問題・課題点を洗い出す必要がある。
	ボランティアについて社会福祉部局と連携することが有効と考える。
	地域住民やボランティアの協働が必要であり、協力意識を高める必要がある。
	廃棄物担当部局、福祉部局、災害時ボランティアセンター等、関係機関が協働・連携していく
	要支援等の情報があれば社会福祉部局（社協・ボランティアセンターなど）への引継ぎ
	関係部局との役割分担
	管内の高齢者（独居等）の情報を共有し、回収に動く際に同行してもらう等の協力が必要になると思われる（安否確認と併せて）
	役割分担・明確化
人員確保	人員の確保（2自治体）
	実施にあたる人員の確保
	災害時においては、市全域の災害ごみの増加が見込まれることから人員を特別に配置し高齢者支援に特化した対応をとることは人員機材の関係で厳しいと考えている。
	災害時に高齢者のごみ排出支援を指揮できる人員を配置できない。
	実施にあたる人員不足
	災害時のごみ処理のための人材確保が課題
課題	課題：利用者の増加に対する対策
	生活ごみの排出以外
	[課題]制度設計、人員確保、予算
その他	福祉サービス（ヘルパー）等の利用。
	①「災害時」と②「高齢者」の二つを両方とも限定した支援策の内容がイメージできず協議に至らない。
	ごみだと判断できるするのは、どのような場面でも本人であるべき。
	災害規模により支援者が被災している可能性があり、必要な支援を受けられない場合があること。
	本人の意思と生活状態の把握

図表 1-2-30 高齢者に対するごみ排出支援における部局間連携について

(社会福祉部局等回答：平時の支援)

情報共有	ごみ出しの支援については、高齢者だけでなく、障害や病気・ケガ等、様々な理由が必要とされる方がいる。廃棄物部局を中心に関係課、関係機関が定期的に課題や情報を共有する場を設ける。
	まずは、福祉部門で把握したごみ出しに関する課題を共有し、各々の部署で解決に向けてできることは何か一緒に考えていくことが必要。
	各分野の固有のネットワークや取組みの情報共有を行い、分野を超えて既存のネットワークや取組みを組み合わせて利用するなど有効活用が必要。
	排出支援者の把握、連絡体制の構築
	情報交換
	①ごみ排出支援が必要と思われる（いわゆるゴミ屋敷化しているような）高齢者の情報共有。②高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりとして、一部地域で住民互助のごみ出し支援を検討している。ごみ出しに関する資源の情報や取り組み状況の共有が必要であると感じる。
	高齢者の支援の必要性等に関する情報の共有
	ごみ出し支援を行うための条件・基準を整理していく必要がある。支援の窓口としてケースワーカーや福祉部局との連携が必要である。
	収集所までゴミが出せない高齢者の情報共有と支援。
	ごみ出し支援を受けている高齢者等の名簿を共有しておくこと。
	高齢者支援を行う関係者にごみ排出支援について情報を提供し、必要時に連携して支援を行う。
	情報の共有
	高齢者の生活実態の情報共有を行いながらケースによっては同行訪問等を実施する。
	廃棄物部局のごみ排出支援事業に対しての情報提供
	実態把握から必要支援の検討
周知	当課において高齢者向け福祉サービス情報誌等へ「廃棄物部局で実施している支援策」を掲載するなど、高齢者等へ周知・広報することで連携していくことが有効であるとする。
	情報取得が難しい高齢者への廃棄物カレンダーなどの配布周知。
	退蔵品という判断はあくまで他人から見て判断するものであり、本人に退蔵品の定義を理解してもらう必要がある。
制度設計	高齢者のみに対応する施策は適当ではなく、障害者や子育て世代、1人親、または性格的に精神的にごみの排出が困難な方など幅広い観点からの支援が適当となるので、幅広い部局の連携や住民を巻き込んだ施策の検討が必要となり、そこが最も難しいとも思える
	課題の共有と検討を行い、より良い制度設計を行っていく
	要支援とそれ以外の線引き。
体制	ごみを分別する作業は意思決定の確認や促しが伴うため信頼関係のある者が行うことが重要
	介護保険でのヘルパー導入にあたって、家事援助ができるレベルまで環境整備を行っています。急を要する対応が多いため、廃棄物部局と人的支援を含めた連携ができれば…と考えます。
	ボランティアが確保できない場合に廃棄物部局が支援するなどの重層的な支援
	社会福祉部局としては、高齢者に対するごみ出しの課題の原因に対してアプローチしていくことになり、また、その手法はケースバイケースであるため、廃棄物部局との協働・連携は手法の一つである。

体制	廃棄物担当部局と福祉部局が課題を整理し、役割分担をして協働・連携していく
	現在、廃棄物部局と協力して、ひとり暮らしの高齢者などでどうしても家族等の支援が難しい場合は、事前に申請してもらいヘルパーが訪問した際にゴミを持ち帰り、町が設置したステーション（ゴミ搬入所）へ搬入して貰っているの、今後も引き続き実施したい。
人員確保	実施にあたる人員不足
	人員確保が課題
調整	家屋からの排出時間と収集運搬行為との時間の調整（平時の時間帯では、収集時間が早すぎる場合があり、時間の調整が必要）
	個別収集を利用している高齢者の収集時間と介護サービスとの調整が難しいケースがある。高齢者の担当課としては高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を維持していくためにできるだけ廃棄物部局と連携を図りたい。また、軽度認知症高齢者の一人暮らしの人でゴミ出しは可能であるが、ゴミの分別が難しくなっているケースも出てきているが、個別収集の対象には該当しないという問題もある。
未検討	具体的協働や連携に至っていない。
	今後の課題であり、現時点では不明。
その他	社会福祉部局で実施している、生活支援という枠組みの中で発生する家庭ゴミの処理については、通常の町が規定するゴミ処理方法で問題ないので、廃棄物部局との連携は考えていない。
	コロナ禍である中、平時の生活ゴミ排出支援が行き届いていない高齢者がいないように支援していくこと。
	高齢者の見守り支援の一環として検討する意義がある。
	平時のゴミ収集については、昨年度から検討している
	本人の意思と生活状態の把握
	現在のところは、近隣の住民やご親戚、民生委員やボランティアの方によって完結しているようです。
	安否確認を同時に実施
	行政が直接実施するのではなく、ボランティアなどにより地域で解決するのが望ましい課題と考える。その上で行政がすべきことを協議していく必要がある。

図表 1-2-31 高齢者に対するゴミ排出支援における部局間連携について
（社会福祉部局等回答：災害時支援）

情報共有	ゴミ出しの支援については、高齢者だけでなく、障害や病気・ケガ等、様々な理由が必要とされる方がいる。廃棄物部局を中心に関係課、関係機関が定期的に課題や情報を共有する場を設ける。
	発災初期は、各区役所へ情報が一番入ってくると想定されるため、その際の廃棄物部局との綿密な情報連携が必要となると考えられる。当課は、災害時人的・物的資源が無いので対応が困難である。
	排出支援者の把握、連絡体制の構築
	民生児童委員、ケアマネージャーとの連携による実態把握、危機管理課等の複数課での連携
	支援を必要とする高齢者の把握、密な情報共有
	災害地帯と排出物の把握。
	要支援高齢者等に関する情報提供。
	情報の共有

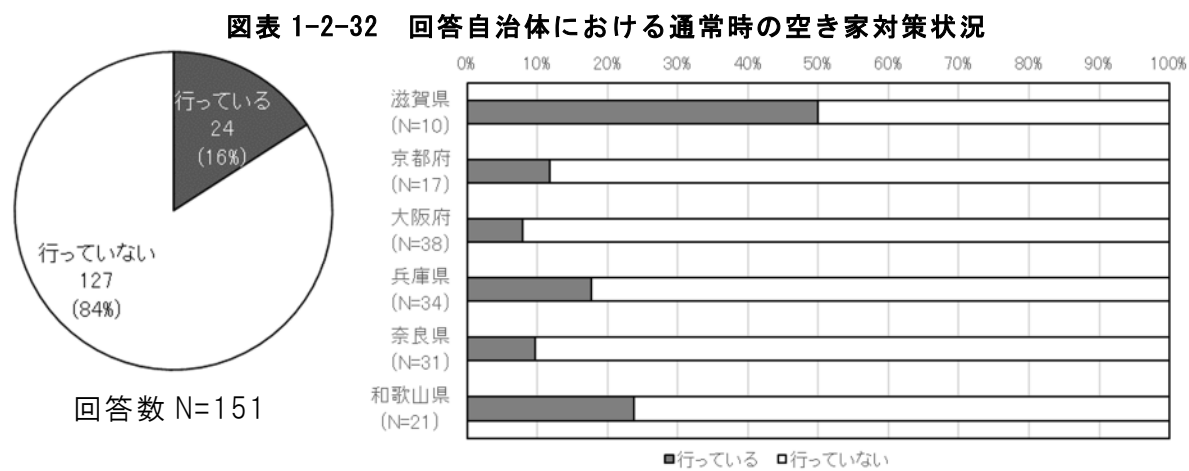
周知	ボランティアや地縁関係者による排出が見込まれるため、仮置き場や排出する際のルールの周知徹底が必要
	平時から退蔵品の取り扱いについて説明して、災害時には円滑に排出できるよう理解を得ておく。
体制	ボランティアや親族の協力が必要
	災害時には他市町や民間の協力が最も効果的であり、その体制整備が必要と考えるが、模範例も少なく、目の前の業務が山積みの現状では手が付けにくい部分である。
	危機管理室、環境部事業課 福祉総務室、高齢福祉室、 障害福祉室の庁内関係部署や社会福祉協議会や地域等も含め、協働・連携を行い、災害時の課題として取り組む必要があると思います。
	支援体制の具体化
	災害時の対応についての検討や廃棄物部局との協働
	廃棄物担当部局、福祉部局、災害時ボランティアセンター等、関係機関が協働・連携していく
	災害により大量に廃棄分が発生した場合の運搬・処分
	災害時におけるゴミ問題の所管は住民課と定められているが、詳細部分については何も決まっていない、今後災害を想定した全庁的なルールづくり連携など、実際に排出支援等について協議し問題・課題点を洗い出す必要がある。
	災害時にはそれぞれの部局の担当業務が割り当てられており、あらかじめ地域防災計画で位置づけておかなければ対応は難しいと考える。
	役割分担・明確化
人員確保	当部局は災害時には、罹災者の支援や罹災証明の発行などの対応があり、廃棄物や清掃の問題に対応するだけの人的パワーが不足しております。高齢者に限らず、災害時には誰でもアクセスしやすく、実施可能な災害廃棄物処理計画を立てる必要があると考えます。
	実施にあたる人員不足
	実施にあたる人員がいないため、部局間連携により人員を確保しておくこと。
	人員確保が課題
	災害時のごみ処理のための人材確保が課題
未検討	具体的協働や連携に至っていない。
	今後の課題であり、現時点では不明。
	災害時のごみ排出支援については、社会福祉部局ではまったく検討していない。廃棄物部局から要請があれば内容に応じ対応を検討する。
	未検討（2自治体）
その他	避難者や不明者についての安否確認や対応に有効と考える
	廃棄物部局のみでは対応が行き届かないことが容易に想像される。細部についてはコミュニティの協働・連携が必要であり、いざというとき自治会組織・民生委員が円滑に機能するように意識づけを行う必要がある。
	本人の意思と生活状態の把握
	独居高齢者や高齢者世帯が年々増加している中、免許返納をしている高齢者もいるため災害時の集積場への持ち込み等の問題がある。

問 7 空き家対策について

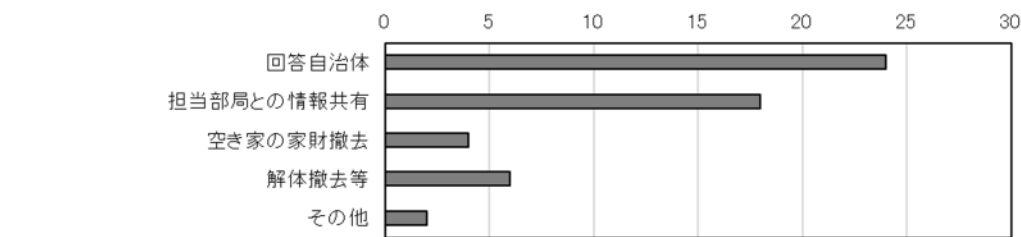
7-1. 通常時における空き家対策について

廃棄物部局における通常時の空き家対策として、担当部局との情報共有、空き家の家財撤去、解体撤去等を行っているかどうかの質問を行った。

回答自治体の約 2 割が「行っている」と回答した。対策内容として、「担当部局との情報共有（空き家リストの情報開示）」が最も多かった。



（「行っている」自治体における実施内容）※複数回答あり



（実施内容「その他」の回答内容）

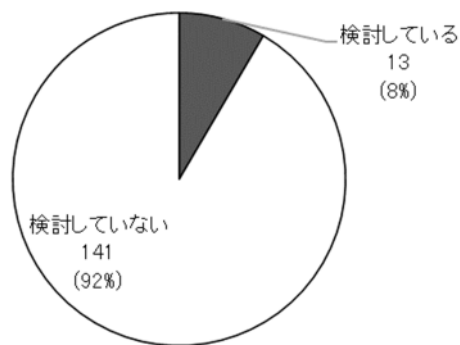
廃棄物部局
担当部局との情報共有
空き家担当課から要請があれば家財等の処分

7-2. 災害時における空き家対策について

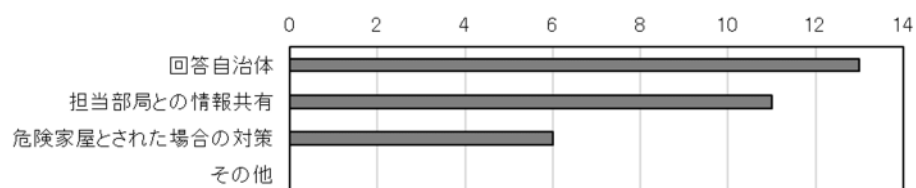
廃棄物部局における災害時の空き家対策として、担当部局との情報共有、危険家屋の対策等を検討しているかどうかの質問を行った。

「検討している」と回答した自治体は、回答自治体の 1 割未満であった。検討内容として、「担当部局との情報共有（空き家リストの情報開示）」が多かった。

図表 1-2-33 回答自治体における通常時の空き家対策状況



(「検討している」自治体における実施内容) ※複数回答あり



1.2.2 詳細調査

(1) 詳細調査方針

概況調査結果をもとに、特徴的な取組等について他自治体に水平展開するため、取組等の具体的な内容や課題、解決策についてヒアリング調査を行った。

(2) 詳細調査対象

ヒアリング調査対象は、以下に示す4自治体とした。

図表 1-2-34 詳細調査ヒアリング対象自治体

対象	担当部局	人口規模	取組概要
A 市	廃棄物部局	10 万人超	- 高齢者に対する平時のごみ排出支援：玄関前からの運搬(粗大ごみ含む) - 高齢者に対する災害時のごみ収集・ごみ排出支援：平時の排出支援制度を行うこととして検討済
B 町	社会福祉部局	1 万人未満	- 高齢者に対する平時のごみ排出支援：家からの搬出(小型家電、粗大ごみ含む) - 退蔵品の排出を促進する平時の取組：家の中から運び出す支援を伴った排出促進
C 市	廃棄物部局	10 万人超	- 高齢者に対する平時のごみ排出支援：玄関先からの運搬(粗大ごみは家からの搬出) - 地域コミュニティによる平時の排出支援：自治体としての支援金等制度あり - 退蔵品の排出を促進する平時の取組：一廃収集運搬許可業者と連携した住宅片付け支援 - 空き家対策：平時の対策として、家財撤去、家屋解体等
D 市	廃棄物部局	3 万人～5 万人	- 高齢者に対する平時のごみ排出支援：玄関前からの運搬(小型家電、粗大ごみ含む) - 退蔵品の排出を促進する平時の取組：粗大ごみ等の定期的な収集と再資源化と処理の強化

(3) 詳細調査項目

詳細調査におけるヒアリングは以下に示す項目について行った。

図表 1-2-35 詳細調査ヒアリング項目

区分	項目
2. 高齢世帯における平時のごみ排出支援体制	実施体制：所管部署・（連携の場合）分担、収集運搬体制
	制度設計：当初見込んだ利用人数・世帯数、検討において考慮したメリット・デメリット等
	取組内容の詳細：利用方法、粗大ごみ・小型家電のリユース促進、危険物・有害ごみの取扱、付帯サービス等
	これまでの利用人数、世帯数、利用傾向
	取組の実績・効果：排出量、利用内容の傾向、満足度調査結果、手数料に対する負担感
	取組を行っての課題・問題点及び解決策：制度運用上の問題、支援を行う中で生じた問題やクレーム等
3. 地域コミュニティによる高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組	他自治体が挙げた課題（人員、予算、制度設計等）に対する解決策、粗大ごみ・小型家電の排出支援を行ううえでの課題・問題点及び解決策
	地方公共団体における当該取組に対する支援金、補助金等制度の内容
	取組の効果：排出量、品目等
	取組を行っての課題・問題点
4. 災害時高齢世帯におけるごみ排出支援体制	上記の課題・問題点に対する解決策
	内容の詳細：対応の流れ、対応開始時期、災害時の収集運搬体制、根拠となる協定等の締結状況、想定する体制が確保できない場合の対応等
	制度設計：検討の必要性を認めた経緯、制度設計時に見込んだ利用人数・世帯数
	（実際の災害で対応を行った経験がある場合）対応に当たって生じた問題、当時の対応
	今後災害発生時の対応に当たって想定される課題・問題点
	上記の課題・問題点及び及び他自治体が挙げた課題（人員、制度設計）に対する解決策
5. その他の退蔵品対策の取組状況	（未検討自治体）高齢世帯における平時のごみ排出支援制度を災害時に活用することの有効性についての考え、運用に当たって考えられる課題・問題点
	取組の実施体制、実施形態（当該事業を単独で実施しているか、他の事業・施策の一部として実施しているか・その内容）
	取組内容の詳細：対象者、利用方法、具体的取組内容、リユースをどのように促進しているか、利用手数料、危険物・有害ごみの取扱等
	制度設計：取組の必要性を認めた経緯、制度設計時に見込んだ利用人数・世帯数
	これまでの利用人数、世帯数、利用傾向
	取組の効果：排出された退蔵品の量・傾向、粗大ごみの増加量、満足度等の調査結果、手数料に対する負担感
	取組を行っての課題・問題点及び解決策：制度運用上の問題、支援を行う中で生じた問題やクレーム等
	他自治体が挙げた課題（人員、予算、制度設計等）に対する解決策
	（退蔵品排出に関する施策の利用者は住民の一部であることを踏まえ、）退蔵品の排出に関する施策に対する住民サービスの公平性についての考え

区分	項目
7. 空き家対策	取組の所管部署、連携先部署、業務の分担、作業体制
	取組内容の詳細：担当部局と共有している情報の内容、家財撤去等を行う契機、撤去等を行うに当たっての手続き（所有者への連絡・確認、庁内調整等）、撤去した家財のリユース状況、所有者における費用負担
	取組の実績
	取組における課題・問題点及び解決策
全般	地域における共助の取組：対象自治体における地域住民同士のつながりや共助の状況について、現状や将来的な見通し、今後の共助の推進についての考え等

(4) 詳細調査結果概要

各自治体におけるヒアリング結果の概要は以下のとおりである。

【詳細調査結果概要】

■ 高齢世帯に対する平時のごみ排出支援

4 自治体の事例について、取組の体制等を確認した（図表 1-2-36）。いずれも利用者が増加している一方、収集人員・車両の増員・増車がない自治体や、直営で大型トラックを運転できる職員が減少傾向とする自治体もあり、今後は人員確保が課題となると思われる。また、家の中からの搬出や分別支援にホームヘルパーが携わっているとする回答が複数あったが、ヘルパーも高齢化しており、家から玄関先へのごみ出しが困難な世帯も今後増加すると想定されるため、今後対応について検討が必要とする意見も挙げられた。

■ 地域コミュニティによる高齢世帯に対する平時のごみ排出支援

1 自治体（C 市）の事例として、ごみ排出支援の取組に限らず、NPO 法人担当部局による様々な活動への補助金制度があるとの回答があった。

■ 高齢世帯に対する災害時のごみ排出支援

平時の排出支援制度を活用すると回答した 1 自治体（A 市）からは、発災後の体制確保のために、安否確認を含む支援施策を関係部局と連携を図りながら平時の体制を確保する予定であるとの回答が得られた。

未検討の 3 自治体からは、平時のごみ排出支援制度を災害時に活用する可能性について、体制の維持が困難あるいは災害規模によるとの回答が得られた。

■ 退蔵品の平時の排出促進

3 自治体の事例として、B 町社会福祉部局における片付け支援、C 市廃棄物部局と事業者が連携した片付け支援サービス、D 市廃棄物部局による粗大ごみ拠点回収について、具体的な取組内容を確認した（図表 1-2-37）。

■ 空き家対策

1 自治体（C 市）の事例として、対応の流れや課題等についてヒアリングを行った。

- ・ 自治体の空家等対策計画に基づき対応している。担当部局である建築部局が全体のとりまとめを行っている。廃棄物部局には、ごみ・物品の問題について所有者等による改善がなされず指導等の対応が行われる段階で引き継ぎを行う。
- ・ 空き家対応で発生するごみはリユースできない状態と想定する。混合状態のごみを速やかに搬出する必要があるため、分別も最低限になるものと想定する。
- ・ 今後空き家は増加する一方となることが明らかである。空き家が管理不全に陥る前に呼びかけていく、発生予防の観点による取組が重要と考え、腐朽・破損した

段階の住宅の解体に補助制度を設けている。

- ・ 所有者不明の空き家も増加しており、市では対応が困難である。国が法整備を進めているため、それも活用しながら取り組んでいく必要があると考えている。

■ 全般・その他

- ・ 共助の状況は自治体や地域によって異なるが、自治会の担い手不足等の状況が挙げられた。近隣同士での関わり合いがあっても、家の中の掃除となるとプライバシーの問題もあり遠慮されるという指摘もあった。
- ・ 災害時には自助・共助が重要であるが、このような状況に対し、共助の仕組みに頼らなくても成り立つ仕組みが必要とする意見も挙げられた。
- ・ 自治体によっては広大な居宅が多く、平常時から要らなくなったものを捨てる習慣がなく、大量の退蔵品が置かれているとのことであった。特に、ごみ屋敷化し対応を行った家は、近所づきあいがないケースが多いとのことであり、ごみ屋敷化する前段階での関わり合いが課題とされた。

図表 1-2-36 ヒアリング対象自治体における取組の概要（平時のごみ排出支援）

項目	A 市	B 町	C 市	D 市
取組の概要	<u>玄関先等から処理施設への回収・運搬支援</u>	<u>家の中からごみ集積所までの排出支援</u> ①ホームヘルパーの家事支援におけるごみ出し・分別支援 ②包括支援センターの見守り訪問サービスによるごみ出し支援	<u>玄関先から処理施設への収集運搬支援（粗大ごみは家の中からの運搬）</u>	<u>玄関先から処理施設への収集運搬支援</u>
取組部署	<u>廃棄物部局・社会福祉部局連携</u> ： 社会福祉部局で申請受付。廃棄物部局で受付後面談を行い、支援決定後の回収・運搬を行う	<u>社会福祉部局</u>	<u>廃棄物部局</u>	<u>廃棄物部局・社会福祉部局分担</u> ： ①廃棄物部局が粗大ごみの収集運搬、②社会福祉部局が粗大ごみ以外の家庭ごみの収集運搬をそれぞれ行う
実施体制	<u>直営</u> による回収・運搬	① <u>ホームヘルパー</u> ②見守り訪問サービスは <u>社会福祉協議会</u> に委託	<u>直営</u> による収集運搬 普段収集業務を行っている事業所単位で支援者の受付・決定・変更・廃止から収集作業までを行っている	<u>直営</u> による収集運搬
利用条件（年齢以外）	要介護認定、認知症等	②見守り等の支援が必要	要介護認定、近隣・親族等による協力が得られない等	①粗大ごみ：自家用車を所有していないなど ②その他の家庭ごみ：ひとり暮らしであること、要介護認定を受けていること、介護保険のホームヘルプサービスを利用していること
費用	無料	②通常の生活ごみ手数料	無料	①粗大ごみ：有料 ②その他の家庭ごみ：通常の生活ごみ手数料
工夫等	-	-	大型ごみの排出支援（家の中からの搬出）について、 <u>持ち出し時の家財損傷等の事故発生が課題</u> 。保険加入や、立会してもらい、3人以上で作業する等工夫している。	-

図表 1-2-37 ヒアリング対象自治体における取組の概要（退蔵品の排出促進）

項目	B 町	C 市	D 市
取組の概要	<u>ごみ屋敷化した高齢者の居宅の片付け支援</u> ： 本人または民生委員からの相談を受け付け実施している	<u>事業者と連携した片付け支援</u> ： 市が適切にサービスを行える事業者を選定し、ホームページで情報提供を行っている	<u>粗大ごみ拠点回収</u> ： 年に1回、申請があった町内会を対象として、町内会が指定した場所に粗大ごみを集積してもらい、クリーンセンターに搬入している
実施体制等	社会福祉部局 職員または社会福祉協議会が実施	廃棄物部局 <u>排出者、片付け事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者</u> での三者契約により実施	廃棄物部局 <u>委託業者</u> による収集運搬 指定の収集場所までは町内会の住民が運び出す
取組経緯等	施策として行っているものではなく、 <u>問題が生じて住民自ら片付けができない際にやむを得ず対応しているもの。</u>	<u>空き家対策、悪質な不用品回収業者から消費者保護、廃棄物の適正処理</u> などの観点から制度設計に至った。	他自治体で同様の事例があり、 <u>市民（特に高齢者）の要望が多く導入した。</u>
利用状況等	問題が生じた際に対応 <u>対応件数は増加傾向</u> にある	市で広報を展開し、 <u>利用者は増加傾向。</u> リユースできるものは片付け事業者が買い取りを行っている。	市内の約8割の町内会から申請あり。利用者の約9割が高齢者であり、 <u>満足度は高い。</u>
費用	ごみの重量に応じた引取手数料のみ	利用者と事業者との契約による (市の人員・予算は不要)	<u>無料</u>
今後の課題	対応件数が増加していることに加え、 <u>空き家対策の観点からも、他部署との連携が必要</u> と考えている。 <u>ごみ屋敷化を未然に防ぐ観点からも、高齢者が集まる場での退蔵品排出の啓発は有効</u> と考える。	<u>空き家の残置物などの片付けをどう行ったら良いか分からない</u> <u>市民へサービスを認知してもらう方法をもっと検討していく必要がある。</u>	実施場所を設定できず利用申請ができない町内会への対応が課題。他の町内会と合同での申請を呼び掛けている。 今後、 <u>地元の協力人員や軽トラックが不足</u> することを懸念している。

図表 1-2-38 ヒアリング結果概要（A市 廃棄物部局）

区分	回答の概要
2. 高齢世帯における平時のごみ排出支援体制	・ 廃棄物部局と社会福祉部局とで連携した収集運搬を行っている。社会福祉部局で申請を受け付け、廃棄物部局で面談、利用可否決定及び直営でのごみ回収・運搬を行っている。ごみを出す場所は利用者、ケアマネジャーとの面談により決定している。付帯サービスとして安否確認を行っている（収集車に AED 搭載）。 ・ 平成 18 年から事業開始し、利用数は増加している。利用者として、高齢単身世帯、認知症、歩行困難者が多い。排出場所は玄関先が多く、分別は支援作業員（ヘルパー）が行っていることが多い。 ・ 高齢化が進み、年々利用者数が増加しているが、収集にあたる職員・収集車の増員・増車はされていない状況。今後利用者が増え続けるのであれば増員・増車を検討する必要がある。 ・ 今後、家からの排出が困難な利用者の支援等はヘルパーやケアマネジャーと連携を密にして排出支援を行っていく必要があると考える。
4. 災害時高齢世帯におけるごみ排出支援体制	・ 平時の排出支援制度を災害時に活用することとして検討している。災害時なるべく早い再開を行うために、安否確認を含む支援施策を関係部局と連携を図りながら、平時の体制を確保する予定である。 ・ 実際の災害時に、平時の排出支援制度により高齢者に対する排出支援対応を行った経験はない。

図表 1-2-39 ヒアリング結果概要 (B 町 社会福祉部局)

区分	回答の概要
2. 高齢世帯における平時のごみ排出支援体制	・ 介護保険のホームヘルプサービスでホームヘルパーが家事支援に入っており、その中で自宅からごみ集積所までのごみ出し支援、必要に応じて分別支援を行っている。 ・ 介護保険を使用していなくてもごみ出しに困っている高齢者に対して、包括支援センターの見守り訪問サービスでごみ出し支援を行っている（社会福祉協議会に委託）。利用者数等の実績は把握していないが、要望は増えている状況。 ・ 高齢者ができるだけヘルパーに頼らず自身でごみを出したいという意欲があっても、天候などによって収集前日の夜でないと出せないケースがある。そのような場合は、個別に区長や民生委員に事情を説明したうえで、密封して排出することで前日の夜の排出を認めてもらえないか相談しており、今のところ理解を得られている。
4. 災害時高齢世帯におけるごみ排出支援体制	・ 過去の水害で、高齢世帯におけるごみ排出支援を求められた経験はない。 ・ 将来災害が発生した場合に、平時のホームヘルプサービスを活用することは人員不足により困難と考える。包括支援センターで対応をすることになるものと想定する。
5. その他の退蔵品対策の取組状況	・ ごみ屋敷化した高齢者の居宅について、包括支援センターで相談を受け付け、片づけ及び運び出し、クリーンセンターまでの運搬を行っている。本人の要望または近隣住民、民生委員からの相談を受けて対応する。 ・ 施策として行っているものではなく、ごみ屋敷の問題があれば対応するというものである。ごみの重量に応じた引取料金のみで対応している。対応は、役場の職員や社会福祉協議会が実施している。今は対応できているが、対応件数が増加してきている実感はある。空き家問題とも関連するので、他部署とも連携が必要と考える。 ・ ごみ屋敷等不要物の片付けが災害対策になるという意識はなかった。広い家が多く、そのような家では納屋や離れの小屋があるので、平常時から要らなくなったものを捨てるという習慣がなく、大量の使えなくなったものを捨てずに置いていることがある。住民が高齢になり、何もできなくなったときに初めて問題が表面化するということになる。
全般	・ 近隣同士でお互いを気にかけて、関わり合いが始まっているところも多いが、家の中の掃除となると、プライバシーの問題もあり遠慮されるので、近所の住民や民生委員を交えての大掃除を行うということはない。今後は共助による取組も必要と考える。 ・ ごみ屋敷化し対応を行った家は、近所づきあいがないケースが多かった。本来はごみ屋敷化する前に介入するのが良いと考えるが、その段階での関わり合いができなかった。 ・ 今後、高齢者が集まる場で退蔵品についての意識啓発を行うのも有効ではないかと考える。

図表 1-2-40 ヒアリング結果概要（C市 廃棄物部局）

区分	回答の概要
2. 高齢世帯における平時のごみ排出支援体制	・ 普段収集業務を行っている事業所単位で支援者の受付・決定・変更・廃止から収集作業までの支援を行っている。 ・ 玄関先にごみ袋を入れるペールを設置し、そこに入れたものを収集。マンションの場合オートロックの対応や管理組合、隣保等への事前説明・了解が必要。 ・ 支援者（ケアマネージャー等）からの書面での申し込みを受け付け、面談により審査を行う。可燃ごみ以外は事前連絡により受け付けており、危険物等は対象外。ごみが出ていない場合は安否確認を行っている。リユースは促進していない。 ・ 近年利用対象者の要件を緩和し、利用者が増加した。可燃ごみの利用が多い。玄関先まではヘルパーが排出対応している。 ・ 収集対象としかどうかの判断に悩むことがある。マニュアルはあるが、より確認しやすいチェックリスト等の作成を検討している。 ・ 現在収集用の人員・車両を確保できているが、今後高齢化が進展する中において対象者が著しく増加した場合には「実施に当たる人員」が課題となる。大型ごみの排出支援（家の中からの搬出）について、持ち出し時の家財損傷等の事故発生が課題であり、保険加入や、立会してもらう、3人以上で作業する等工夫している。
3. 地域コミュニティによる高齢者に対する平時のごみ排出支援の取組	・ ごみ排出支援の取組に限らず、NPO 法人担当部局による様々な活動への補助金制度がある。
4. 災害時高齢世帯におけるごみ排出支援体制	・ 高齢世帯における平時のごみ排出支援制度災害時に活用することは、収集体制が維持できるなら有効。災害の規模によって、どこまで収集体制が維持できるかが課題。
5. その他の退蔵品対策の取組状況	・ 排出者、片付け支援サービス事業者（以下、「片付け事業者」）、一般廃棄物収集運搬許可業者（以下、「許可業者」）の3者で三者契約を行い、排出者宅において片付け事業者が分別しながら屋外に持ち出す。リユースできるものは片付け事業者が買い取り、持ち出した廃棄物は排出者宅から直接許可業者が市の処理施設に運搬して処分する。 ・ 適切にサービスを行える片付け事業者を選定し、市ホームページで情報提供を行っている。 ・ 空き家対策、悪質な不用品回収業者から消費者保護、廃棄物の適正処理などの観点から制度設計に至ったものである。 ・ 特に対象者は限定せず、利用者本人から片付け事業者へ依頼している。片付け事業者と許可業者がサービスを行っているため、自治体としての人員や予算は不要であり、不公平感もない。 ・ 空き家の残置物などの片付けをどう行ったら良いか分からない市民へサービスを認知してもらう方法を検討していく必要がある。 ・ 令和4年に取組を開始した。取り組み開始前より広報を行い、徐々に利用者は増加している。

区分	回答の概要
7. 空き家対策	・ 市の空家等対策計画に基づき、担当の建築部局が全体のとりまとめを行っている。問題のある空き家について市民からの相談を受け付け、現地調査・所有者調査を行い、問題に対処してほしいという依頼文書を送付する。所有者等による改善がなされなければ、指導等のより強力な対応を行うこととして、その問題に応じて担当課に引き継ぐこととしている。情報共有も概ねこの段階で行う。 ・ 管理不全の空き家空き地について、ごみ・物品のみの問題として対応した実績は過去2年間ではない。 ・ 建築物及びごみ・物品の問題として対応した実績は、空き家ではないが、建築物及びごみ・物品の両方の問題により危険な状況になっていたのに対して居住者が必要な措置をとれず、代執行を行った事例が1件ある。 ・ 空き家対策としてごみの片づけを代執行することとなった場合は、ごみのリユースは考えていない。そもそも再使用できる状況ではないと想定している。分別対応も困難であると考え。速やかな搬出を求められることに加え、ごみが混合された状態であるものと想定する。できる範囲で、可燃ごみと不燃ごみを分別するくらいが限度と考える。 ・ 今後空き家は増加する一方となることが明らかである。空き家が管理不全に陥る前に呼びかけていく、発生予防の観点による取組が重要と考えている。空き家が管理不全状態に陥る前の早期解体への意思決定を後押しするため、腐朽・破損した段階の住宅の解体に補助制度を設けている。 ・ 所有者不明の空き家についても増加しており、市では対応が困難である。民法改正や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法など、国が取組の手段として法整備を進めているため、それも活用しながら取り組んでいく必要があると考えている。
全般	・ 地域住民の高齢化にともない、世帯人数の減少、自治会の担い手不足等の問題が、各地域で顕著化している。 ・ 共助に頼らなくても成り立つ仕組みが必要と考える。

図表 1-2-41 ヒアリング結果概要 (D 市 廃棄物部局)

区分	回答の概要
2. 高齢世帯における平時のごみ排出支援体制	- 戸別収集は社会福祉部局と廃棄物部局で分担し対応している。廃棄物部局で粗大ごみの戸別収集を行っている。廃棄物処理施設の職員が直営収集を行っている。収集手数料は品目に応じて、1品毎に徴収しているが、割高に感じるという意見はあった。 - 社会福祉部局で粗大ごみを除く家庭ごみの戸別収集をそれぞれ行っている。市の職員（廃棄物部局、社会福祉部局と異なる部署）が直営収集を行っている。戸別収集にかかる料金は徴収しておらず、通常の生活ごみ手数料で収集を行っている。利用世帯は平成25年の制度運用開始時より増加している。 - いずれも玄関先からクリーンセンターへの運搬を行っている。有害物の収集は行っていない。農薬の回収を頼まれた場合は対応について案内している。対応において両部局の連携はないが、現状対応における問題や、住民からのクレーム等は生じておらず、適切な分担体制が構築できていると考える。 - 制度開始時には分別が不十分になる可能性を懸念していたが、ホームヘルプサービスを利用していることが戸別収集の利用条件となっているため、利用者が自身で分別できない場合はヘルパーが分別を行っている。 - 粗大ごみはクリーンセンターに運搬、処理しており、リユースは行っていない。小型家電は有価物として業者に引き渡している。 - 実施に当たる人員について、現状問題はない。一方、市直営で大型トラックを運転できる職員は減少傾向にある。委託をするとしても予算の問題に加え、収集運搬業者も減少傾向にある。これらのことから、将来的には人員を確保できなくなる可能性があることを懸念している。 - 収集に当たって家屋の中に入ることは控えたい考えである。一方、ヘルパーも高齢化しており、家屋外にごみを出すことが困難な世帯は今後増加すると考えている。今後対応について検討が必要となると考えている。
4. 災害時高齢世帯におけるごみ排出支援体制	災害時排出支援は、地元の共助に頼ることになるものと考えている。
5. その他の退蔵品対策の取組状況	- 粗大ごみ（埋立ごみ以外）の拠点回収を年に1回、利用申請があった町内会を対象として行っている。町内会毎の申請を受け、町内会が指定した場所に住民に粗大ごみを集積してもらい、クリーンセンターに搬入している。収集運搬は業者に委託しており、実施場所への運搬や分別は地元の協力で行っている。手数料は無料である。 - 同様の拠点回収を行っている事例があり、市民からの要望により導入したものである。特に高齢者からの要望が多かった。 - 取組開始時には全ての町内会の申請を想定していた。令和3年度実績では、市内の町内会の約8割が申請を行い、毎年回収を行っている。実施場所を準備できない町内会等は申請がなく、近隣の町内会と合同での申請を呼びかけるなど利用増を図っている。 - 利用者の約9割は高齢者である。事業に対する利用者の満足度は高く、今後も継続したい。 - 今後、地元の協力人員や軽トラックが不足することを懸念している。 - 取組開始時に、災害対策に有効であるとする認識があったようである。
全般	元々地域に居住していた市民の間では共助ができていると考える。一方で町内会費の負担等から、転入してきた住民による共助への協力はあまり見込めない状況である。

1.2.3 今後の課題

本年度調査では、2府4県市町村の廃棄物部局、社会福祉部局に対し、高齢世帯における平時・災害時のごみ排出支援や、退蔵品排出促進の取組状況の概況調査としてアンケートを実施した。また詳細調査として、個別の取組を実施している4自治体に対しヒアリングを実施し、今後他自治体への水平展開につながる事例や課題について確認した。

今後ブロック管内における取組を推進するにあたって、①本調査における課題、②高齢世帯におけるごみ排出支援及び退蔵品排出促進における課題は次のとおりと考えられる。

①本調査における課題

概況調査においては、各自治体の取組状況について全体の概況を把握することができた。一方、ごみ排出支援等の施策とされていない、ホームヘルプサービスにおけるごみ排出支援など、該当する取組が行われていても回答に反映されていない可能性が考えられる。

高齢世帯におけるごみ排出支援及び退蔵品排出促進は、災害時の安全確保やごみ屋敷化の未然防止等、災害廃棄物対策以外の観点からも全ての自治体にとって今後重要となることから、取組の重要性や本調査で得られた事例・知見を水平展開し、自治体における認知度の向上を図ることが望まれる。

また、今回調査では、地域コミュニティにおけるごみ排出支援の取組について十分に把握することができなかった。取組に対する補助金制度がある自治体でも、対象がごみ排出支援等に限られない場合にはコミュニティによる取組実態まで把握されていないことがあるため、取組の実態や課題についてどのように把握していくかが課題となる。

②高齢世帯におけるごみ排出支援及び退蔵品排出促進における課題

アンケート調査結果より、取組を推進する上での主な課題として「実施に当たる人員」、「企画・制度設計」、「予算」が挙げられた。

ヒアリングでは対象自治体における取組体制等について具体的に確認したが、特に「実施に当たる人員」、「予算」については、今後支援対象者の増加が見込まれること、ホームヘルパーも高齢化が進んでいることから、現在取組を行っている自治体においても大きな課題になるものと想定される。各自治体が取組の重要性を認識し、限られた人員、予算での対応を検討する上での参考となるよう、さらなる事例収集、水平展開が望まれる。

また、高齢世帯に対する平時の排出支援制度を災害時に活用することについて、平時の収集運搬体制や災害の規模等によっては必要とする体制の確保が困難である場合も想定される。一方、平時の排出支援制度を利用する住民の立場では、災害時にこそ制度を利用したいという要望はあるものと想定されることから、災害発生時の排出支援対応を速やかに行うための情報収集、体制整備をいかに行うかが課題となる。

さらに、ごみや退蔵品の排出支援は本人の同意がないと実施できないとする指摘もあり、留意が必要である。